

◎ 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案 新旧対照条文

○ 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）（抄）（第一条関係） 1

○ 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）（第二条関係） 4

○ 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同令第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（昭和五十九年厚生省令第五十五号）（抄）（第三条関係） 27

○ 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）（抄）（第四条関係） 33

○ 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百十号）（抄）（第五条関係） 37

○ 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）（抄）（第六条関係） 170

○ 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二十七条の二十五 （令第二十九条の四の四第二項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める日） 第二十七条の二十五 令第二十九条の四の四第二項の厚生労働省令で定める場合は、当該保険者の行う国民健康保険の世帯主等であつた者が、計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七條第四項に規定する加入者又は同法の規定による被保険者（以下この条において「医療保険の加入者」という。）の資格を喪失し、かつ、当該医療保険の加入者の資格を喪失した日以後の計算期間において医療保険の加入者とならない場合とし、令第二十九条の四の四第二項の厚生労働省令で定める日は、当該日の前日とする。</p> <p>第三十二条の八 第三十二条の八（略）</p>	<p>第二十七条の二十五 令第二十九条の四の四第二項の厚生労働省令で定める場合は、当該保険者の行う国民健康保険の世帯主等であつた者が、計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七條第三項に規定する加入者又は同法の規定による被保険者（以下この条において「医療保険の加入者」という。）の資格を喪失し、かつ、当該医療保険の加入者の資格を喪失した日以後の計算期間において医療保険の加入者とならない場合とし、令第二十九条の四の四第二項の厚生労働省令で定める日は、当該日の前日とする。</p> <p>第三十二条の八 都道府県は、毎年度、当該都道府県内の市町村のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該年度の当該各号イに掲げる額の見込額が当該年度の当該各号ロに掲げる額の見込額に百分の百十四を乗じて得た額を超えるものであつて、当該各号イに掲げる額の見込額が災害その他の特別の事情を勘案してもなお著しく多額であると認められるものについて、その医療に要する費用が著しく多額であるものと認めるものとする。</p> <p>一 前期高齢被保険者加入割合が平均前期高齢被保険者加入割合以上である場合</p> <p>イ (1)に掲げる額の合算額から(2)に掲げる額を控除した額</p>

-
- (1) 被保険者に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額
- (2) 前期高齢被保険者一人当たり給付額に当該市町村の被保険者の数を乗じて得た額に、前期高齢被保険者加入割合から平均前期高齢被保険者加入割合を控除した割合を乗じて得た額
- ロ (1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額
- (1) 年齢階層ごとに、当該年齢階層に係る平均一人当たり給付額に当該市町村の当該年齢階層に属する被保険者の数を乗じて得た額の合算額として算定した額
- (2) 平均前期高齢被保険者一人当たり給付額に当該市町村の被保険者の数を乗じて得た額に、前期高齢被保険者加入割合から平均前期高齢被保険者加入割合を控除した割合を乗じて得た額
- 二 平均前期高齢被保険者加入割合が前期高齢被保険者加入割合を超える場合
- イ (1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合算額
- (1) 前号イ(1)に掲げる額の合算額
- (2) 前期高齢被保険者一人当たり給付額に当該市町村の被保険者の数を乗じて得た額に、平均前期高齢被保険者加入割合から前期高齢被保険者加入割合を控除した割合を乗じて得た額
- ロ (1)に掲げる額と(2)に掲げる額との合算額
- (1) 前号ロ(1)に掲げる額
- (2) 平均前期高齢被保険者一人当たり給付額に当該市町村の
-

<p>3 第一項各号において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 平均前期高齢被保険者加入割合 全ての保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者をいう。）に係る同条第四項に規定する加入者の総数に対する同法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者の総数の割合</p> <p>三 (略)</p> <p>四 平均一人当たり給付額 全ての市町村の被保険者に係る第一項第一号イ(1)に掲げる額の合算額を当該被保険者の総数で除して得た額</p> <p>五 平均前期高齢被保険者一人当たり給付額 全ての市町村の前期高齢被保険者に係る第一項第一号イ(1)に掲げる額の合算額を当該前期高齢被保険者の総数で除して得た額</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 第一項各号において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 前期高齢被保険者加入割合 当該市町村の被保険者の数に対する当該前期高齢被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者のうち、市町村の行う国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）の数の割合</p> <p>二 平均前期高齢被保険者加入割合 すべての保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者をいう。）に係る同条第三項に規定する加入者の総数に対する同法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者の総数の割合</p> <p>三 前期高齢被保険者一人当たり給付額 当該市町村の前期高齢被保険者に係る第一項第一号イ(1)に掲げる額の合算額を当該前期高齢被保険者の数で除して得た額</p> <p>四 平均一人当たり給付額 すべての市町村の被保険者に係る第一項第一号イ(1)に掲げる額の合算額を当該被保険者の総数で除して得た額</p> <p>五 平均前期高齢被保険者一人当たり給付額 すべての市町村の前期高齢被保険者に係る第一項第一号イ(1)に掲げる額の合算額を当該前期高齢被保険者の総数で除して得た額</p>
---	---

○ 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）（第二条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条 （事務費負担金の額の算定）</p> <p>第二条 国民健康保険組合（以下「組合」という。）に係る事務費負担金の額は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、次項又は第五項の事務費負担金基準額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第五條第四項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合 百分の八十</p> <p>二 （略）</p> <p>255 （略）</p> <p>第七条 （算定政令第五條第一項第一号ロ(2)に規定する厚生労働省令で定める算定方法）</p> <p>第七条 算定政令第五條第一項第一号ロ(2)に規定する被用者保険等保険者である組合（同号ロに規定する被用者保険等保険者である組合をいう。以下同じ。）の被保険者であつて組合特定被保険者（法第七十三條第一項第一号イに規定する組合特定被保険者をいう。以下同じ。）でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。</p> <p>一 当該組合の前期高齢者納付金の納付に要する費用の額</p>	<p>（事務費負担金の額の算定）</p> <p>第二条 国民健康保険組合（以下「組合」という。）に係る事務費負担金の額は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、次項又は第五項の事務費負担金基準額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第五條第一項第一号イの規定により厚生労働大臣の定める組合 百分の八十</p> <p>二 （略）</p> <p>255 （略）</p> <p>（算定政令第五條第一項第一号ロに規定する厚生労働省令で定める算定方法）</p> <p>第七条 算定政令第五條第一項第一号ロに規定する指定組合特定被保険者（同号イに規定する指定組合特定被保険者をいう。以下同じ。）である者に係る高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金（以下「前期高齢者納付金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に相当する額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金（以下「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、指定組合特定被保険者</p>

- 二 イに掲げる数をロに掲げる数で除して得た率
- イ 前々年度における当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないもののうち前期高齢者である加入者（高齢者医療確保法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者をいう。以下この条において同じ。）であるものの数
- ロ 前々年度における当該組合の被保険者のうち前期高齢者である加入者であるものの数
- 2 算定政令第五条第一項第一号ロ(2)に規定する被用者保険等保険者である組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。
- 一 当該組合の後期高齢者支援金の納付に要する費用の額
- 二 イに掲げる数をロに掲げる数で除して得た率
- イ 前々年度における当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものの数
- ロ 前々年度における当該組合の被保険者の数
- 3 算定政令第五条第一項第一号ロ(2)に規定する被用者保険等保険者である組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者交付金の額は、当該組合の前期高齢者交付金の額に第一項第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。
- 第七条の四
- (算定政令第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める算定方法)
- 第七条の四 算定政令第五条第三項に規定する組合特定被保険者に係る納付費用額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額から第四号に掲げる額を控除した額とする。
- 一 イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額
- イ 当該組合の前期高齢者納付金の納付に要する費用の額

- に係る前期高齢者交付金の額に相当する額を控除した額）は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額から第四号に掲げる額を控除した額とする。
- 一 当該組合の前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に、前々年度における当該組合の当該指定組合特定被保険者である者のうち前期高齢者である加入者（高齢者医療確保法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者をいう。以下この条において同じ。）であるものの数を前々年度における当該組合の前期高齢者である加入者の数で除して得た率を乗じて得た額
- 二 当該組合の後期高齢者支援金の納付に要する費用の額に、前々年度における当該組合の当該指定組合特定被保険者の数を前々年度における当該組合の被保険者の数で除して得た率を乗じて得た額
- 三 当該組合の介護納付金の納付に要する費用の額に、前々年度における当該組合の当該指定組合特定被保険者である者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者であるものの数を前々年度における当該組合の介護保険法第九条第二号に規定する被保険者の数で除して得た率を乗じて得た額
- 四 当該組合の前期高齢者交付金の額に、第一号に規定する率を乗じて得た額
- (算定政令第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める算定方法)
- 第七条の四 第七条の規定は、算定政令第五条第三項に規定する組合特定被保険者（同条第一項第一号イに規定する組合特定被保険者をいう。以下同じ。）である者に係る前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に相当する額（前期高齢者交付金がある場合には、組合特定被保険者に係る

- ロ (1)に掲げる数を(2)に掲げる数で除して得た率
- (1) 前々年度における当該組合の組合特定被保険者のうち前期高齢者である加入者であるものの数
- (2) 前々年度における当該組合の被保険者のうち前期高齢者である加入者であるものの数
- 二 イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額
- イ 当該組合の後期高齢者支援金の納付に要する費用の額
- ロ (1)に掲げる数を(2)に掲げる数で除して得た率
- (1) 前々年度における当該組合の組合特定被保険者の数
- (2) 前々年度における当該組合の被保険者の数
- 三 イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額
- イ 当該組合の介護納付金の納付に要する費用の額
- ロ (1)に掲げる数を(2)に掲げる数で除して得た率
- (1) 前々年度における当該組合の組合特定被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者であるものの数
- (2) 前々年度における当該組合の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者であるものの数
- 四 当該組合の前期高齢者交付金の額に第一号ロに掲げる率を乗じて得た額
- 第七条の五（新規）
（算定政令第五条第四項第二号及び第五項第三号ハに規定する厚生労働省令で定める算定方法）
- 第七条の五 算定政令第五条第四項第二号及び第五項第三号ハに規定する組合特定被保険者（指定組合特定被保険者（算定政令第五第四項第一号に規定する指定組合特定被保険者をいう。次条において同じ。）を除く。第二号イ、第七条の七及び第七条の八において同じ。）に係る前期高齢者交付金の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

前期高齢者交付金の額に相当する額を控除した額）の算定について準用する。この場合において、第七条中「指定組合特定被保険者」とあるのは、「組合特定被保険者」と読み替えるものとする。

（新設）

一 当該組合の前期高齢者交付金の額	二 イに掲げる数をロに掲げる数で除して得た率
イ 前々年度における当該組合の組合特定被保険者のうち前期高齢者である加入者であるものの数	ロ 前々年度における当該組合の被保険者のうち前期高齢者である加入者であるものの数
第七条の六（新規）	
〔算定政令第五条第五項第一号に規定する厚生労働省令で定める算定方法〕	
第七条の六 第七条の四の規定は、算定政令第五条第五項第一号に規定する指定組合特定被保険者に係る特定納付費用額の算定について準用する。この場合において、第七条の四中「組合特定被保険者」とあるのは、「指定組合特定被保険者」と読み替えるものとする。	
第七条の七（新規）	
〔算定政令第五条第五項第二号及び第三号イに規定する厚生労働省令で定める算定方法〕	
第七条の七 算定政令第五条第五項第二号及び第三号イに規定する組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。	
一 当該組合の前期高齢者納付金の納付に要する費用の額	二 第七条の五第二号に掲げる率
第七条の八（新規）	
〔算定政令第五条第五項第三号ロに規定する厚生労働省令で定める算定方法〕	
第七条の八 算定政令第五条第五項第三号ロに規定する組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の額は、第一	

（新設）

（新設）

（新設）

号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一 当該組合の後期高齢者支援金の納付に要する費用の額

二 イに掲げる数をロに掲げる数で除して得た数

イ 当該組合の後期高齢者支援金の納付に要する費用の額

ロ (1)に掲げる数を(2)に掲げる数で除して得た率

(1) 前々年度における当該組合の組合特定被保険者の数

(2) 前々年度における当該組合の被保険者の数

第八条

(一部負担金の割合軽減等組合に係る補助の額の特例)

第八条 算定政令第五条第六項において準用する算定政令第二条第二項の表療養の給付に要した費用の額の項の規定により療養の給付に要した費用のうち負担軽減措置の対象となる被保険者又は組合員に係る費用の額として算定する費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。

一・二 (略)

第九条

第九条 算定政令第五条第六項において準用する算定政令第二条第二項の表療養の給付に要した費用の額に規定する厚生労働省令で定める率は、前条各号に規定するそれぞれの措置についてその対象となる被保険者又は組合員の療養の給付に要した費用の額につき、別表第三に定める率とする。

第九条の二

第九条の二 算定政令第五条第六項において準用する算定政令第二条第二項の表入院時食事療養費及び入院時生活療養費の支給に要した費用の額の項の規定により入院時食事療養費及び入院時生活療養費の支給に要した費用のうち負担軽減措置の対象となる被保険者又は組合員に係る費用の額として算定する費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。

(一部負担金の割合軽減等組合に係る補助の額の特例)

第八条 算定政令第五条第五項において準用する算定政令第二条第二項の表療養の給付に要した費用の額の項の規定により療養の給付に要した費用のうち負担軽減措置の対象となる被保険者又は組合員に係る費用の額として算定する費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。

一・二 (略)

第九条

第九条 算定政令第五条第五項において準用する算定政令第二条第二項の表療養の給付に要した費用の額に規定する厚生労働省令で定める率は、前条各号に規定するそれぞれの措置についてその対象となる被保険者又は組合員の療養の給付に要した費用の額につき、別表第三に定める率とする。

第九条の二

第九条の二 算定政令第五条第五項において準用する算定政令第二条第二項の表入院時食事療養費及び入院時生活療養費の支給に要した費用の額の項の規定により入院時食事療養費及び入院時生活療養費の支給に要した費用のうち負担軽減措置の対象となる被保険者又は組合員に係る費用の額として算定する費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。

一・二 (略)

第九條の三

第九條の三 算定政令第五條第六項において準用する算定政令第二條第二項の表入院時食事療養費及び入院時生活療養費の支給に要した費用の額の項に規定する厚生労働省令で定める率は、前条各号に規定するそれぞれの措置についてその対象となる被保険者又は組合員の入院時食事療養費及び入院時生活療養費の支給に要した費用の額につき、別表第三に定める率とする。

第九條の四

第九條の四 算定政令第五條第六項において準用する算定政令第二條第二項の表保険外併用療養費の支給に要した費用の額の項の規定により食事療養及び生活療養を除いた調整前保険外併用療養費額のうち負担軽減措置の対象となる被保険者又は組合員に係る費用の額として算定する費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。

一・二 (略)

2 算定政令第五條第六項において準用する算定政令第二條第二項の表保険外併用療養費の支給に要した費用の額の規定により食事療養に係る保険外併用療養費の支給に要した費用の額のうち負担軽減措置の対象となる被保険者又は組合員に係る費用の額として算定する費用の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一・二 (略)

3 算定政令第五條第六項において準用する算定政令第二條第二項の表保険外併用療養費の支給に要した費用の額の規定により生活療養に係る保険外併用療養費の支給に要した費用の額の負担軽減措置の対象となる被保険者又は組合員に係る費用の額として算定する費用の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一・二 (略)

一・二 (略)

第九條の三 算定政令第五條第五項において準用する算定政令第二條第二項の表入院時食事療養費及び入院時生活療養費の支給に要した費用の額の項に規定する厚生労働省令で定める率は、前条各号に規定するそれぞれの措置についてその対象となる被保険者又は組合員の入院時食事療養費及び入院時生活療養費の支給に要した費用の額につき、別表第三に定める率とする。

第九條の四 算定政令第五條第五項において準用する算定政令第二條第二項の表保険外併用療養費の支給に要した費用の額の項の規定により食事療養及び生活療養を除いた調整前保険外併用療養費額のうち負担軽減措置の対象となる被保険者又は組合員に係る費用の額として算定する費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。

一・二 (略)

2 算定政令第五條第五項において準用する算定政令第二條第二項の表保険外併用療養費の支給に要した費用の額の規定により食事療養に係る保険外併用療養費の支給に要した費用の額のうち負担軽減措置の対象となる被保険者又は組合員に係る費用の額として算定する費用の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一・二 (略)

3 算定政令第五條第五項において準用する算定政令第二條第二項の表保険外併用療養費の支給に要した費用の額の規定により生活療養に係る保険外併用療養費の支給に要した費用の額の負担軽減措置の対象となる被保険者又は組合員に係る費用の額として算定する費用の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一・二 (略)

第九條の五

第九條の五 食事療養及び生活療養を除いた調整前保険外併用療養費額に係る算定政令第五條第六項において準用する算定政令第二條第二項の表保険外併用療養費の支給に要した費用の額の項に規定する厚生労働省令で定める率は、前條第一項各号に規定するそれぞれの措置についてその対象となる被保険者又は組合員の食事療養及び生活療養を除いた調整前保険外併用療養費額につき、別表第三に定める率とする。

2 食事療養に係る保険外併用療養費の支給に要した費用の額に係る算定政令第五條第六項において準用する算定政令第二條第二項の表保険外併用療養費の支給に要した費用の額の項に規定する厚生労働省令で定める率は、前條第一項各号に規定するそれぞれの措置についてその対象となる被保険者又は組合員の食事療養に係る保険外併用療養費の支給に要した費用の額につき、別表第三に定める率とする。

3 生活療養に係る保険外併用療養費の支給に要した費用の額に係る算定政令第五條第六項において準用する算定政令第二條第二項の表保険外併用療養費の支給に要した費用の額の項に規定する厚生労働省令で定める率は、前條第一項各号に規定するそれぞれの措置についてその対象となる被保険者又は組合員の生活療養に係る保険外併用療養費の支給に要した費用の額につき、別表第三に定める率とする。

第十條

第十條 算定政令第五條第六項において準用する算定政令第二條第二項の表高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の項の規定により高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要したものととして算定する費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。

第九條の五

第九條の五 食事療養及び生活療養を除いた調整前保険外併用療養費額に係る算定政令第五條第五項において準用する算定政令第二條第二項の表保険外併用療養費の支給に要した費用の額の項に規定する厚生労働省令で定める率は、前條第一項各号に規定するそれぞれの措置についてその対象となる被保険者又は組合員の食事療養及び生活療養を除いた調整前保険外併用療養費額につき、別表第三に定める率とする。

2 食事療養に係る保険外併用療養費の支給に要した費用の額に係る算定政令第五條第五項において準用する算定政令第二條第二項の表保険外併用療養費の支給に要した費用の額の項に規定する厚生労働省令で定める率は、前條第一項各号に規定するそれぞれの措置についてその対象となる被保険者又は組合員の食事療養に係る保険外併用療養費の支給に要した費用の額につき、別表第三に定める率とする。

3 生活療養に係る保険外併用療養費の支給に要した費用の額に係る算定政令第五條第五項において準用する算定政令第二條第二項の表保険外併用療養費の支給に要した費用の額の項に規定する厚生労働省令で定める率は、前條第一項各号に規定するそれぞれの措置についてその対象となる被保険者又は組合員の生活療養に係る保険外併用療養費の支給に要した費用の額につき、別表第三に定める率とする。

第十條

第十條 算定政令第五條第五項において準用する算定政令第二條第二項の表高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の項の規定により高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要したものととして算定する費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。

一〇五 (略)

六 第八条第一号の規定により算定した費用の額に第九条の率を乗じて得た額、第九条の四第一項第一号の規定により算定した費用の額に前条第一項の率を乗じて得た額並びに療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額が当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額か

一 療養の給付に要した費用の額から第八条の規定により算定した費用の額を控除して得た額に係る高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額

二 食事療養及び生活療養を除いた調整前保険外併用療養費額から第九条の四第一項の規定により算定した費用の額を控除して得た額に係る高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額

三 第八条第二号の規定により算定した費用の額に係る高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額に第九条の率を乗じて得た額

四 第九条の四第一項第二号の規定により算定した費用の額に係る高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額に前条第一項の率を乗じて得た額

五 療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給についての療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額（療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額が当該療養につき算定した費用の額から当該算定した費用の額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に相当する額を超える場合の当該療養につき算定した費用の額を除く。）に係る高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額

六 第八条第一号の規定により算定した費用の額に第九条の率を乗じて得た額、第九条の四第一項第一号の規定により算定した費用の額に前条第一項の率を乗じて得た額並びに療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額が当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額か

ら当該算定した費用の額を当該療養を受けた者につき法第四十二條第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に相当する額を超える場合の当該療養につき算定した費用の額の合算額に、当該年度において全ての被保険者について一部負担金の割合の軽減又は一部負担金の全部若しくは一部の負担の措置が講ぜられていない全ての組合（以下この号において「全ての標準組合」という。）の高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額を全ての標準組合の療養の給付に要した費用の額並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給についての療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額の合算額で除して得た率（その率に小数点以下第八位未満の端数があるときは、この端数を四捨五入するものとする。）を乗じて得た額

第十一條

（算定政令第五條第八項に規定する基準となる年度）

第十一條 算定政令第五條第八項に規定する基準となる年度は、平成二十六年（法第百十三條の規定により平成二十七年）以後の年度における同項に規定する被保険者に係る所得を把握する組合にあつては、当該年度」とする。

第十二條

（組合普通調整補助金）

第十二條 算定政令第五條第八項の規定により各組合（同條第四項第一号の規定により厚生労働大臣が定める組合を除く。以下同じ。）に対して補助する組合普通調整補助金の額は、当該組合の次條の規定により算定した組合調整対象需要額（以下「組合調整対象需要額」という。）から当該組合の第十四條の規定により算定

ら当該算定した費用の額を当該療養を受けた者につき法第四十二條第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に相当する額を超える場合の当該療養につき算定した費用の額の合算額に、当該年度においてすべての被保険者について一部負担金の割合の軽減又は一部負担金の全部若しくは一部の負担の措置が講ぜられていないすべての組合（以下この号において「すべての標準組合」という。）の高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額をすべての標準組合の療養の給付に要した費用の額並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給についての療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額の合算額で除して得た率（その率に小数点以下第八位未満の端数があるときは、この端数を四捨五入するものとする。）を乗じて得た額

（算定政令第五條第七項に規定する基準となる年度）

第十一條 算定政令第五條第七項に規定する基準となる年度は、平成二十六年（法第百十三條の規定により平成二十七年）以後の年度における同項に規定する被保険者に係る所得を把握する組合にあつては、当該年度」とする。

（組合普通調整補助金）

第十二條 算定政令第五條第七項の規定により各組合（同條第一項第一号イの規定により厚生労働大臣が定める組合を除く。以下同じ。）に対して補助する組合普通調整補助金の額は、当該組合の次條の規定により算定した組合調整対象需要額（以下「組合調整対象需要額」という。）から当該組合の第十四條の規定により算

した組合調整対象収入額（以下「組合調整対象収入額」という。）を控除した額とする。

2 (略)

第十三条

(組合調整対象需要額)

第十三条 組合調整対象需要額は、次の各号に掲げる額の合算額（当該額に係る第十五条第一項に規定する補助がなされるときは、当該補助の額を控除した額とする。）から療養給付費等補助見込額を控除した額とする。

一・二 (略)

定した組合調整対象収入額（以下「組合調整対象収入額」という。）を控除した額とする。

2 (略)

(組合調整対象需要額)

第十三条 組合調整対象需要額は、次の各号に掲げる額の合算額（当該額に係る第十五条第一項に規定する補助がなされるときは、当該補助の額を控除した額とする。）から療養給付費等補助見込額を控除した額とする。

一 当該年度の前年度の三月十一日から当該年度の三月十日までの間の請求に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額の見込額、当該年度の四月一日から三月三十一日までの間において入院時食事療養費の支給に要した費用の額の見込額、同期間において入院時生活療養費の支給に要した費用の額の見込額、同期間において保外併用療養費の支給に要した費用の額の見込額、同期間において訪問看護療養費の支給についての療養につき算定した費用の額の見込額から当該見込額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に相当する額、同期間における療養費及び特別療養費の支給についての療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、現に当該療養に要した費用の額とする。以下この条において同じ。）の見込額から当該見込額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に相当

2 前項の療養給付費等補助見込額は次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 イに掲げる額とロに掲げる額の合算額にハに掲げる割合を乗じて得た額

イ 前項第一号に掲げる額から特定給付見込額を控除した額

ロ 前項第二号に掲げる額から特定納付費用見込額を控除した額

ハ (略)

二 イ及びロに掲げる額の合算額(前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額からハに掲げる額を控除した額)に千分の百三十を乗じて得た額

イ 特定給付見込額

ロ 特定納付費用見込額のうち算定政令第五条第五項第二号に

する額と当該食事療養に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額の見込額と当該生活療養に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額の見込額との合算額、同期間において移送費の支給に要した費用の額の見込額並びに同期間において高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の見込額の合算額

二 当該年度の四月一日から三月三十一日までの間において前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)

2 前項の療養給付費等補助見込額は次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 イに掲げる額とロに掲げる額の合算額にハに掲げる割合を乗じて得た額

イ 前項第一号に掲げる額(指定組合特定被保険者に係る額(次項において「指定組合特定給付見込額」という。)を除く(。))から特定給付見込額を控除した額

ロ 前項第二号に掲げる額(指定組合特定被保険者に係る額(第四項において「指定組合特定納付費用見込額」という。)を除く。))から特定納付費用見込額を控除した額

ハ 算定政令第五条第一項第一号ハの表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

二 特定給付見込額及び特定納付費用見込額のうち前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百五十三条第一項に規定する給付費割合を乗じて得た額(次号において「前期高齢者納付金給付費相当額」という。))の合算額(前期高齢者交付金がある場合には、算定政令第

規定する額

ハ 算定政令第五条第四項第二号に規定する額

三| イ及びロに掲げる額の合算額

イ| (1)に掲げる額に(2)に掲げる割合を乗じて得た額

(1) 特定納付費用見込額のうち算定政令第五条第五項第三号イ及びロに規定する額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額から同号ハに規定する額を控除した額）

(2) 算定政令第五条第五項第三号ニに掲げる割合

ロ| (1)に掲げる額に(2)に掲げる割合を乗じて得た額

(1) 特定納付費用見込額のうち前号ロに掲げる額及びイ(1)に掲げる額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額から前号ハに掲げる額を控除した額）を控除した額

(2) 算定政令第五条第五項第四号に掲げる割合

3 前項第一号イ及び第二号イの特定給付見込額は、組合特定被保険者につき、当該年度の前年度の三月十一日から当該年度の三月十日までの間の請求に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額の見込額、当該年度の四月一日から三月三十一日までの間において入院時食事療養の支給に要した費用の額の見込額、同期間において入院時生活療養費の支給に要した費用の額の見込額、同期間において保険外併用療養費の支給に要した費用の額の見込額、同期間において訪問看護療養費の支給についての療養につき算定した費用の額の見込額から当該見込額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除

五条第四項第一号に規定する前期高齢者交付金給付費相当額（次号において「前期高齢者交付金給付費相当額」という。）を控除した額）に千分の百三十を乗じて得た額

三| 特定納付費用見込額（前期高齢者納付金給付費相当額を除き、前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用見込額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額を控除した額）に算定政令第五条第四項第二号ロの表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額

3 前項の特定給付見込額は、組合特定被保険者につき、当該年度の前年度の三月十一日から当該年度の三月十日までの間の請求に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額の見込額、当該年度の四月一日から三月三十一日までの間において入院時食事療養の支給に要した費用の額の見込額、同期間において入院時生活療養費の支給に要した費用の額の見込額、同期間において保険外併用療養費の支給に要した費用の額の見込額、同期間において訪問看護療養費の支給についての療養につき算定した費用の額の見込額から当該見込額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に相当する額、

した額に相当する額、同期間における療養費及び特別療養費の支給についての療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額の見込額から当該見込額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に相当する額と当該食事療養に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額の見込額と当該生活療養に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額の見込額との合算額、同期間において移送費の支給に要した費用の額の見込額並びに同期間において高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の見込額の合算額とする。

4 第二項の特定納付費用見込額は、組合特定被保険者につき、当該年度の四月一日から三月三十一日までの間において前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額を控除した額）とする。

5 5 10 (略)

第十五条

(組合特別調整補助金)

第十五条 算定政令第五条第九項の規定により各組合に対して補助する組合特別調整補助金の額は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）にいう被爆者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額並びに診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第五号の規定による療養担当手当の額その他特別の事情がある組合に対

同期間における療養費及び特別療養費の支給についての療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額の見込額から当該見込額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に相当する額と当該食事療養に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額の見込額と当該生活療養に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額の見込額との合算額、同期間において移送費の支給に要した費用の額の見込額並びに同期間において高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の見込額の合算額（指定組合特定給付見込額を除く。）とする。

4 第二項の特定納付費用見込額は、組合特定被保険者につき、当該年度の四月一日から三月三十一日までの間において前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額を控除した額とし、指定組合特定納付費用見込額を除く。）とする。

5 5 10 (略)

(組合特別調整補助金)

第十五条 算定政令第五条第八項の規定により各組合に対して補助する組合特別調整補助金の額は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）にいう被爆者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額並びに診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第五号の規定による療養担当手当の額その他特別の事情がある組合に対

2 (略)
し補助するものの額とする。

附則
附則第四条

(病床転換支援金等を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の特例)

第四条 平成三十年三月三十一日までの間、第二条、第七条、第七条の四から第七条の七まで、第十三条及び第十四条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第二項 第二項第三項</p>	<p>及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等</p>	<p>、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等</p>
<p>第七条(見出しを含む)</p>	<p>第五条第一項第一号ロ(2)</p>	<p>附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第一項第一号ロ(2)</p>
<p>第七条の四(見出しを含む)</p>	<p>第五条第三項</p>	<p>附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第三項</p>

2 (略)
し補助するものの額とする。

附則

(病床転換支援金等を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の特例)

第四条 平成三十年三月三十一日までの間、第二条、第七条、第七条の四、第十三条及び第十四条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第二項第三項</p>	<p>及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等</p>	<p>、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等</p>
<p>第七条</p>	<p>及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。)</p>	<p>、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。)</p>
		<p>下「病床転換支援金」という。)</p>

第十三条第一項第二号	第七條の七 (見出しを 含む。)	第七條の六	第七條の五 (見出しを 含む。)	第七條の四 第二号イ
及び後期高齢者支援 金	第五條第五項第二号 及び第三号イ	第七條の四	第五條第四項第二号 、第七條の七	後期高齢者支援金
、後期高齢者支援金及び 病床転換支援金	第五條第五項第二号及び 算定政令附則第十三條の 規定により読み替えられ た算定政令第五條第五項 第三号イ	附則第四條の規定により 読み替えられた第七條の 四	附則第十三條の規定によ り読み替えられた算定政 令第五條第四項第二号 並びに附則第四條の規定 により読み替えられた第 七條の七	後期高齢者支援金及び高 齢者医療確保法の規定に よる病床転換支援金(以 下「病床転換支援金」と いう。)

第十四條	第七條の四 並びに第十 三條第一項 及び第四項	
後期高齢者支援金	及び後期高齢者支援 金	の後期高齢者支援金
後期高齢者支援金、病床 転換支援金	、後期高齢者支援金及び 病床転換支援金	の後期高齢者支援金及び 病床転換支援金

第十三条第 二項第二号 ハ	第五条第四項第二号	附則第十三条の規定によ り読み替えられた算定政 令第五条第四項第二号
第十三条第 二項第三号 イ(1)	第五条第五項第三号 イ及びロ	附則第十三条の規定によ り読み替えられた算定政 令第五条第五項第三号イ 及び算定政令第五条第五 項第三号ロ
第十三条第 四項	及び後期高齢者支援 金 同号ハ	算定政令附則第十三条の 規定により読み替えられ た算定政令第五条第五項 第三号ハ
第十四条第 一項第一号 イ及びロ	後期高齢者支援金及 び 病 床 転 換 支 援 金 及 び 病 床 転 換 支 援 金 並 び に	後期高齢者支援金及び病 床 転 換 支 援 金 並 び に

附則第四条の二

(削る)

〔平成二十四年度における算定政令第四条の三第一項の繰入額の算定の特例〕
 〔平成二十四年度における算定政令第四条の三第一項の繰入額の算定に係る第六条の二の規定の適用については、同条中「十月二十日」とあるのは、「一月十日」とする。〕

(削る)

(指定組合調整対象被保険者に係る前期高齢者納付金等の算定方法)

第四条の三 算定政令附則第十三条、第十五条及び第十六条の規定により読み替えられた算定政令第五条第一号ロに規定する法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者（経過の世帯員を除く。）又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの（以下この条において「指定組合調整対象被保険者」という。）に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用に相当する額は、当該組合の前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に、前々年度における当該組合の当該指定組合調整対象被保険者である者のうち前期高齢者である加入者（高齢者医療確保法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者をいう。以下この条において同じ。）であるものの数を前々年度における当該組合の前期高齢者である加入者の数で除して得た率を乗じて得た額とする。

2 指定組合調整対象被保険者に係る後期高齢者支援金の納付に要する費用に相当する額は、当該組合の後期高齢者支援金の納付に要する費用の額に、前々年度における当該組合の当該指定組合調整対象被保険者である者の数を前々年度における当該組合の被保険者の数で除して得た率を乗じて得た額とする。

(指定組合調整対象特定被保険者に係る前期高齢者納付金等の算定方法)

第四条の四 前条の規定は、算定政令附則第十三条、第十五条及び第十六条の規定により読み替えられた算定政令第五条第三項に規定する組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保

(削る)

<p>附則第四 条の規定に よ り読み替 えられた 第七 条第一項</p>	<p>以下同じ。)でない もの</p>	<p>並びに算 定政令附 則第十 五条に規 定する経 過的組</p>
<p>附則第四 条の規定に よ り読み替 えられた 第七 条の見出し</p>	<p>附則第十 三条</p>	<p>附則第十 五条の規 定によ り読み替 えられた 算定政 令附則第 十三條</p>
<p>附則第四 条の規定に よ り読み替 えられた 第七 条の見出し</p>	<p>附則第十 三条</p>	<p>附則第十 五条の規 定によ り読み替 えられた 算定政 令附則第 十三條</p>

(経過的組合員を組合員とする組合に対する補助金の特例)
 第五条 算定政令附則第十五条に規定する経過的組合員を組合員とする組合については、前条の規定により読み替えられた第七条、第七條の四から第七條の七まで及び第十三條の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ下欄に掲げる字句とする。

「指定組合調整対象特定被保険者」を除く。
 (若しくは経過的世帯員(指定組合調整対象被保険者を除く。)でないもの)
 (以下「指定組合調整対象特定被保険者」という。)に係る前期高
 齢者納付金及び後期高齢者支援金の納付に要する費用に相当する
 額の算定について準用する。この場合において、前条中「指定組
 合調整対象被保険者」とあるのは、「指定組合調整対象特定被保
 険者」とする。

(小規模事業所等常勤経過的組合員に係る前期高齢者納付金等の
 算定方法)
 第五条 第七条の規定は、算定政令附則第十五条第一項の規定によ
 り読み替えられた算定政令第五条第一項第一号イに規定する小規
 模事業所等常勤経過的組合員(以下この条において「小規模事業
 所等常勤経過的組合員」という。)に係る前期高齢者納付金及び
 後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に相当す
 る額(前期高齢者交付金がある場合には、小規模事業所等常勤経
 過的組合員に係る前期高齢者交付金の額に相当する額を控除した
 額)の算定について準用する。この場合において、第七条中「当
 該指定組合特定被保険者」とあるのは「附則第五条第一項に規定
 する小規模事業所等常勤経過的組合員」とする。

2 平成三十年三月三十一日までの間、前項の規定を適用する場合
 においては、同項中「及び後期高齢者支援金」とあるのは「後
 期高齢者支援金及び病床転換支援金」と、「第七条」とあるのは
 「附則第四条の規定により読み替えられた第七条」とする。

附則第四条	第七條第一 項第二号イ	
附則第十三条	でないもの	
附則第十五条の規定によ	でないもの並びに経過的 組合員であつて指定組合 員でないもの及び経過的 組合員であるものをいう。以下同 じ。）	組合員（以下「経過的組合 員」という。）であつて 指定組合員特定被保険者（ 同条の規定により読み替 えられた算定政令第五条 第四項第一号イに規定す る指定組合員特定被保険者 をいう。以下同じ。）又 は小規模事業所等常勤経 過的組合員（同号ロに規 定する小規模事業所等常 勤経過的組合員をいう。 以下同じ。）でないもの 及び経過的世帯員（経過 的組合員の世帯に属する 当該組合の被保険者であ つて組合員特定被保険者で あるものをいう。以下同 じ。）

<p>附則第四条の規定により読み替えられた第七條の五（見出しを含む。）</p>	<p>附則第四条の規定により読み替えられた第七條の四（見出しを含む。）</p>	<p>の規定により読み替えられた第七條第二項及び第三項</p>		
<p>指定組合特定被保険</p>	<p>第五項第三号ハ</p>	<p>附則第十三條</p>	<p>組合特定被保険者</p>	<p>でないもの</p>
<p>指定組合特定被保険者並</p>	<p>算定政令附則第十三條の規定により読み替えられた算定政令第五條第五項第三号ハ</p>	<p>附則第十五條の規定により読み替えられた算定政令附則第十三條</p>	<p>組合特定被保険者（経過組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員であるものを除く。）</p>	<p>り読み替えられた算定政令附則第十三條 でないもの並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員</p>

<p>附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項第二号ハ</p>	<p>附則第四条の規定により読み替えられた第七條の六（見出し含む。）</p>	
<p>附則第十三条</p>	<p>附則第四条 第五条第五項第一号</p>	<p>者</p>
<p>附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条</p>	<p>附則第五条の規定により読み替えられた附則第四条</p>	<p>びに経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）</p>

（削る）

（指定組合特定被保険者のうち経過的世帯員に係る前期高齢者納付金等の算定方法）

第六条 第七条の規定は、指定組合特定被保険者のうち算定政令附則第十五条第一項の規定により読み替えられた算定政令第五条第一項第一号イに規定する経過的世帯員（以下「経過的世帯員」という。）に係る前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介

(削る)

護納付金の納付に要する費用に相当する額(前期高齢者交付金がある場合には、指定組合特定被保険者のうち経過的世帯員に係る前期高齢者交付金の額に相当する額を控除した額)の算定について準用する。この場合において、第七条中「当該指定組合特定被保険者」とあるのは「指定組合特定被保険者のうち附則第六条第一項に規定する経過的世帯員」とする。

2 | 平成三十年三月三十一日までの間、前項の規定を適用する場合においては、同項中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」と、「第七条」とあるのは「附則第四条の規定により読み替えられた第七条」とする。

(指定組合特定被保険者を除く経過的組合員及び経過的世帯員に係る前期高齢者納付金等の算定方法)

第七条 第七条の規定は、算定政令附則第十五条第一項に規定する経過的組合員(指定組合特定被保険者を除く。)及び経過的世帯員(指定組合特定被保険者を除く。)に係る前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に相当する額(前期高齢者交付金がある場合には、算定政令附則第十五条第一項に規定する経過的組合員(指定組合特定被保険者を除く。)及び経過的世帯員(指定組合特定被保険者を除く。)に係る前期高齢者交付金の額に相当する額を控除した額)の算定について準用する。この場合において、第七条中「当該指定組合特定被保険者」とあるのは「算定政令附則第十五条第一項に規定する経過的組合員(指定組合特定被保険者を除く。)及び附則第十条第一項に規定する経過的世帯員(指定組合特定被保険者を除く。)-とする。

2 | 平成三十年三月三十一日までの間、前項の規定を適用する場合においては、同項中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「後

期高齢者支援金及び病床転換支援金」と、「第七条」とあるのは「附則第四条の規定により読み替えられた第七条」とする。

○ 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同令第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（昭和五十九年厚生省令第五十五号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二条 (削除)</p> <p>第二条 削除</p> <p>第三条から第七条まで (改正)</p> <p>第三条から第九条まで 削除</p> <p>第八条 (削る)</p>	<p>（厚生労働大臣が定める組合に係る俸給等に相当するもの）</p> <p>第二条 法第八十一条の二第一項の規定により厚生労働大臣が定める組合の法第八十一条の四第一項に規定する組合員ごとの標準報酬若しくは標準報酬月額又は標準期末手当等若しくは標準賞与額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものは、賃金、給料、俸給その他勤務の対償として受けるものであつて、当該組合の組合員が負担する保険料その他これに相当するものの算定の基礎となるもののうち当該組合ごとに厚生労働大臣が定めるもの額とする。</p> <p>第三条から第七条まで 削除</p> <p>（標準報酬総額の補正）</p> <p>第八条 算定政令第七条第一項に規定する標準報酬の月額又は標準報酬月額（以下「標準報酬の月額等」という。）が標準報酬の等級又は標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級に属する同項に規定する組合員又は加入者（以下「組合員等」という。）がある場合における同項に規定する組合員等の標準報酬の月額等の当該年度の合計額の総額は、当該標準報酬の月額等の当該年度の合計額の総額と同項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除</p>

- 3 | 算定政令第七條第二項に規定する健康保険法の規定による標準報酬月額等の等級又は標準報酬の等級若しくは標準報酬月額の等級の最高等級の額又は最低等級の額が改定された年度における同条第一項に規定する共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団（以下「共済組合等」という。）の組合員等の標準報酬の月額等の当該年度の合計額の総額は、同項に規定する当該共済組合等の組合員等の標準報酬の月額等の当該年度の合計額の総額を当該年度の四月から同条第二項に規定する改定月（以下この項において「改定月」という。）の前月までの期間に係る額（以下この項において「改定前の期間に係る額」という。）と改定月から当該年度の三月までの期間に係る額（以下この項において「改定以後の期間に係る額」という。）に区分し、それぞれの額を同条第一項に規定する当該共済組合等の組合員等の標準報酬の月額等の当該年度の合計額の総額とみなして同項の規定を適用し補正して得た額の合計額とする。この場合において、同項の規定の適用については、同項第一号中「最高等級又は最低等級に属する組合員等」とあるのは、改定前の期間に係る額については「当該改定月前における最高等級又は最低等級に属する組合員等」とし、改定以後の期間に係る額については「当該改定月以後における最高等級又は最低等級に属する組合員等」とし、同項第二号中「合計額」とあるのは、改定前の期間に係る額については「合計額（当該改定月が当該基準月以前の月であるときは、当該改定月前における標準報酬の等級又は標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級を当該基準月における標準報酬の等級又は標準報酬月額の等級の最高
- 2 | 算定政令附則第六條第一項第一号に規定する当該年度の厚生労働省令で定める基準となる月は、当該年度の六月とする。
- 3 | 算定政令第七條第二項に規定する健康保険法の規定による標準報酬月額等の等級又は標準報酬の等級若しくは標準報酬月額の等級の最高等級の額又は最低等級の額が改定された年度における同条第一項に規定する共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団（以下「共済組合等」という。）の組合員等の標準報酬の月額等の当該年度の合計額の総額は、同項に規定する当該共済組合等の組合員等の標準報酬の月額等の当該年度の合計額の総額を当該年度の四月から同条第二項に規定する改定月（以下この項において「改定月」という。）の前月までの期間に係る額（以下この項において「改定前の期間に係る額」という。）と改定月から当該年度の三月までの期間に係る額（以下この項において「改定以後の期間に係る額」という。）に区分し、それぞれの額を同条第一項に規定する当該共済組合等の組合員等の標準報酬の月額等の当該年度の合計額の総額とみなして同項の規定を適用し補正して得た額の合計額とする。この場合において、同項の規定の適用については、同項第一号中「最高等級又は最低等級に属する組合員等」とあるのは、改定前の期間に係る額については「当該改定月前における最高等級又は最低等級に属する組合員等」とし、改定以後の期間に係る額については「当該改定月以後における最高等級又は最低等級に属する組合員等」とし、同項第二号中「合計額」とあるのは、改定前の期間に係る額については「合計額（当該改定月が当該基準月以前の月であるときは、当該改定月前における標準報酬の等級又は標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級を当該基準月における標準報酬の等級又は標準報酬月額の等級の最高

第九条（削る）

（削る）

等級又は最低等級とみなして算定した合計額」とし、改定以後の期間に係る額については「合計額（当該改定月が当該基準月より後の月であるときは、当該改定月以後における標準報酬の等級又は標準報酬月額等の最高等級又は最低等級を当該基準月における標準報酬の等級又は標準報酬月額の最高等級及び最低等級とみなして算定した合計額）」とする。

（標準報酬総額の見込額の算定方法）

第九条 法第八十一条の四第一項に規定する被用者保険等保険者ごとの当該年度の標準報酬総額の見込額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得るものとする。この場合において、一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

一 前々年度の当該被用者保険等保険者の標準報酬総額
二 前年度及び当該年度において見込まれる当該被用者保険等保険者の被保険者又は組合員等に係る賃金水準の伸び及び被保険者又は組合員等の数の伸び等を勘案して当該被用者保険等保険者において見込まれる前年度及び当該年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額の伸び率

2 前々年度の四月二日以降新たに被用者保険等保険者となつた者及び同日以降当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した被用者保険等保険者に係る当該年度の標準報酬総額の見込額は、前項の規定にかかわらず、その間における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額等を勘案して基金があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けた算定方法に基づき算定するものとする。

3 基金は、前項の規定に基づき、当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額を算定したときは、速やかに当該見込額を厚生労働大臣に報告するものとする。

第十二条

(事務費拠出金の額の算定方法)

第十二条 (略)

2

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令(平成十九年厚生労働省令第四百四十五号)第三十八条の四第二項の規定は、前項第二号に規定する前々年度の各被用者保険等保険者の標準報酬総額について準用する。この場合において、同条第二項中「同年度の標準報酬総額の見込額は、前項の規定にかかわらず」とあるのは、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十年厚生労働省令第七十七号)附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同令第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令(昭和五十九年厚生省令第五十五号)第十二条第一項第二号に規定する前々年度の各被用者保険等保険者の標準報酬総額は」と読み替えるものとする。

第十三条

(市町村が行う基金に対する通知)

第十三条 法第八十一条の七第一項の規定により市町村が基金に対して行う通知は、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に

(事務費拠出金の額の算定方法)

第十二条 法第八十一条の六に規定する各被用者保険等保険者から徴収する事務費拠出金の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一 当該年度における法第八十一条の十第一項に規定する基金の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額

二 前々年度の各被用者保険等保険者の標準報酬総額を前々年度の被用者保険等保険者の標準報酬総額の合計額で除して得た率(その率に小数点以下八位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率とする。)

2

第九条第二項の規定は、前項第二号に規定する前々年度の各被用者保険等保険者の標準報酬総額について準用する。この場合において、第九条第二項中「当該年度の標準報酬総額の見込額は、前項の規定にかかわらず」とあるのは、「前項第二号に規定する前々年度の各被用者保険等保険者の標準報酬総額は」と読み替えるものとする。

(市町村が行う基金に対する通知)

第十三条 法第八十一条の七第一項の規定により市町村が基金に対して行う通知は、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に

定める期日までに行うものとする。

一〜三 (略)

四 各年度の第一条の第三第二項第一号に掲げる額及び退職被保険者等に係る保険料収納割合及び被保険者数 翌年度の六月末日

第十四条 削除

第十五条 (改正)

(老人保健法施行規則の準用)

第十五条 老人保健法施行規則(昭和五十八年厚生省令第二号)第五十九条の規定は被用者保険等保険者の拠出金の納付の猶予について準用する。この場合において、同令第五十九条第一項中「第六十二条第一項」とあるのは「第八十一条の十二において準用する老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第六十二条第一項」と、「保険者」とあるのは「被用者保険等保険者」と、同条第二項中「保険者」とあるのは「被用者保険等保険者」と、それぞれ読み替えるものとする。

定める期日までに行うものとする。

一 各年度の被用者保険等拠出対象額の見込額及びその内訳 前年度の二月末日

二 各月ごとの被用者保険等拠出対象額及びその内訳 当該月の三月後の月の五日

三 各年度の被用者保険等拠出対象額及びその内訳(過年度分退職被保険者等保険料収納合算額を含む。)並びに退職被保険者等の数 翌年度の六月末日

四 各年度の第一条の第二第二項第一号に掲げる額及び退職被保険者等に係る保険料収納割合及び被保険者数 翌年度の六月末日

第十四条 被用者保険等保険者は、基金に対し、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日まで文書により報告しなければならない。

一 各年度の標準報酬総額の見込額 前年度の二月末日

二 各年度の標準報酬総額 翌年度の八月末日

(老人保健法施行規則の準用)

第十五条 老人保健法施行規則(昭和五十八年厚生省令第二号)第五十九条の規定は被用者保険等保険者の拠出金の納付の猶予について、同令第六十一条第三項の規定は合併、分割又は解散が行われた場合における被用者保険等保険者の基金に対する標準報酬総額の報告について、同令第六十二条の規定は新たに被用者保険等保険者となつた者又は合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者の基金に対する届出について準用する。この場合において、同令第五十九条第一項中「第六十二条第一項」とあるのは「第八十一条の十二において準用する老人保健法(昭和五十七年

法律第八十号）第六十二条第一項」と、「保険者」とあるのは「被用者保険等保険者」と、同条第二項中「保険者」とあるのは「被用者保険等保険者」と、同令第六十一条第三項中「保険者」とあるのは「被用者保険等保険者」と、「各月末日（当該合併、分割又は解散が行われた日の属する月にあつては、当該合併、分割又は解散が行われた日とする。）における加入者数及び七十五歳以上の加入者等の数」とあるのは「標準報酬総額」と、同令第六十二条中「保険者」とあるのは「被用者保険等保険者」と、それぞれ読み替えるものとする。

○ 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）（抄）（第四条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第七十条 （高額療養費の支給の申請） 第七十条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 高額療養費に係る療養が、令第十四条第七項又は第十五条第一項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、被保険者は、第一項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。</p> <p>第七十一条の八 （令第十六条の四第一項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める日） 第七十一条の八 令第十六条の四第一項の厚生労働省令で定める場合は、当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であった者が、計算期間において被保険者又は法第七条第四</p>	<p>（高額療養費の支給の申請） 第七十条 法第八十四条の規定により高額療養費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。</p> <p>一 被保険者証の番号 二 個人番号 三 令第十四条第一項、第二項又は第三項の規定による合算される額に係る療養が同条第一項第二号に規定する特定給付対象療養であるときは、その旨及び当該額</p> <p>2 前項第三号に掲げる額については、同項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。</p> <p>3 高額療養費に係る療養が、令第十四条第五項第一号ハ若しくは二、同項第二号ハ若しくは二、同項第三号ハ若しくは二、同項第四号ハ若しくは二若しくは同条第七項又は第十五条第一項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、被保険者は、第一項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。</p> <p>（令第十六条の四第一項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める日） 第七十一条の八 令第十六条の四第一項の厚生労働省令で定める場合は、当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であった者が、計算期間において被保険者又は法第七条第三項に規定する加入者（</p>

項に規定する加入者（以下この条において「医療保険の加入者」という。）の資格を喪失し、かつ、当該医療保険の加入者の資格を喪失した日以後の計算期間において医療保険の加入者とならない場合とし、令第十六条の四第一項の厚生労働省令で定める日は、当該日の前日とする。

第七十一条の九

（高額介護合算療養費の支給の申請）

第七十一条の九 法第八十五条の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする令第十六条の二第一項第一号に規定する基準日被保険者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一～三 （略）

四 申請者が計算期間における当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であった間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた年月

五 （略）

2～4 （略）

以下この条において「医療保険の加入者」という。）の資格を喪失し、かつ、当該医療保険の加入者の資格を喪失した日以後の計算期間において医療保険の加入者とならない場合とし、令第十六条の四第一項の厚生労働省令で定める日は、当該日の前日とする。

（高額介護合算療養費の支給の申請）

第七十一条の九 法第八十五条の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする令第十六条の二第一項第一号に規定する基準日被保険者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一 被保険者証の番号
二 申請者の氏名及び個人番号

三 計算期間の始期及び終期

四 申請者が計算期間における当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であった間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた年月

五 基準日世帯被保険者が、計算期間において加入していた医療保険者（当該後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合及び法第七条第二項に規定する保険者をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）並びに介護保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第三条の規定により介護保険を行う市町村をいう。）の名称及びその加入期間

2 前項の申請書には、令第十六条の二第一項第二号から第五号までに掲げる額に関する証明書をそれぞれ添付しなければならない。ただし、記載すべき額が零である証明書は、前項の申請書にその旨を記載して、添付を省略することができる。

第七十一条の十

(高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等)

第七十一条の十 法第八十五条の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする被保険者(令第十六条の二第三項及び第四項に規定する者をいう。以下この条において「申請者」という。

)は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。ただし、次項第四号に掲げる額が零である場合にあつては、この限りでない。

一〜四 (略)

五 申請者が計算期間における当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた年月

3 申請者が、令第十六条の二第二項又は第十六条の三第一項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。

4 第一項の規定による申請書の提出を受けた後期高齢者医療広域連合は、当該申請者に適用される令第十六条の二第一項に規定する介護合算算定基準額及び介護合算一部負担金等世帯合算額その他高額介護合算療養費等(法第八十五条若しくは医療保険各法の規定による高額介護合算療養費又は介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費若しくは高額医療合算介護予防サービス費をいう。次条第四項において同じ。)の支給に必要な事項を、申請者に対して第二項の証明書を交付した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

(高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等)

第七十一条の十 法第八十五条の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとする被保険者(令第十六条の二第三項及び第四項に規定する者をいう。以下この条において「申請者」という。

)は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。ただし、次項第四号に掲げる額が零である場合にあつては、この限りでない。

一 被保険者証の番号

二 申請者の氏名及び個人番号

三 計算期間の始期及び終期

四 基準日に加入する医療保険者の名称

五 申請者が計算期間における当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた年月

<p>2 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、被保険者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書を交付しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 申請者が計算期間において当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であった期間</p> <p>四〇六 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 後期高齢者医療広域連合は、精算対象者(計算期間の途中で死亡した者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。)に係る高額介護合算療養費等の額の算定に必要な第二項の証明書の交付申請を、当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であった者(当該精算対象者を除く。)から受けたときは、当該者に対し、当該証明書を交付しなければならない。</p>	<p>2 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、被保険者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書を交付しなければならない。</p> <p>一 被保険者証の番号</p> <p>二 申請者の氏名</p> <p>三 申請者が計算期間において当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であった期間</p> <p>四 前号に掲げる被保険者であった期間に、当該申請者が受けた療養に係る令第十六条の二第一項第一号に規定する合算額</p> <p>五 当該後期高齢者医療広域連合の名称及び所在地</p> <p>六 その他必要な事項</p> <p>3 前項の証明書を交付した後期高齢者医療広域連合は、当該証明書に係る基準日の翌日から二年以内に第一項第四号に掲げる医療保険者から高額介護合算療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請に関する確認を行ったときは、当該証明書に係る同項の申請書は提出されなかったものとみなすことができる。</p> <p>4 後期高齢者医療広域連合は、精算対象者(計算期間の途中で死亡した者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。)に係る高額介護合算療養費等の額の算定に必要な第二項の証明書の交付申請を、当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であった者(当該精算対象者を除く。)から受けたときは、当該者に対し、当該証明書を交付しなければならない。</p>
--	---

○ 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百十号）（抄）（第五条関係）
（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令</p> <p>目次 （略）</p> <p>第一章 前期高齢者交付金 第一条 （法第三十二条第一項の厚生労働省令で定める前期高齢者である加入者） 第一条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八加入者）</p>
<p>現 行</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令</p> <p>目次</p> <p>第一章 前期高齢者交付金（第一条―第十六条） 第二章 前期高齢者納付金等（第十七条―第二十二条） 第三章 市町村の特別会計への繰入れ等（第二十三条） 第四章 財政安定化基金 第一節 財政安定化基金による交付事業（第二十四条―第二十八条） 第二節 財政安定化基金による貸付事業（第二十九条―第三十条） 第五章 特別高額医療費共同事業（第三十四条・第三十五条） 第六章 後期高齢者支援金等（第三十六条―第四十三条） 第七章 雑則（第四十四条―第四十七条） 附則</p> <p>第一章 前期高齢者交付金 （法第三十二条第一項の厚生労働省令で定める前期高齢者である加入者） 第一条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八加入者）</p>

十号。以下「法」という。）第三十二条第一項の厚生労働省令で定める前期高齢者である加入者は、七十五歳以上の加入者（法第七十四条第四項に規定する加入者をいう。第三十八条の六を除き、以下同じ。）とする。

第二条

（前期高齢者交付調整金額）

第二条 当該年度の前々年度の概算前期高齢者交付金の額（法第三十四条第一項に規定する概算前期高齢者交付金の額をいう。以下同じ。）が同年度の確定前期高齢者交付金の額（法第三十五条第一項に規定する確定前期高齢者交付金の額をいう。以下同じ。）を超える保険者（法第七条第二項に規定する保険者をいう。以下同じ。）（以下「前期高齢者交付控除対象保険者」という。）に係る前期高齢者交付調整金額（法第三十三条第二項に規定する前期高齢者交付調整金額をいう。以下同じ。）は、その超える額（以下「前期高齢者交付超過額」という。）に次条に規定する前期高齢者交付算定率を乗じて得た額とする。

2 当該年度の前々年度の概算前期高齢者交付金の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額に満たない保険者（以下「前期高齢者交付加算対象保険者」という。）に係る前期高齢者交付調整金額は、その満たない額（以下「前期高齢者交付不足額」という。）に次条に規定する前期高齢者交付算定率を乗じて得た額とする。

第三条

（前期高齢者交付算定率の算定方法）

第三条 前期高齢者交付算定率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

一 全ての前期高齢者交付加算対象保険者に係る前期高齢者交付不足額の合計額及び全ての前期高齢者交付控除対象保険者に係

十号。以下「法」という。）第三十二条第一項の厚生労働省令で定める前期高齢者である加入者は、七十五歳以上の加入者とする。

（前期高齢者交付調整金額）

第二条 前々年度の概算前期高齢者交付金の額（法第三十四条第一項に規定する概算前期高齢者交付金の額をいう。以下同じ。）が前々年度の確定前期高齢者交付金の額（法第三十五条第一項に規定する確定前期高齢者交付金の額をいう。以下同じ。）を超える保険者（以下「前期高齢者交付控除対象保険者」という。）に係る前期高齢者交付調整金額（法第三十三条第二項に規定する前期高齢者交付調整金額をいう。以下同じ。）は、その超える額（以下「前期高齢者交付超過額」という。）に次条に規定する前期高齢者交付算定率を乗じて得た額とする。

2 前々年度の概算前期高齢者交付金の額が前々年度の確定前期高齢者交付金の額に満たない保険者（以下「前期高齢者交付加算対象保険者」という。）に係る前期高齢者交付調整金額は、その満たない額（以下「前期高齢者交付不足額」という。）に次条に規定する前期高齢者交付算定率を乗じて得た額とする。

（前期高齢者交付算定率の算定方法）

第三条 前期高齢者交付算定率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

一 すべての前期高齢者交付加算対象保険者に係る前期高齢者交付不足額の合計額及びすべての前期高齢者交付控除対象保険者に係

る前期高齢者交付超過額の合計額に係る社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）の支払利息の額と受取利息の額との差額を基礎として、当該年度の前々年度における支払基金の保険者に対し前期高齢者交付金（法第三十二条第一項に規定する前期高齢者交付金をいう。以下同じ。）を交付する業務上生じた利息の額その他の事情を勘案して支払基金があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて算定する額

二 全ての前期高齢者交付加算対象保険者に係る前期高齢者交付不足額の合計額と全ての前期高齢者交付控除対象保険者に係る前期高齢者交付超過額の合計額との差額

第四条

（法第三十四条第二項第一号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第四条 法第三十四条第二項第一号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める給付とする。

- 一 一（三）（略）

に係る前期高齢者交付超過額の合計額に係る社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）の支払利息の額と受取利息の額との差額を基礎として、前々年度における支払基金の保険者に対し前期高齢者交付金（法第三十二条第一項に規定する前期高齢者交付金をいう。以下同じ。）を交付する業務上生じた利息の額その他の事情を勘案して支払基金があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて算定する額

二 すべての前期高齢者交付加算対象保険者に係る前期高齢者交付不足額の合計額とすべての前期高齢者交付控除対象保険者に係る前期高齢者交付超過額の合計額との差額

（法第三十四条第二項第一号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第四条 法第三十四条第二項第一号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める給付とする。

- 一 健康保険の保険者 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五十二条及び第二百二十七条に掲げる保険給付
- 二 船員保険の保険者 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給（船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十九条に規定する療養補償に相当するものを除く。）並びに傷病手当金及び葬祭料の支給並びに家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、出産手当金、家族出産育児一時金及び家族葬祭料の支給
- 三 国民健康保険の保険者 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費

四 国家公務員共済組合 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第五十条第一項第一号から第九号までに掲げる短期給付（国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第二十二条の二第一項に規定する在外組合員及び同令第三十三条に規定する在外被扶養者が本邦外にある期間内において受けるものを除く。）

五・六 （略）

第五條

（前期高齢者給付費見込額の算定方法）

第五條 法第三十四条第二項第一号に規定する前期高齢者給付費見込額（以下「前期高齢者給付費見込額」という。）は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一 （略）

二 次項に規定する新設保険者等以外の全ての保険者に係る前期高齢者給付費見込額の総額をそれらの保険者に係る前号に掲げ

、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給（退職被保険者及びその被扶養者に係るものを除く。）並びに出産育児一時金及び葬祭費の支給並びに葬祭の給付

四 国家公務員共済組合 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第五十一条第一項第一号から第九号までに掲げる短期給付（国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十二条の二第一項に規定する在外組合員及び同令第三十三条に規定する在外被扶養者が本邦外にある期間内において受けるものを除く。）

五 地方公務員等共済組合 地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第五百二十二号）第五十三条第一項第一号から第九号までに掲げる短期給付

六 日本私立学校振興・共済事業団 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十条第一項第一号から第九号までに掲げる短期給付

（前期高齢者給付費見込額の算定方法）

第五條 法第三十四条第二項第一号に規定する前期高齢者給付費見込額（以下「前期高齢者給付費見込額」という。）は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一 法第三十五条第二項第一号に規定する前期高齢者給付費額（その額が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。）

二 次項に規定する新設保険者等以外のすべての保険者に係る前期高齢者給付費見込額の総額をそれらの保険者に係る前号に掲げ

る額の合計額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

- 2 当該年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された保険者及び同年度の四月二日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した保険者（以下「新設保険者等」という。）に係る前期高齢者給付費見込額は、前項の規定にかかわらず、当該新設保険者等に係る前期高齢者である加入者（法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者をいう。以下同じ。）の数の他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。

第六條

（調整対象外給付費見込額の算定方法）

- 第六條 法第三十四条第二項第二号本文の厚生労働省令で定めるところにより算定される額（以下「調整対象外給付費見込額」という。）は、当該保険者に係る前期高齢者給付費見込額から第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額を控除して得た額とする。

- 一 法第三十四条第六項に規定する一人平均前期高齢者給付費見込額（以下「一人平均前期高齢者給付費見込額」という。）に当該年度に係る同条第二項第二号に規定する政令で定める率を乗じて得た額

- 二 （略）

- 2 （略）

げる額の合計額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

- 2 当該年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された保険者及び当該年度の前々年度の四月二日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した保険者（以下「新設保険者等」という。）に係る前期高齢者給付費見込額は、前項の規定にかかわらず、当該新設保険者等に係る前期高齢者である加入者（法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者をいう。以下同じ。）の数の他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。

（調整対象外給付費見込額の算定方法）

- 第六條 法第三十四条第二項第二号本文の厚生労働省令で定めるところにより算定される額（以下「調整対象外給付費見込額」という。）は、当該保険者に係る前期高齢者給付費見込額から第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額を控除して得た額とする。

- 一 法第三十四条第五項に規定する一人平均前期高齢者給付費見込額（以下「一人平均前期高齢者給付費見込額」という。）に当該年度に係る同条第二項第二号に規定する政令で定める率を乗じて得た額

- 二 当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数

- 2 当該年度において新たに設立された保険者に係る調整対象外給付費見込額の算定に当たっては、一人平均前期高齢者給付費見込額は、第十一条の規定にかかわらず、同条の厚生労働大臣が定める額を基礎として、当該保険者の設立時期その他の事情を勘案してあらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額

(一人当たり前期高齢者給付費見込額の算定方法)
第七条 (略)

第八条

(前期高齢者である加入者の見込数の算定方法)

第八条 当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数とする。

一 (略)

二 当該年度における新設保険者等以外の全ての保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数の総数をそれらの保険者に係る前号に掲げる数の合計数で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

2 (略)

第八条の二 (新設)

によるものとする。

(一人当たり前期高齢者給付費見込額の算定方法)

第七条 法第三十四条第二項第二号イに規定する一の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費見込額は、当該保険者に係る前期高齢者給付費見込額を次条に規定する当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数で除して得た額とする。

(前期高齢者である加入者の見込数の算定方法)

第八条 当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数とする。

一 当該年度の前々年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数(その数が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。)

二 当該年度における新設保険者等以外のすべての保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数の総数をそれらの保険者に係る前号に掲げる数の合計数で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

2 新設保険者等に係る当該年度における前期高齢者である加入者の見込数は、前項の規定にかかわらず、その間における当該新設保険者等に係る前期高齢者である加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

(概算額補正率の算定方法)

第八條の二 法第三十四條第四項に規定する概算額補正率は、各被用者保険等被用者(法第七條第三項に規定する被用者保険等被用者をいう。以下同じ。)に係る法第三十四條第四項第三号に掲げる額から同項第四号に掲げる額を控除して得た額の合計額を同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除して得た額の合計額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

第九條

(概算加入者調整率の算定方法)

第九條 法第三十四條第五項に規定する概算加入者調整率は、次項に規定する粗概算加入者調整率に第三項に規定する概算補正係数を乗じて得た率とする。

2 (略)

3 概算補正係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

一 全ての被用者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ 各被用者に係る調整対象給付費見込額(当該各被用者に係る前期高齢者給付費見込額から当該各被用者に係る調整対象外給付費見込額を控除して得た額をいう。次号イにおいて同じ。)

ロ (略)

二 全ての被用者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ (略)

(新設)

(概算加入者調整率の算定方法)

第九條 法第三十四條第四項に規定する概算加入者調整率は、次項に規定する粗概算加入者調整率に第三項に規定する概算補正係数を乗じて得た率とする。

2 粗概算加入者調整率は、次条第一項に規定する全被用者平均前期高齢者加入率見込値を同条第二項に規定する被用者別前期高齢者加入率見込値で除して得た率とする。

3 概算補正係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

一 すべての被用者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ 各被用者に係る調整対象給付費見込額(当該各被用者に係る前期高齢者給付費見込額から当該各被用者に係る調整対象外給付費見込額を控除して得た額をいう。次号イにおいて同じ。)

ロ 各被用者に係る法第三十四條第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額

二 すべての被用者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ 各被用者に係る調整対象給付費見込額に当該各被用者に係

ロ 各保険者に係る法第三十四條第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額（被用者保険等保険者にあつては、当該額に前条に規定する概算額補正率を乗じて得た額）に当該各保険者に係る前項に規定する粗概算加入者調整率を乗じて得た額

第十條

（全保険者平均前期高齢者加入率見込値等の算定方法）

第十條 全保険者平均前期高齢者加入率見込値は、当該年度における全ての保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数の総数を、第十九條第一項に規定する加入者見込総数で除して得た率とする。

2 保険者別前期高齢者加入率見込値は、当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数を、第十九條第二項に規定する加入者見込数で除して得た率（その率が下限割合（法第三十四條第五項に規定する下限割合をいう。以下同じ。）に満たないときは、下限割合とする。）とする。

第十一條

（一人平均前期高齢者給付費見込額の算定方法）

第十一條 一人平均前期高齢者給付費見込額は、全ての保険者に係る前期高齢者給付費見込額の総額を当該年度における全ての保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数の総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

第十二條

（前期高齢者給付費額の算定方法）

第十二條 法第三十五條第二項第一号に規定する前期高齢者給付費額（以下「前期高齢者給付費額」という。以下同じ。）は、次の

る前項に規定する粗概算加入者調整率を乗じて得た額
ロ 各保険者に係る法第三十四條第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額に当該各保険者に係る前項に規定する粗概算加入者調整率を乗じて得た額

（全保険者平均前期高齢者加入率見込値等の算定方法）

第十條 全保険者平均前期高齢者加入率見込値は、当該年度におけるすべての保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数の総数を、第十九條第一項に規定する加入者見込総数で除して得た率とする。

2 保険者別前期高齢者加入率見込値は、当該年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数を、第十九條第二項に規定する加入者見込数で除して得た率（その率が下限割合（法第三十四條第四項に規定する下限割合をいう。以下同じ。）に満たないときは、下限割合とする。）とする。

（一人平均前期高齢者給付費見込額の算定方法）

第十一條 一人平均前期高齢者給付費見込額は、すべての保険者に係る前期高齢者給付費見込額の総額を当該年度におけるすべての保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数の総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

（前期高齢者給付費額の算定方法）

第十二條 法第三十五條第二項第一号に規定する前期高齢者給付費額（以下「前期高齢者給付費額」という。以下同じ。）は、次の

各号に掲げる保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる給付の額のうち、前期高齢者である加入者に係る給付の額の合計額（第三号に掲げる保険者のうち、国民健康保険法第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合を減じている保険者については、当該合計額に一部負担金の割合が減ぜられていないものとして厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額）とする。

一〇三 (略)

四 国家公務員共済組合 国家公務員共済組合法第五十条第一項第一号から第二号の二までに掲げる短期給付（国家公務員共済組合法施行令第二十二條の二第一項に規定する在外組合員及び同令第三十三條に規定する在外被扶養者が本邦外にある期間内において受けるものを除く。）

五・六 (略)

各号に掲げる保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる給付の額のうち、前期高齢者である加入者に係る給付の額の合計額（第三号に掲げる保険者のうち、国民健康保険法第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合を減じている保険者については、当該合計額に一部負担金の割合が減ぜられていないものとして厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額）とする。

一 健康保険の保険者 健康保険法第五十二条第一号、第六号及び第九号並びに第二百二十七条第一号、第六号、第九号及び第十号に掲げる保険給付

二 船員保険の保険者 船員保険法に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給（船員法第八十九条に規定する療養補償に相当するものを除く。）並びに家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

三 国民健康保険の保険者 国民健康保険法に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

四 国家公務員共済組合 国家公務員共済組合法第五十一条第一項第一号から第二号の二までに掲げる短期給付（国家公務員共済組合法施行令第十二條の二第一項に規定する在外組合員及び同令第三十三條に規定する在外被扶養者が本邦外にある期間内において受けるものを除く。）

五 地方公務員等共済組合 地方公務員等共済組合法第五十三条第一項第一号から第二号の二までに掲げる短期給付

六 日本私立学校振興・共済事業団 私立学校教職員共済法第二十条第一項第一号から第三号までに掲げる短期給付

第十三条

(調整対象外給付費額の算定方法)

第十三条 法第三十五条第二項第二号本文の厚生労働省令で定めるところにより算定される額(以下「調整対象外給付費額」という。)は、当該保険者に係る前期高齢者給付費額から第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額を控除して得た額とする。

- 一 法第三十五条第六項に規定する一人平均前期高齢者給付費額(以下「一人平均前期高齢者給付費額」という。)に当該年度の前々年度に係る法第三十四条第二項第二号に規定する政令で定める率を乗じて得た額
- 二 (略)

2 (略)

(一人当たり前期高齢者給付費額の算定方法)
第十四条 (略)

第十四条の二(新設)

(調整対象外給付費額の算定方法)

第十三条 法第三十五条第二項第二号本文の厚生労働省令で定めるところにより算定される額(以下「調整対象外給付費額」という。)は、当該保険者に係る前期高齢者給付費額から第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額を控除して得た額とする。

- 一 法第三十五条第五項に規定する一人平均前期高齢者給付費額(以下「一人平均前期高齢者給付費額」という。)に当該年度の前々年度に係る法第三十四条第二項第二号に規定する政令で定める率を乗じて得た額
- 二 当該年度の前々年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数

2 当該年度の前々年度において新たに設立された保険者、合併若しくは分割により成立若しくは消滅した保険者又は解散をした保険者に係る調整対象外給付費額の算定に当たっては、一人平均前期高齢者給付費額は、第十六条の規定にかかわらず、同条の厚生労働大臣が定める額を基礎として、当該保険者の設立時期その他の事情を勘案してあらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額によるものとする。

(一人当たり前期高齢者給付費額の算定方法)

第十四条 法第三十五条第二項第二号イに規定する一の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費額は、当該保険者に係る前期高齢者給付費額を当該年度の前々年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数で除して得た額とする。

三項	第九条第	(略)			(略)	
	概算補正係数	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	確定補正係数	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(確定額補正率の算定方法)
 第十四条の二 法第三十五条第四項に規定する確定額補正率は、各被用者保険等保険者に係る同項第三号に掲げる額から同項第四号に掲げる額を控除して得た額の合計額を同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除して得た額の合計額で除して得た率を基準として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

第十五条
 (確定加入者調整率の算定方法)
 第十五条 第九条及び第十条の規定は、法第三十五条第五項に規定する確定加入者調整率の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

三項	第九条第	第九条第 二項			第九条第 一項	
	概算補正係数	保険者別前期高齢者加入率見込値	全保険者平均前期高齢者加入率見込値	粗概算加入者調整率	概算補正係数	粗概算加入者調整率
	確定補正係数	保険者別前期高齢者加入率	全保険者平均前期高齢者加入率	粗確定加入者調整率	確定補正係数	粗確定加入者調整率

(新設)
 (確定加入者調整率の算定方法)
 第十五条 第九条及び第十条の規定は、法第三十五条第四項に規定する確定加入者調整率の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

概算額補正率	前条	前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額	第九條第三項第二号口	第三十四條第一項第二号	粗概算加入者調整率	調整対象給付費見込額	第九條第三項第二号イ	前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額	第三十四條第一項第二号	調整対象外給付費見込額	前期高齢者給付費見込額	調整対象給付費見込額	第九條第三項第一号イ	調整対象給付費見込額

粗概算加入者調整率	後期高齢者支援金の概算額	法第三十四條第一項第二号	調整対象外給付費見込額	前期高齢者給付費見込額	調整対象給付費見込額	粗確定加入者調整率	後期高齢者支援金の確定額	法第三十五條第一項第二号	調整対象外給付費額	前期高齢者給付費額	調整対象給付費額

第十六条

第十條第二項				第十條第一項（見出しを含む。）			
第十九條第二項に規定する加入者見込数	(略)	(略)	(略)	第十九條第一項に規定する加入者見込総数	(略)	(略)	(略)
同年度における当該保険者に係る加入者の数	(略)	(略)	(略)	同年度における全ての保険者に係る加入者の総数	(略)	(略)	(略)
							粗概算加入者調整率
							粗確定加入者調整率

第十條第二項				第十條第一項（見出しを含む。）			
第十九條第二項に規定する加入者見込数	前期高齢者である加入者の見込数	当該年度	保険者別前期高齢者加入率見込値	第十九條第一項に規定する加入者見込総数	前期高齢者である加入者の見込数	当該年度	全保険者平均前期高齢者加入率見込値
当該年度の前々年度における当該保険者に係る加入者の数	前期高齢者である加入者の数	当該年度の前々年度	保険者別前期高齢者加入率	当該年度の前々年度におけるすべての保険者に係る加入者の総数	前期高齢者である加入者の数	当該年度の前々年度	全保険者平均前期高齢者加入率

(一人平均前期高齢者給付費額の算定方法)
 第十六条 一人平均前期高齢者給付費額は、全ての保険者に係る前期高齢者給付費額の総額を当該年度の前々年度における全ての保険者に係る前期高齢者である加入者の数の総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

第二章 前期高齢者納付金等

第十七条

(前期高齢者納付調整金額)
 第十七条 (略)

(一人平均前期高齢者給付費額の算定方法)
 第十六条 一人平均前期高齢者給付費額は、すべての保険者に係る前期高齢者給付費額の総額を当該年度の前々年度におけるすべての保険者に係る前期高齢者である加入者の数の総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

第二章 前期高齢者納付金等

(前期高齢者納付調整金額)

第十七条 第二条及び第三条の規定は、法第三十七条第二項に規定する前期高齢者納付調整金額の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二十条第一項	概算前期高齢者交付金の額（法第三十四条第一項に規定する概算前期高齢者交付金の額） 確定前期高齢者交付金の額（法第三十五条第一項に規定する確定前期高齢者交付金の額）	概算前期高齢者納付金の額（法第三十八条第一項に規定する概算前期高齢者納付金の額） 確定前期高齢者納付金の額（法第三十九条第一項に規定する確定前期高齢者納付金の額）
前期高齢者交付控除対象保険者	前期高齢者納付控除対象保険者	

第三條（見出しを含む。）						第二條第二項						
前期高齢者交付金（法	前期高齢者交付超過額	前期高齢者交付控除対象保険者	前期高齢者交付不足額	前期高齢者交付加算対象保険者	前期高齢者交付算定率	前期高齢者交付算定率	前期高齢者交付不足額	前期高齢者交付加算対象保険者	確定前期高齢者交付金	概算前期高齢者交付金	前期高齢者交付算定率	前期高齢者交付超過額
前期高齢者納付金等（法	前期高齢者納付超過額	前期高齢者納付控除対象保険者	前期高齢者納付不足額	前期高齢者納付加算対象保険者	前期高齢者納付算定率	前期高齢者納付算定率	前期高齢者納付不足額	前期高齢者納付加算対象保険者	確定前期高齢者納付金	概算前期高齢者納付金	前期高齢者納付算定率	前期高齢者納付超過額

第十八条

(法定給付費見込額)

第十八条 法第三十八条第一項第一号ロ(2)及び第二号ロ(2)に規定する保険者の給付に要する費用等の見込額(以下「法定給付費見込額」という。)は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額
- イ (略)

- ロ 新設保険者等以外の全ての保険者に係る医療に関する給付の額の動向その他の事情を勘案して年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

- 二 イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額
- イ (略)

- ロ 新設保険者等以外の全ての保険者に係る健康保険法第七十三条第二項に規定する日雇抛出金の見込額の総額をそれらの保険者に係るイに掲げる額の合計額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

- 三 イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額
- イ (略)

- ロ 新設保険者等以外の全ての保険者に係る国民健康保険法附則第十条第一項に規定する療養給付費等抛出金の見込額の総

第三十二条第一項に規定する前期高齢者交付金をいう。以下同じ。)を交付する業務	第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等をいう。)を徴収する業務
--	------------------------------------

(法定給付費見込額)

第十八条 法第三十八条第一項第一号ロ(2)に規定する保険者の給付に要する費用等の見込額(以下「法定給付費見込額」という。)は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額
- イ 当該年度の前々年度における第四条に掲げる医療に関する給付の額の合計額
- ロ 新設保険者等以外のすべての保険者に係る医療に関する給付の額の動向その他の事情を勘案して年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

- 二 イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額
- イ 当該年度の前々年度における健康保険法第七十六条に規定する確定日雇抛出金の額
- ロ 新設保険者等以外のすべての保険者に係る健康保険法第七十三条第二項に規定する日雇抛出金の見込額の総額をそれらの保険者に係るイに掲げる額の合計額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

- 三 イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額
- イ 当該年度の前々年度における国民健康保険法附則第十三条第一項に規定する確定療養給付費等抛出金の額
- ロ 新設保険者等以外のすべての保険者に係る国民健康保険法附則第十条第一項に規定する療養給付費等抛出金の見込額の

額をそれらの保険者に係るイに掲げる額の合計額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

2・3 (略)

第十八条の二

(被保険者一人当たり標準報酬総額の見込額)

第十八条の二 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百二十五号。以下「算定政令」という。)第一条の二第一号に規定する当該年度における当該被用者保険等保険者の被保険者一人当たり標準報酬総額の見込額は、当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額(法第百二十条第二項に規定する標準報酬総額をいう。以下同じ。)を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額とする。ただし、同年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間に新たに設立された被用者保険等保険者又は合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者については、同年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額とし、当該年度の前年度の四月

総額をそれらの保険者に係るイに掲げる額の合計額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

2 新設保険者等に係る法定給付費見込額は、前項の規定にかかわらず、当該新設保険者等に係る加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。

3 当該年度の前々年度の四月二日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割をして存続する保険者及び解散をした保険者の権利義務を承継した保険者に係る第一項第一号イ、同項第二号イ及び同項第三号イに掲げる額は、これらの規定にかかわらず、当該保険者に係る加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。

(新設)

一日から同年度の三月三十一日までの間に新たに設立された被用者保険等保険者又は合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者については、同年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数に相当する数で除して得た額とする。

第十九条

(加入者見込総数等の算定方法)

第十九条 法第三十八条第三項及び第二百二十条第一項各号に規定する当該年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数（以下「加入者見込総数」という。）は、全ての保険者に係る次項の規定により算定する数の総数と第三項の規定により算定する数の総数との合計数とする。

2 法第三十八条第三項及び第二百二十条第一項第二号に規定する当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数（以下「加入者見込数」という。）は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数とする。

一 (略)

二 新設保険者等以外の全ての保険者に係る加入者見込数の総数をそれらの保険者に係る前号に掲げる数の合計数で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

3 (略)

(加入者見込総数等の算定方法)

第十九条 法第三十八条第三項及び第二百二十条第一項に規定する当該年度におけるすべての保険者に係る加入者の見込総数（以下「加入者見込総数」という。）は、すべての保険者に係る次項の規定により算定する数の総数と第三項の規定により算定する数の総数との合計数とする。

2 法第三十八条第三項及び第二百二十条第一項に規定する当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数（以下「加入者見込数」という。）は、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数とする。

一 当該年度の前々年度における当該保険者に係る加入者の数（その数が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。）

二 新設保険者等以外のすべての保険者に係る加入者見込数の総数をそれらの保険者に係る前号に掲げる数の合計数で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

3 新設保険者等に係る加入者見込数は、前項の規定にかかわらず、その間における当該保険者に係る加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定

第十九条の二

(概算前期高齢者納付金の算定に係る加入者一人当たり調整前負担調整見込額の算定方法)

第十九条の二 加入者一人当たり調整前負担調整見込額は、当該年度における法第三十八条第三項各号に掲げる額の合計額を加入者見込総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から同年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

第十九条の三(新設)

(被保険者一人当たり標準報酬総額)

第十九条の三 算定政令第一条の七第一号に規定する前々年度における当該被用者保険等保険者の被保険者一人当たり標準報酬総額は、当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額とする。ただし、同年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間に新たに設立された被用者保険等保険者又は合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者については、同年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額とし、当該年度の前年度の四月一日から同年度の三月三十一日までの間に新たに設立された被用者保険等保険者又は合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者については、同年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数に相当する数で除して得た額とする。

する数とする。

(概算前期高齢者納付金の算定に係る加入者一人当たり負担調整対象見込額の算定方法)

第十九条の二 加入者一人当たり負担調整対象見込額は、当該年度における法第三十八条第一項第一号に規定する負担調整対象見込額の総額を加入者見込総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から当該年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

(新設)

第二十条

(加入者の総数等の算定方法)

第二十条 法第三十九条第三項及び第百二十一条第一項各号に規定する前々年度における全ての保険者に係る加入者の総数は、当該年度の前々年度における全ての保険者に係る加入者の数の総数とする。

2 法第三十九条第三項及び第百二十一条第一項第二号並びに算定政令第一条の九第二項に規定する前々年度における当該保険者に係る加入者の数は、当該年度の前々年度における当該保険者に係る加入者の数とする。

第二十条の二

(確定前期高齢者納付金の算定に係る加入者一人当たり調整前負担調整額の算定方法)

第二十条の二 加入者一人当たり調整前負担調整額は、当該年度の前々年度における法第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から同年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

第二十一条

(前期高齢者関係事務費拠出金の額の算定方法)

第二十一条 法第四十条に規定する前期高齢者関係事務費拠出金(以下「前期高齢者関係事務費拠出金」という。)の額は、当該年度における法第三十九条第一項第一号に規定する支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を加入者見込総数で除して得た額を基礎として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が

(加入者の総数等の算定方法)

第二十条 法第三十九条第三項及び第百二十一条第一項に規定する前々年度におけるすべての保険者に係る加入者の総数は、当該年度の前々年度におけるすべての保険者に係る加入者の数の総数とする。

2 法第三十九条第三項及び第百二十一条第一項に規定する前々年度における当該保険者に係る加入者の数は、当該年度の前々年度における当該保険者に係る加入者の数とする。

(確定前期高齢者納付金の算定に係る加入者一人当たり負担調整対象額の算定方法)

第二十条の二 加入者一人当たり負担調整対象額は、当該年度の前々年度における法第三十九条第一項第一号に規定する負担調整対象額の総額を当該年度の前々年度におけるすべての保険者に係る加入者の総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から当該年度の前々年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

(前期高齢者関係事務費拠出金の額の算定方法)

第二十一条 法第四十条に規定する前期高齢者関係事務費拠出金(以下「前期高齢者関係事務費拠出金」という。)の額は、当該年度における法第三十九条第一項第一号に規定する支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を加入者見込総数で除して得た額を基礎として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が

定める額に、加入者見込数を乗じて得た額とする。ただし、当該年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から同年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

(前期高齢者納付金等に係る納付の猶予の申請)

第二十二条 (略)

第三章 市町村の特別会計への繰入れ等

第二十三条

(市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法)

第二十三条 算定政令第十条第一項に規定する毎年度市町村(特別区を含む。以下同じ。)が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額は、当該年度において高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号。以下「施行令」という。第十八条第四項第四号に規定する場合に該当することが、同年度の十月二十日までの間に明らかになった被保険者(法第五十条に規定する被保険者をいう。以下同じ。))に係る同年度分の保

定める額に、加入者見込数を乗じて得た額とする。ただし、当該年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から当該年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

(前期高齢者納付金等に係る納付の猶予の申請)

第二十二条 法第四十六条第一項の規定により前期高齢者納付金等

(法第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等をいう。以下同じ。)の一部の納付の猶予を受けようとする保険者は、支払基金に対し、次に掲げる事項を記載した納付猶予申請書を提出して申請しなければならない。

一 納付の猶予を受けようとする前期高齢者納付金等の一部の額
二 納付の猶予を受けようとする期間

2 前項の納付猶予申請書には、やむを得ない事情により当該保険者が前期高齢者納付金等を納付することが著しく困難であること
を明らかにすることのできる書類を添付しなければならない。

第三章 市町村の特別会計への繰入れ等

(市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法)

第二十三条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百二十五号。以下「算定政令」という。)第十条第一項に規定する毎年度市町村(特別区を含む。以下同じ。)が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額は、当該年度において高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号。以下「施行令」という。第十八条第四項第四号に規定する場合に該当することが、当

2 除料について、当該市町村が加入する後期高齢者医療広域連合（法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）が同項の基準に従い施行令第十八条第一項及び第二項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の合計額（その額が現に当該被保険者に係る同年度分の法第九十九条第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額）とする。

2 算定政令第十条第二項に規定する毎年度市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額は、当該年度において法第十二条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後二年を経過する月までの間にあることが、同年度の十月二十日までの間に明らかになった施行令第十八条第五項第一号に規定する被扶養者であった被保険者に係る同年度分の保険料について、当該市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が同号の基準に従い同条第一項及び第二項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の合計額（その額が現に当該被保険者に係る同年度分の法第九十九条第二項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額）とする。

第四章 財政安定化基金

第一節 財政安定化基金による交付事業

（算定政令第十三条第二項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法）

当該年度の十月二十日までの間に明らかになった被保険者（法第五十条に規定する被保険者をいう。以下同じ。）に係る当該年度分の保険料について、当該市町村が加入する後期高齢者医療広域連合（法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）が同項の基準に従い施行令第十八条第一項及び第二項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の合計額（その額が現に当該被保険者に係る当該年度分の法第九十九条第一項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額）とする。

2 算定政令第十条第二項に規定する毎年度市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額は、当該年度において法第十二条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後二年を経過する月までの間にあることが、当該年度の十月二十日までの間に明らかになった施行令第十八条第五項第一号に規定する被扶養者であった被保険者に係る当該年度分の保険料について、当該市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が同号の基準に従い同条第一項及び第二項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の合計額（その額が現に当該被保険者に係る当該年度分の法第九十九条第二項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該総額）とする。

第四章 財政安定化基金

第一節 財政安定化基金による交付事業

（算定政令第十三条第二項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法）

第二十四条 算定政令第十三条第二項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、市町村予定保険料収納額(同条第五項に規定する市町村予定保険料収納額をいう。以下同じ。)から次の各号に掲げる額に当該市町村が加入する後期高齢者医療広域連合の基金事業対象比率(同条第七項に規定する基金事業対象比率をいう。以下同じ。)を乗じて得た額を控除して得た額とする。

一 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 当該特定期間(法第百十六条第二項第一号に規定する特定期間をいう。以下同じ。)の初年度において当該市町村が収納した当該年度分の保険料の額

ロ 当該特定期間の終了年度の四月一日から基金事業交付金(算定政令第十三条第一項に規定する基金事業交付金をいう。以下同じ。)を算定する月の前月の末日(以下「交付金基準日」という。)までの間に収納した当該年度分の保険料の額に、(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

(1) 交付金基準日の属する年度(以下「交付金算定基準年度」という。)の前年度及び前々年度において当該市町村が各年度に収納した各年度分の保険料の額の合計額

(2) 次に掲げる額の合計額

(i) 交付金算定基準年度の前年度の四月一日から交付金算定基準年度の前年度における当該交付金基準日に応当する日(以下「交付金基準日」という。)までの間に当該市町村が収納した交付金算定基準年度の前年度分の保険料の額

(ii) 交付金算定基準年度の前々年度の前々年度の四月一日から交付金算定基準年度の前々年度における交付金基準日応当日ま

(算定政令第十三条第二項第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法)

第二十五条 (略)

(算定政令第十三条第二項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法)

第二十六条 (略)

での間に当該市町村が収納した交付金算定基準年度の前々年度分の保険料の額

二 当該特定期間における交付金基準日までに、当該市町村の一般会計から当該市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れることが明らかになった法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金金の額

(算定政令第十三条第二項第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法)

第二十五条 算定政令第十三条第二項第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに、当該特定期間における当該市町村につき算定した市町村予定保険料収納額から市町村保険料収納下限額(同条第四項に規定する市町村保険料収納下限額をいう。以下同じ。)を控除して得た額とする。

(算定政令第十三条第二項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法)

第二十六条 算定政令第十三条第二項第三号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 当該特定期間の初年度における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額(法第十六条第二項第四号に規定する基金事業対象費用額をいう。以下同じ。)

ロ 当該特定期間の終了年度の四月一日から交付金基準日までの間における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額に、(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た率を乗じ

-
- て得た額
- (1) 交付金算定基準年度の前年度及び前々年度の各年度における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額の合計額
- (2) 次に掲げる額の合計額
- (i) 交付金算定基準年度の前年度の四月一日から交付金算定基準年度の前年度における交付金基準日応当日までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額
- (ii) 交付金算定基準年度の前々年度の前々年度から交付金算定基準年度の前々年度における交付金基準日応当日までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額
- 用額
- 二 次のイ及びロに掲げる額の合計額
- イ 当該特定期間の初年度における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額（法第百十六条第二項第三号に規定する基金事業対象収入額をいう。以下同じ。）
- ロ 当該特定期間の終了年度の四月一日から交付金基準日までの間における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額に、(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額
- (1) 交付金算定基準年度の前年度及び前々年度の各年度における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額の合計額
- (2) 次に掲げる額の合計額
- (i) 交付金算定基準年度の前年度の四月一日から交付金算定基準年度の前年度における交付金基準日応当日までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額
- (ii) 交付金算定基準年度の前々年度の前々年度から交付金
-

(算定政令第十三条第四項の厚生労働省令で定める率)
第二十六条の二 (略)

(市町村保険料収納必要額の算定方法)
第二十七条 (略)

算定基準年度の前々年度における交付金基準日応当日までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額

(算定政令第十三条第四項の厚生労働省令で定める率)

第二十六条の二 算定政令第十三条第四項の厚生労働省令で定める率は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める率とする。ただし、被保険者に係る保険料収納率が、当該各号に掲げる率に満たないことが、災害その他特別の事情によるものであるときは、この限りでない。

一 被保険者の数が一千人未満である市町村 百分の九十四
二 被保険者の数が一千人以上一万人未満である市町村 百分の九十三

三 被保険者の数が一万人以上である市町村 百分の九十二
2 前項の保険料収納率は、当該特定期間の終了年度の十一月三十日現在における当該特定期間分の被保険者に係る保険料についての調査決定済額で、当該特定期間の初年度の四月一日から当該特定期間の終了年度の十一月三十日までの保険料の納期に納付すべきものとして賦課されている額のうち、当該特定期間の終了年度の十一月三十日現在において収納された額の占める率とする。

(市町村保険料収納必要額の算定方法)

第二十七条 算定政令第十三条第六項に規定する市町村保険料収納必要額は、当該後期高齢者医療広域連合における同条第八項に規定する保険料収納必要額に、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

一 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 当該特定期間において当該市町村が各年度に徴収する当該

(算定政令第十三条第七項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法)

第二十八条 (略)

第二節 財政安定化基金による貸付事業

(初年度基金事業対象収入額及び初年度基金事業対象費用額の算定方法)

各年度の賦課期日(法第百六条に規定する賦課期日をいう。)
)における被保険者に係る各年度分の保険料の賦課額の合計額
 ロ 当該市町村につき算定した当該特定期間における法第九十条第一項及び第二項の規定による繰入金の額の合計額
 二 当該後期高齢者医療広域連合を組織する各市町村につき算定した前号イ及びロに掲げる額の合計額の合計額

(算定政令第十三条第七項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法)

第二十八条 算定政令第十三条第七項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 当該特定期間の各年度における療養の給付等に要する費用の額(法第九十三条第一項に規定する療養の給付等に要する費用の額をいう。)、財政安定化基金拠出金及び法第一百七十七条第二項の規定による拠出金の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金(法第百十六条第二項第一号に規定する基金事業借入金をいう。以下同じ。)の償還に要する費用の額の合計額の合計額
 二 当該特定期間の各年度における施行令第十八条第三項第一号ロに掲げる額の合計額のうち前号の額に係るものの額の合計額の合計額

第二節 財政安定化基金による貸付事業

(初年度基金事業対象収入額及び初年度基金事業対象費用額の算定方法)

- 第二十九条 算定政令第十四条第一項に規定する初年度基金事業対象収入額（以下「初年度基金事業対象収入額」という。）は、当該特定期間の初年度の四月一日から基金事業貸付金（同項に規定する基金事業貸付金をいう。以下同じ。）を算定する月の前月の末日（以下「貸付金基準日」という。）までの間における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額に、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。
- 一 貸付金基準日の属する年度（以下「貸付金算定基準年度」という。）の前年度及び前々年度の各年度における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額の合計額
- 二 次のイ及びロに掲げる額の合計額
- イ 貸付金算定基準年度の前年度の四月一日から貸付金算定基準年度の前年度における当該貸付金基準日に応ずる日（以下「貸付金基準日」という。）までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額
- ロ 貸付金算定基準年度の前々年度の四月一日から貸付金算定基準年度の前々年度における貸付金基準日応当日までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額
- 2 算定政令第十四条第一項に規定する初年度基金事業対象費用額（以下「初年度基金事業対象費用額」という。）は、当該特定期間の初年度の四月一日から貸付金基準日までの間における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額に、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。
- 一 貸付金算定基準年度の前年度及び前々年度の各年度における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額の合計額
- 二 次のイ及びロに掲げる額の合計額
- イ 貸付金算定基準年度の前年度の四月一日から貸付金算定基準年度の前年度における貸付金基準日応当日までの間の当該

(特定期間の初年度における基金事業貸付金の額の算定方法)
第三十条 (略)

(算定政令第十四条第二項第二号イの厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法)
第三十一条 (略)

(算定政令第十四条第二項第二号ハの厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額の算定方法)
第三十二条 (略)

後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額
ロ 貸付金算定基準年度の前々年度の四月一日から貸付金算定基準年度の前々年度における貸付金基準日応当日までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額

(特定期間の初年度における基金事業貸付金の額の算定方法)
第三十条 算定政令第十四条第二項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、当該後期高齢者医療広域連合につき算定した初年度基金事業対象費用額から初年度基金事業対象収入額を控除して得た額とする。

(算定政令第十四条第二項第二号イの厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法)
第三十一条 第二十六条の規定は、算定政令第十四条第二項第二号イの厚生労働省令で定めるところにより算定した額について準用する。この場合において、第二十六条中「交付金基準日まで」とあるのは「貸付金基準日まで」と、「交付金算定基準年度」とあるのは「貸付金算定基準年度」と、「交付金基準日応当日」とあるのは「貸付金基準日応当日」と読み替えるものとする。

(算定政令第十四条第二項第二号ハの厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額の算定方法)
第三十二条 算定政令第十四条第二項第二号ハの厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額は、当該後期高齢者医療広域連合を組織する各保険料収納下限額未満市町村(算定政令第十三条第二項に規定する保険料収納下限額未満市町村をいう。以下同じ。)につき算定した市町村保険料収納下限額から、次の各号に掲げる額に当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象比率を

第三十三条 (基金事業対象収入額の算定方法)
(略)

乗じて得た額を控除して得た額の合計額とする。

一 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 当該特定期間の初年度において当該保険料収納下限額未満市町村が収納した当該年度分の保険料の額

ロ 当該特定期間の終了年度の四月一日から貸付金基準日まで間に当該保険料収納下限額未満市町村が収納した当該年度分の保険料の額に、(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

(1) 貸付金算定基準年度の前年度及び前々年度において当該保険料収納下限額未満市町村が各年度に収納した各年度分の保険料の額の合計額

(2) 次に掲げる額の合計額

(i) 貸付金算定基準年度の前年度の四月一日から貸付金算定基準年度の前年度における貸付金基準日応当日までの間に当該保険料収納下限額未満市町村が収納した貸付金算定基準年度の前年度分の保険料の額

(ii) 貸付金算定基準年度の前々年度の四月一日から貸付金算定基準年度の前々年度における貸付金基準日応当日までの間に当該保険料収納下限額未満市町村が収納した貸付金算定基準年度の前々年度分の保険料の額

二 当該特定期間における貸付金基準日までに、当該保険料収納下限額未満市町村の一般会計から当該保険料収納下限額未満市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れることが明らかになった法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金
金の額

第三十三条 (基金事業対象収入額の算定方法)
第三十三条 算定政令第十七条の厚生労働省令で定めるところによ

第三十四条

第五章 特別高額医療費共同事業

(特別高額医療費共同事業交付金の額の算定の基礎となる期間及

り算定する基金事業対象収入額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該特定期間における実績保険料収納額（法第百十六條第二項第二号に規定する実績保険料収納額をいう。）、法第九十三條、第九十六條及び第九十八條の規定による負担金の額の合計額、法第九十五條の規定による調整交付金の額の合計額、法第九十九條第一項及び第二項の規定による繰入金の額の合計額、法第一百條の規定による後期高齢者交付金の額の合計額、法第一百七條第一項の規定による補助金の額の合計額、法第二百二條及び第二百三條の規定による補助金の額の合計額その他の後期高齢者医療に要する費用のための収入の額のうち療養の給付等に要した費用の額（算定政令第四條第一項に規定する療養の給付等に要した費用の額をいう。以下同じ。）、財政安定化基金拠出金及び法第一百七條第二項の規定による拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金償還に要した費用の額に係るもの額として次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 当該額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金及び法第一百七條第二項の規定による拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金償還に要した費用の額に係るもの額として算定することができる場合は当該額
- 二 当該額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金及び法第一百七條第二項の規定による拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金償還に要した費用の額に係るもの額として算定することができない場合は当該額に基金事業対象比率を乗じて得た額

第五章 特別高額医療費共同事業

(特別高額医療費共同事業交付金の額の算定の基礎となる期間及

び額)

第三十四条 (略)

- 2 算定政令第二十一条第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、当該後期高齢者医療広域連合につき、前項に規定する期間における当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者（法第六十七条第一号第二号の規定が適用される被保険者を除く。）に係る同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者（以下「病院等」という。）について受けた療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養（施行令第十四条第一号第二号に規定する特定給付対象療養をいう。次項において同じ。）を除く。）につき法第五十七条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）（法第七十条第五項の規定により指定法人（同項に規定する指定法人をいう。以下同じ。）が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書又は社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第二十一条第一項の規定により支払基金の特別審査委員会が審査を行う診療報酬請求書に係るものに限る。）が四百万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額とする。
- 3 算定政令第二十一条第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、当該後期高齢者医療広域連合につき、第一項に規定する期間における当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者（法第六十七条第一号第二号の規定が適用される被保険者に限る。）に係る同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき法第五十七条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）（法第七十条第五

び額)

第三十四条 算定政令第二十一条の厚生労働省令で定める期間は、当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までとする。

- 2 算定政令第二十一条第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、当該後期高齢者医療広域連合につき、前項に規定する期間における当該後期高齢者医療広域連合の被保険者（法第六十七条第一号第二号の規定が適用される被保険者を除く。）に係る同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者（以下「病院等」という。）について受けた療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養（施行令第十四条第一号第二号に規定する特定給付対象療養をいう。次項において同じ。）を除く。）につき法第五十七条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）（法第七十条第五項の規定により指定法人（同項に規定する指定法人をいう。附則第九条を除き、以下同じ。）が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書又は社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第二十一条第一項の規定により支払基金の特別審査委員会が審査を行う診療報酬請求書に係るものに限る。）が四百万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額とする。
- 3 算定政令第二十一条第二号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、当該後期高齢者医療広域連合につき、第一項に規定する期間における当該後期高齢者医療広域連合の被保険者（法第六十七条第一号第二号の規定が適用される被保険者に限る。）に係る同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき法第五十七条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）（法第七十条第五項の規定により指定法

項の規定により指定法人が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書又は社会保険診療報酬支払基金法第二十一条第一項の規定により支払基金の特別審査委員会が審査を行う診療報酬請求書に係るものに限る。)が四百万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額とする。

第三十五条

(特別高額医療費共同事業事務費拠出金の額の算定方法)

第三十五条 算定政令第二十四条の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該年度における法第一百七十七条第一項及び第二項の規定により後期高齢者医療広域連合に対して特別高額医療費共同事業交付金(算定政令第二十一条に規定する特別高額医療費共同事業交付金をいう。)を交付し、後期高齢者医療広域連合から拠出金(法第一百七十七条第二項の規定による拠出金をいう。)を徴収する指定法人の業務及びこれに附帯する業務に関する事務の処理に要する費用の見込額に、同年度の前々年度の当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の数を同年度の各後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の数の合計数で除して得た率を乗じて得た額とする。

2 前項の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の数は、四月から三月までの各月末における被保険者の数の合計数とする。

第六章 後期高齢者支援金等

(後期高齢者調整金額)

第三十六条 (略)

人が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書又は社会保険診療報酬支払基金法第二十一条第一項の規定により支払基金の特別審査委員会が審査を行う診療報酬請求書に係るものに限る。)が四百万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額とする。

(特別高額医療費共同事業事務費拠出金の額の算定方法)

第三十五条 算定政令第二十四条の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該年度における法第一百七十七条第一項及び第二項の規定により後期高齢者医療広域連合に対して特別高額医療費共同事業交付金(算定政令第二十一条に規定する特別高額医療費共同事業交付金をいう。)を交付し、後期高齢者医療広域連合から拠出金(法第一百七十七条第二項の規定による拠出金をいう。)を徴収する指定法人の業務及びこれに附帯する業務に関する事務の処理に要する費用の見込額に、当該年度の前々年度の当該後期高齢者医療広域連合の被保険者の数を当該年度の前々年度の各後期高齢者医療広域連合の被保険者の数の合計数で除して得た率を乗じて得た額とする。

2 前項の後期高齢者医療広域連合の被保険者の数は、四月から三月までの各月末における被保険者の数の合計数とする。

第六章 後期高齢者支援金等

(後期高齢者調整金額)

第三十六条 第二条及び第三条の規定は、法第十九条第二項に規定する後期高齢者調整金額の算定について準用する。この場合に

において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二條第一項				第二條第二項			
概算前期高齢者交付金の額（法第三十四條第一項に規定する概算前期高齢者交付金の額	確定前期高齢者交付金の額（法第三十五條第一項に規定する確定前期高齢者交付金の額	前期高齢者交付控除対象保険者	前期高齢者交付超過額	概算後期高齢者支援金の額（法第二百一十條第一項に規定する確定後期高齢者支援金の額	確定後期高齢者支援金の額	後期高齢者支援控除対象保険者	後期高齢者支援超過額
者支援金の額			前期高齢者交付算定率	者支援金の額			後期高齢者支援算定率
			概算前期高齢者交付金				概算後期高齢者支援金
			確定前期高齢者交付金				確定後期高齢者支援金
			前期高齢者交付加算対象保険者				後期高齢者支援加算対象保険者
			前期高齢者交付不足額				後期高齢者支援不足額

第三十七條

(概算後期高齢者支援金の算定に係る保険納付対象額の見込額の総額の算定方法)

第三十七條 法第二百一十條第一項各号に規定する保険納付対象額の見込額の総額は、第一号に掲げる額に一から当該年度に係る後期高齢者負担率(法第百條第一項に規定する後期高齢者負担率をいう。以下同じ。)及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た

(概算後期高齢者支援金の算定に係る保険納付対象額の見込額の総額の算定方法)

第三十七條 法第二百一十條第一項に規定する保険納付対象額の見込額の総額は、第一号に掲げる額に一から当該年度に係る後期高齢者負担率(法第百條第一項に規定する後期高齢者負担率をいう。以下同じ。)及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額と

第三条（見出しを含む。）	前期高齢者交付算定率	後期高齢者支援算定率
	前期高齢者交付加算対象保険者	後期高齢者支援加算対象保険者
前期高齢者交付不足額	後期高齢者支援不足額	
前期高齢者交付控除対象保険者	後期高齢者支援控除対象保険者	
前期高齢者交付超過額	後期高齢者支援超過額	
前期高齢者交付金（法第三十二條第一項に規定する前期高齢者交付金をいう。以下同じ。）を交付する業務	後期高齢者支援金等（法第一百八條第一項に規定する後期高齢者支援金等をいう。）を徴収する業務	

額と、第二号に掲げる額に「一から同年度に係る後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額」との合計額とする。

一 イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額

イ 当該年度の前々年度における全ての後期高齢者医療広域連合の負担対象額（算定政令第四条第一項に規定する負担対象額をいう。以下同じ。）の総額

ロ 当該年度における全ての後期高齢者医療広域連合の負担対象額の見込額の総額を同年度の「前々年度における全ての後期高齢者医療広域連合の負担対象額の総額で除して得た率を基準として年度ごと」に「あらかじめ厚生労働大臣が定める率

二 イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額

イ 当該年度の「前々年度における全ての後期高齢者医療広域連合の特定費用額（算定政令第四条第一項に規定する特定費用額をいう。以下同じ。）の総額

ロ 当該年度における「全ての後期高齢者医療広域連合の特定費用額の見込額の総額を同年度の「前々年度における全ての後期高齢者医療広域連合の特定費用額の総額で除して得た率を基準として年度ごと」に「あらかじめ厚生労働大臣が定める率

第三十八條

（概算後期高齢者支援金の算定に係る加入者一人当たり負担見込額の算定方法）

第三十八條 加入者一人当たり負担見込額は、当該年度における前条の規定により算定した保険納付対象額の見込額の総額を加入者見込総数で除して得た額を基礎として、年度ごと「に「あらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から同年度

、第二号に掲げる額に「一から当該年度に係る後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額」との合計額とする。

一 イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額

イ 当該年度の「前々年度におけるすべての後期高齢者医療広域連合の負担対象額（算定政令第四条第一項に規定する負担対象額をいう。以下同じ。）の総額

ロ 当該年度における「すべての後期高齢者医療広域連合の負担対象額の見込額の総額を当該年度の「前々年度におけるすべての後期高齢者医療広域連合の負担対象額の総額で除して得た率を基準として年度ごと」に「あらかじめ厚生労働大臣が定める率

二 イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額

イ 当該年度の「前々年度におけるすべての後期高齢者医療広域連合の特定費用額（算定政令第四条第一項に規定する特定費用額をいう。以下同じ。）の総額

ロ 当該年度における「すべての後期高齢者医療広域連合の特定費用額の見込額の総額を当該年度の「前々年度におけるすべての後期高齢者医療広域連合の特定費用額の総額で除して得た率を基準として年度ごと」に「あらかじめ厚生労働大臣が定める率

（概算後期高齢者支援金の算定に係る加入者一人当たり負担見込額の算定方法）

第三十八條 加入者一人当たり負担見込額は、当該年度における前条の規定により算定した保険納付対象額の見込額の総額を加入者見込総数で除して得た額を基礎として、年度ごと「に「あらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から当該年

の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

第三十八条の二（新設）

（概算後期高齢者支援金の算定に係る総報酬割概算負担率の算定方法）

第三十八条の二 総報酬割概算負担率は、前条に規定する加入者一人当たり負担見込額に次条に規定する当該年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者数の見込数を乗じて得た額を法第百二十条第一項第一号ロに規定する全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た率を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

第三十八条の三（新設）

（被用者保険等保険者に係る加入者数の見込数の算定方法）

第三十八条の三 法第百二十条第一項第一号に規定する当該年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者数の見込数は、全ての被用者保険等保険者に係る同年度における加入者見込数の総数とする。

第三十八条の四（新設）

（標準報酬総額の見込額の算定方法）

第三十八条の四 当該年度における法第百二十条第一項第一号イに規定する標準報酬総額の見込額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一 当該年度の前々年度の当該被用者保険等保険者の標準報酬総額

二 当該年度の前年度及び当該年度において見込まれる当該被用者保険等保険者の被保険者等（全国健康保険協会及び健康保険組合の被保険者、共済組合の組合員、日本私立学校振興・共済事業団の加入者並びに国民健康保険組合（被用者保険等保険者であるものに限る。次条において同じ。）の組合員をいう。以

度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

（新設）

（新設）

（新設）

下この号において同じ。）に係る賃金水準の伸び及び被保険者等の数の伸び等を勘案して当該被用者保険等保険者において見込まれるこれらの年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額の伸び率

2| 当該年度の前々年度の四月二日以降新たに被用者保険等保険者となつた者及び同日以降当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した被用者保険等保険者に係る同年度の標準報酬総額の見込額は、前項の規定にかかわらず、その間における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額等を勘案して支払基金があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けた算定方法に基づき算定するものとする。

3| 支払基金は、前項の規定に基づき、当該被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額を算定したときは、速やかに当該見込額を厚生労働大臣に報告するものとする。

第三十八條の五（新設）
（厚生労働大臣が定める国民健康保険組合に係る俸給等に相当するものの額）

第三十八條の五 法第二百二十條第二項第四号に規定する組合員ごとの同項第一号から第三号までに定める額に相当するものとして厚生労働省令で定める額は、賃金、給料、俸給その他勤務の対償として受けるものであつて、当該国民健康保険組合の組合員が負担する保険料その他これに相当するものの算定の基礎となるもののうち当該国民健康保険組合ごとに厚生労働大臣が定めるものの額とする。

第三十八條の六（新設）
（標準報酬総額の補正）

第三十八條の六 算定政令第二十五條の二第一項第二号に規定する標準報酬の月額が標準報酬の等級の最高等級又は最低等級に属す

（新設）

（新設）

る共済組合の組合員（国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法による短期給付に関する規定が適用されない者を除く。以下この条において同じ。）がある場合における同号に規定する当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の前々年度の合計額の総額は、当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の前々年度の合計額の総額に同号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

2 算定政令第二十五条の二第一項第二号イに規定する前々年度の厚生労働省令で定める基準となる月は、当該年度の前々年度の六月とする。

3 算定政令第二十五条の二第一項第三号に規定する私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額が同法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級に属する同法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（同法附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができることとなった者を除く。以下この条において「加入者」という。）がある場合における同号に規定する加入者の私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額の前々年度の合計額の総額は、当該加入者の同法に規定する標準報酬月額の前々年度の合計額の総額に同号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

4 算定政令第二十五条の二第一項第四号に規定する組合員の健康保険法若しくは船員保険法に規定する標準報酬月額若しくは標準報酬の月額若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額又は健康保険法若しくは船員保険法に規定する標準賞与額若しくは標準期末手当等の額若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準賞与額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものは、前条の規定により厚生労働大臣が定めるものとする。

5

算定政令第二十五条の二第二項に規定する健康保険法に規定する標準報酬月額等の等級又は標準報酬の等級若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額等の等級の最高等級の額又は最低等級の額が改定された年度の同条第一項第二号の共済組合の組合員の標準報酬の月額と同年度の合計額の総額及び同項第三号の加入者の同法に規定する標準報酬月額の同年度の合計額の総額は、同項第二号に規定する当該共済組合の組合員の標準報酬の月額と同年度の合計額の総額及び同項第三号に規定する加入者の同法に規定する標準報酬月額の同年度の合計額の総額をそれぞれ同年度の四月から同条第二項に規定する改定月（以下この項において「改定月」という。）の前月までの期間に係る額（以下この項において「改定前の期間に係る額」という。）と改定月から同年度の三月までの期間に係る額（以下この項において「改定以後の期間に係る額」という。）に区分し、それぞれの額につき同条第一項第二号に規定する当該共済組合の組合員の標準報酬の月額と同年度の合計額の総額及び同項第三号に規定する加入者の同法に規定する標準報酬月額の同年度の合計額の総額とみなして同項の規定を適用し補正して得た額を合算して得た額とする。この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号イ中「最高等級又は最低等級に属する組合員」とあるのは、改定前の期間に係る額については「当該改定月前における最高等級又は最低等級に属する組合員」とし、改定以後の期間に係る額については「当該改定月以後における最高等級又は最低等級に属する組合員」とし、同号ロ中「総額」とあるのは、改定前の期間に係る額については「総額（当該改定月が当該基準月以前の月であるときは、当該改定月前における標準報酬の等級の最高等級又は最低等級を当該基準月における標準報酬の等級の最高等級又は最低等級とみなして算定した額の総額）」とし、改定以後の期間に係る額については

「総額（当該改定月が当該基準月より後の月であるときは、当該改定月以後における標準報酬の等級の最高等級又は最低等級を当該基準月における標準報酬の等級の最高等級及び最低等級とみなして算定した額の総額）」とし、同項第三号イ中「最高等級又は最低等級に属する加入者」とあるのは、改定前の期間に係る額については「当該改定月前における最高等級又は最低等級に属する加入者」とし、同号ロ中「総額」とあるのは、改定前の期間に係る額については「総額（当該改定月が当該基準月以前の月であるときは、当該改定月前における同法に規定する標準報酬月額等の最高等級又は最低等級を当該基準月における同法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級及び最低等級とみなして算定した額の総額）」とする。

第三十九条

（確定後期高齢者支援金の算定に係る保険納付対象額の総額の算定方法）

第三十九条 法第二百二十一条第一項各号に規定する保険納付対象額の総額は、当該年度の前々年度における後期高齢者医療広域連合の負担対象額の総額に「一から同年度に係る後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額と、同年度における後期高齢者医療広域連合の特定費用額の総額に「一から同年度に係る後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額との合計額とする。」

（確定後期高齢者支援金の算定に係る保険納付対象額の総額の算定方法）

第三十九条 法第二百二十一条第一項に規定する保険納付対象額の総額は、当該年度の前々年度における後期高齢者医療広域連合の負担対象額の総額に「一から当該年度の前々年度に係る後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額と、当該年度の前々年度における後期高齢者医療広域連合の特定費用額の総額に「一から当該年度の前々年度に係る後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額との合計額とする。」

第三十九条の二（条ズレ）

（確定後期高齢者支援金の算定に係る加入者一人当たり負担額の算定方法）

第三十九条の二 加入者一人当たり負担額は、当該年度の前々年度における前条の規定により算定した保険納付対象額の総額を同年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から同年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

第三十九条の三（新設）

（確定後期高齢者支援金の算定に係る総報酬割確定負担率の算定方法）

第三十九条の三 総報酬割確定負担率は、前条に規定する加入者一人当たり負担額に次条に規定する前々年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者数を乗じて得た額を法第二百二十一条第一項第一号に規定する全ての被用者保険等に係る標準報酬総額の合計額で除して得た率を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

第四十条（新設）

（被用者保険等保険者に係る加入者数の算定方法）

第四十条 法第二百二十一条第一号に規定する前々年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者数は、当該年度の前々年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者の数の総数とする。

第四十条の二

（加算対象保険者の基準）

第四十条の二 算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特

（確定後期高齢者支援金の算定に係る加入者一人当たり負担額の算定方法）

第四十条 加入者一人当たり負担額は、当該年度の前々年度における前条の規定により算定した保険納付対象額の総額を当該年度の前々年度におけるすべての保険者に係る加入者の総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から当該年度の前々年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

（新設）

（新設）

（加算対象保険者の基準）

第四十条の二 算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特

定健康診査等（法第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。以下同じ。）の実施状況が著しく不十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、当該年度の前年度における特定健康診査の実施率が千分の一に満たないこと又は同年度における特定保健指導の実施率が千分の一に満たないこととする。

2・3（略）

4 算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等の実施状況が著しく不十分であることについてやむを得ない事由があるものとして厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 災害その他の特別の事情が生じたことにより、当該年度の前年度に当該保険者において、特定健康診査又は特定保健指導を実施できなかったこと。

二 特定健康診査等の当該年度の前年度の対象者の数が千人未満の保険者であつて当該特定健康診査等の実施体制その他の事項について厚生労働大臣が定める基準を満たすものに係る同年度の特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に

定健康診査等（法第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。以下同じ。）の実施状況が著しく不十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、前年度における特定健康診査の実施率が千分の一に満たないこと又は同年度における特定保健指導の実施率が千分の一に満たないこととする。

2 前項の特定健康診査の実施率（以下この条及び次条において単に「特定健康診査の実施率」という。）は、法第十八条第一項に規定する特定健康診査（以下この条及び次条において「特定健康診査」という。）の当該各年度における当該保険者に係る受診者の数を当該各年度における当該保険者に係る特定健康診査の対象者の数で除して得た数とする。

3 第一項の特定保健指導の実施率（次条において単に「特定保健指導の実施率」という。）は、当該各年度における当該保険者に係る法第十八条第一項に規定する特定保健指導（以下この条及び次条において「特定保健指導」という。）が終了した者その他これに準ずる者の数を当該各年度における当該保険者に係る特定保健指導の対象者の数で除して得た数とする。

4 算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する特定健康診査等の実施状況が著しく不十分であることについてやむを得ない事由があるものとして厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 災害その他の特別の事情が生じたことにより、前年度に当該保険者において、特定健康診査又は特定保健指導を実施できなかったこと。

二 特定健康診査等の前年度の対象者の数が千人未満の保険者であつて当該特定健康診査等の実施体制その他の事項について厚生労働大臣が定める基準を満たすものに係る同年度の特定健康診査の実施率が、同年度において、次の表の上欄に掲げる保険

掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる平均値以上であること。
(表略)

保険者の種類	平均値
加入者の数が五千人未満の市町村	加入者の数が五千人未満の全ての市町村に係る特定健康診査の実施率の平均値
加入者の数が五千人以上十万人未満の市町村	加入者の数が五千人以上十万人未満の全ての市町村に係る特定健康診査の実施率の平均値
加入者の数が十万人以上の市町村、健康保険の保険者（全国健康保険協会に限る。以下この項及び次条において同じ。）又は船員保険の保険者	加入者の数が十万人以上の全ての市町村、健康保険の保険者及び船員保険の保険者に係る特定健康診査の実施率の平均値
国民健康保険組合	全ての国民健康保険組合に係る特定健康診査の実施率の平均値
健康保険組合（健康保険法第十一條第一項の規定により設立されたものに限る。以下この項及び次条において「単一	全ての単一型健康保険組合に係る特定健康診査の実施率の平均値

者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる平均値以上であること。

三 前各号に掲げるもののほか、当該年度の前年度に特定健康診
 査等を実施した保険者において、当該保険者の責めに帰するこ
 とができない事由があつたこと。
 5・6 (略)

第四十条の三

(減算対象保険者の基準)

第四十条の三 算定政令第二十五条の三第一項第二号に規定する特
 定健康診査等の実施状況が十分なものとして厚生労働省令で定め
 る基準は、当該年度の前年度における調整後特定健康診査実施率

<p>型健康保険組合」という。 健康保険組合（健康保険法第 十一条第二項の規定により設 立されたものに限る。以下こ の項及び次条において「総合 型健康保険組合」という。） 又は日本私立学校振興・共済 事業団</p>	<p>全ての総合型健康保険組合及 び日本私立学校振興・共済事 業団に係る特定健康診査の実 施率の平均値</p>
<p>共済組合</p>	<p>全ての共済組合に係る特定健 康診査の実施率の平均値</p>

三 前各号に掲げるもののほか、前年度に特定健康診査等を実施
 した保険者において、当該保険者の責めに帰することができな
 い事由があつたこと。
 5 保険者は、前項各号に掲げる基準のいずれかに該当すると見込
 まれると認めるときは、速やかに、厚生労働大臣に対し、その旨
 を申し出るものとする。
 6 厚生労働大臣は、前項の規定による申出があつた場合において
 、当該申出が第四項各号に掲げる基準に該当すると認めるときは
 、その旨を前項の規定による申出をした保険者に通知するものと
 する。

(減算対象保険者の基準)

第四十条の三 算定政令第二十五条の三第一項第二号に規定する特
 定健康診査等の実施状況が十分なものとして厚生労働省令で定め
 る基準は、前年度における調整後特定健康診査実施率に前年度に

に同年度における調整後特定保健指導実施率を乗じて得た数が百分の六十九以上であることとする。

- 2 前項の調整後特定健康診査実施率は、当該年度の前年度における当該保険者に係る特定健康診査の実施率から同年度における次に掲げる保険者の種類のうち当該保険者が該当するもの（以下この項において「該当保険者種類」という。）に該当する全ての保険者に係る特定健康診査の実施率の平均値を控除して得た率を同年度における該当保険者種類に該当する全ての保険者に係る特定健康診査の実施率の標準偏差で除して得た率に同年度における全ての単一型健康保険組合に係る特定健康診査の実施率の標準偏差を乗じて得た率に同年度における全ての単一型健康保険組合に係る特定健康診査の実施率の平均値を加えて得た率とする。ただし、当該率が一を超える場合は一とする。
- 一〇七（略）

- 3 第一項の調整後特定保健指導実施率は、当該年度の前年度における当該保険者に係る特定保健指導の実施率から同年度における次に掲げる保険者の種類のうち当該保険者が該当するもの（以下この項において「該当保険者種類」という。）に該当する全ての保険者に係る特定保健指導の実施率の平均値を控除して得た率を同年度における該当保険者種類に該当する全ての保険者に係る特

における調整後特定保健指導実施率を乗じて得た数が百分の六十九以上であることとする。

- 2 前項の調整後特定健康診査実施率は、当該前年度における当該保険者に係る特定健康診査の実施率から当該前年度における次に掲げる保険者の種類のうち当該保険者が該当するもの（以下この項において「該当保険者種類」という。）に該当する全ての保険者に係る特定健康診査の実施率の平均値を控除して得た率を当該前年度における該当保険者種類に該当する全ての保険者に係る特定健康診査の実施率の標準偏差で除して得た率に当該前年度における全ての単一型健康保険組合に係る特定健康診査の実施率の標準偏差を乗じて得た率に当該前年度における全ての単一型健康保険組合に係る特定健康診査の実施率の平均値を加えて得た率とする。ただし、当該率が一を超える場合は一とする。

- 一 特定健康診査の対象者の数が五千人未満の市町村（次項において「小規模市町村」という。）
- 二 特定健康診査の対象者の数が五千人以上十万人未満の市町村
- 三 特定健康診査の対象者の数が十万人以上の市町村、健康保険の保険者又は船員保険の保険者
- 四 国民健康保険組合
- 五 単一型健康保険組合
- 六 総合型健康保険組合又は日本私立学校振興・共済事業団
- 七 共済組合

- 3 第一項の調整後特定保健指導実施率は、当該前年度における当該保険者に係る特定保健指導の実施率から当該前年度における次に掲げる保険者の種類のうち当該保険者が該当するもの（以下この項において「該当保険者種類」という。）に該当する全ての保険者に係る特定保健指導の実施率の平均値を控除して得た率を当該前年度における該当保険者種類に該当する全ての保険者に係る

定保健指導の実施率の標準偏差で除して得た率に同年度における全ての小規模市町村に係る特定保健指導の実施率の標準偏差を乗じて得た率に同年度における全ての小規模市町村に係る特定保健指導の実施率の平均値を加えて得た率とする。ただし、当該率が一を超える場合は一とする。

一〇七 (略)

第四十条の四

(調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る保険納付対象額の総額の算定方法)

第四十条の四 算定政令第二十五条の三第二項に規定する保険納付対象額の総額は、当該年度の後期高齢者医療広域連合の負担対象額の総額に「一から同年度の後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額」と、同年度の後期高齢者医療広域連合の特定費用額の総額に「一から同年度の後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額」との合計額とする。

第四十条の五

(調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る加入者一人当たり負担額の算定方法)

第四十条の五 加入者一人当たり負担額は、当該年度の前条の規定により算定した保険納付対象額の総額を同年度の全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあら

特定保健指導の実施率の標準偏差で除して得た率に当該前年度における全ての小規模市町村に係る特定保健指導の実施率の標準偏差を乗じて得た率に当該前年度における全ての小規模市町村に係る特定保健指導の実施率の平均値を加えて得た率とする。ただし、当該率が一を超える場合は一とする。

- 一 小規模市町村
- 二 特定健康診査の対象者の数が五千人以上十万人未満の市町村
- 三 特定健康診査の対象者の数が十万人以上の市町村
- 四 国民健康保険組合
- 五 単一型健康保険組合
- 六 総合型健康保険組合、健康保険の保険者、船員保険の保険者又は日本私立学校振興・共済事業団
- 七 共済組合

(調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る保険納付対象額の総額の算定方法)

第四十条の四 算定政令第二十五条の三第二項に規定する保険納付対象額の総額は、当該年度の後期高齢者医療広域連合の負担対象額の総額に「一から当該年度の後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額」と、当該年度の後期高齢者医療広域連合の特定費用額の総額に「一から当該年度の後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額」との合計額とする。

(調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る加入者一人当たり負担額の算定方法)

第四十条の五 加入者一人当たり負担額は、当該年度の前条の規定により算定した保険納付対象額の総額を当該年度の全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあ

はじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から同年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

第四十条の六

(調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る加入者の総数等の算定方法)

第四十条の六 (略)

2 算定政令第二十五条の三第二項に規定する当該各年度における当該保険者に係る加入者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定したものは、当該各年度における当該保険者に係る加入者の数とする。

(後期高齢者関係事務費拠出金の額の算定方法)

第四十一条 (略)

第四十二条

(後期高齢者医療広域連合が行う支払基金に対する通知)

第四十二条 法第二百二十三条第一項の規定により後期高齢者医療広域連合が支払基金に対して行う通知は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までにを行うものとする。

一 各月の保険納付対象額(法第百条第一項に規定する保険納付

らはじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から当該年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

(調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る加入者の総数等の算定方法)

第四十条の六 算定政令第二十五条の三第二項に規定する当該各年度における全ての保険者に係る加入者の総数として厚生労働省令

で定めるところにより算定したものは、当該各年度における全ての保険者に係る加入者の総数とする。

2 算定政令第二十五条の三第二項に規定する当該各年度における当該保険者に係る加入者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定したものは、当該保険者に係る加入者の数とする。

(後期高齢者関係事務費拠出金の額の算定方法)

第四十一条 第二十一条の規定は、法第二百二十二条に規定する後期高齢者関係事務費拠出金(以下「後期高齢者関係事務費拠出金」という。)の額の算定について準用する。この場合において、第二十一条中「法第二百三十九条第一項第一号」とあるのは、「法第二百三十九条第一項第二号」と読み替えるものとする。

(後期高齢者医療広域連合が行う支払基金に対する通知)

第四十二条 法第二百二十三条第一項の規定により後期高齢者医療広域連合が支払基金に対して行う通知は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までにを行うものとする。

一 各月ごとの保険納付対象額(法第百条第一項に規定する保険

対象額をいう。次号において同じ。）及びその内訳 当該月の翌々月の十五日

二 各年度の保険納付対象額及びその内訳 当該年度の翌年度の六月一日

第四十三條

（後期高齢者支援金等に係る納付の猶予の申請）

第四十三條 第二十二條の規定は、法第二百二十四條において準用する法第四十六條第一項の規定により後期高齢者支援金等（法第一百八十八條第一項に規定する後期高齢者支援金等をいう。第四十六條第一項において同じ。）の一部の納付の猶予を受けようとする保険者について準用する。

第七章 雜則

第四十四條

（保険者が行う支払基金に対する報告）

第四十四條 保険者は、支払基金に対し、毎年度、当該年度の各月末日における加入者の数及び前期高齢者である加入者の数を、当該年度の翌年度の六月一日までに報告しなければならない。

2 保険者は、支払基金に対し、毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等の実施状況に関する結果として厚生労働大臣が定める事項を、電子情報処理組織（保険者が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と支払基金が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該事項を記録した光ディスクその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を提出する方法により、同年度の翌年度の十一月一日までに報告しなければならない。

納付対象額をいう。以下同じ。）及びその内訳 当該月の翌々月の十五日

二 各年度ごとの保険納付対象額及びその内訳 当該年度の翌年度の六月一日

（後期高齢者支援金等に係る納付の猶予の申請）

第四十三條 第二十二條の規定は、法第二百二十四條において準用する法第四十六條第一項の規定により後期高齢者支援金等（法第一百八十八條第一項に規定する後期高齢者支援金等をいう。以下同じ。）の一部の納付の猶予を受けようとする保険者について準用する。

第七章 雜則

（保険者が行う支払基金に対する報告）

第四十四條 保険者は、支払基金に対し、毎年度、当該年度の各月末日における加入者の数及び前期高齢者である加入者の数を、当該年度の翌年度の六月一日までに報告しなければならない。

2 保険者は、支払基金に対し、毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等の実施状況に関する結果として厚生労働大臣が定める事項を、電子情報処理組織（保険者が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と支払基金が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該事項を記録した光ディスクその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を提出する方法により、当該年度の翌年度の十一月一日までに報告しなければならない。

3 保険者は、支払基金に対し、毎年度、当該年度の各月における法第三十八条第一項第一号ロ(2)及び第二号ロ(2)に規定する保険者の給付に要する費用等の額(第五項において「法定給付費額」という。)を、同年度の翌年度の九月一日までに報告しなければならない。

4 (略)

5 合併、分割又は解散が当該年度の四月二日以降に行われた場合における当該合併により成立した保険者、当該分割により成立した保険者(分割後存続する保険者がある場合を除く。)及び当該合併後存続する保険者並びに当該解散をした保険者の権利義務を承継した保険者又は清算法人は、前各項に定めるもののほか、支払基金に対し、当該合併、分割又は解散により消滅した保険者の同年度の各月末日(当該合併、分割又は解散が行われた日の属する月にあつては、当該合併、分割又は解散が行われた日とする。)における加入者の数、前期高齢者である加入者の数、法定給付費額及び前期高齢者給付費額を、当該合併、分割又は解散が行われた日から三月以内に文書により報告しなければならない。

第四十五条

(新設等の届出)

第四十五条 新たに設立された保険者又は合併若しくは分割により成立した保険者は、新たに設立された日又は合併若しくは分割があつた日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を支払基金に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 代表者の氏名

3 保険者は、支払基金に対し、毎年度、当該年度の各月における法第三十八条第一項第一号ロ(2)に規定する保険者の給付に要する費用等の額(第五項において「法定給付費額」という。)を、当該年度の翌年度の九月一日までに報告しなければならない。

4 保険者は、支払基金に対し、各月ごとの当該保険者に係る前期高齢者給付費額及びその内訳を、当該月の翌々月の十五日までに報告しなければならない。

5 合併、分割又は解散が当該年度の四月二日以降に行われた場合における当該合併により成立した保険者、当該分割により成立した保険者(分割後存続する保険者がある場合を除く。)及び当該合併後存続する保険者並びに当該解散をした保険者の権利義務を承継した保険者又は清算法人は、前各項に定めるもののほか、支払基金に対し、当該合併、分割又は解散により消滅した保険者の当該年度の各月末日(当該合併、分割又は解散が行われた日の属する月にあつては、当該合併、分割又は解散が行われた日とする。)における加入者の数、前期高齢者である加入者の数、法定給付費額及び前期高齢者給付費額を、当該合併、分割又は解散が行われた日から三月以内に文書により報告しなければならない。

(新設等の届出)

第四十五条 新たに設立された保険者又は合併若しくは分割により成立した保険者は、新たに設立された日又は合併若しくは分割があつた日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を支払基金に届け出なければならない。

一 保険者の名称及び保険者番号

二 主たる事務所の所在地

三 代表者の氏名及び住所

2
（略）

第四十五条の二（新設）

（被用者保険等保険者が行う支払基金に対する報告等）

第四十五条の二 被用者保険等保険者は、支払基金に対し、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までに報告しなければならない。

一 各年度の標準報酬総額の見込額 当該年度の前年度の二月末日

二 各年度の各月末日における被保険者の数 当該年度の翌年度の六月一日

三 各年度の標準報酬総額 当該年度の翌年度の八月末日

2 第四十四条第五項の規定は、合併、分割又は解散が行われた場合における被用者保険等保険者の支払基金に対する標準報酬総額の報告について準用する。この場合において、同項中「保険者」とあるのは「被用者保険等保険者」と、「各月末日（当該合併、分割又は解散が行われた日の属する月にあつては、当該合併、分割又は解散が行われた日とする。）における加入者数、前期高齢者である加入者の数、法定給付費額及び前期高齢者給付費額」とあるのは「標準報酬総額」と読み替えるものとする。

第四十六条

（端数計算）

第四十六条（略）

2 保険者は、合併若しくは分割があつたとき、若しくは解散した

保険者の権利義務を承継したとき、又は前項各号に掲げる事項のいずれかについて変更があつたときは、合併若しくは分割があつた日若しくは解散した保険者の権利義務を承継した日又は同項各号に掲げる事項のいずれかについて変更があつた日から十四日以内に、その旨を支払基金に届け出なければならない。

（新設）

（端数計算）

第四十六条 前期高齢者交付金、前期高齢者納付金等又は後期高齢者支援金等の額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て

2 次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

(略)	(略)	(略)	第十七条において準用する第二 条第二項に規定する前期高齢者 納付加算対象保険者に係る前期 高齢者納付調整金額	第十八条の二に規定する当該年 度の前々年度における当該被用 者保険等保険者の標準報酬総額 を同年度における当該被用者保 険等保険者の被保険者の数で除
一円未満の端数を切り捨て る				

2 次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

第二条第一項に規定する前期高 齢者交付控除対象保険者に係る 前期高齢者交付調整金額	第二条第二項に規定する前期高 齢者交付加算対象保険者に係る 前期高齢者交付調整金額	第十七条において準用する第二 条第一項に規定する前期高齢者 納付控除対象保険者に係る前期 高齢者納付調整金額	第十七条において準用する第二 条第二項に規定する前期高齢者 納付加算対象保険者に係る前期 高齢者納付調整金額	
一円未満の端数を切り捨て る				

<p>して得た額</p> <p>第十八条の二ただし書に規定する当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額</p>	<p>第十八条の二ただし書に規定する当該年度の前年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数に相当する数で除して得た額</p>	<p>第十九条の三に規定する当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額</p>	<p>第十九条の三ただし書に規定する当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準</p>
---	---	--	---

<p>報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額</p>	<p>第十九条の三ただし書に規定する当該年度の前年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数に相当する数で除して得た額</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>法第三十四条第三項に規定する</p>
--	---	------------	------------	------------	-----------------------

<p>第三十六条において準用する第二条第一項に規定する後期高齢者支援控除対象保険者に係る後期高齢者調整金額</p>	<p>第三十六条において準用する第二条第二項に規定する後期高齢者支援加算対象保険者に係る後期高齢者調整金額</p>	<p>法第三十四条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額</p>	<p>法第三十四条第三項に規定する</p>
---	---	--	-----------------------

<p>概算調整対象基準額</p>	<p>法第三十四条第三項に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額に概算額補正率を乗じて得た額</p>	<p>法第三十四条第四項第一号に規定する前期高齢者に係る概算後期高齢者支援金に係る概算調整対象基準額</p>	<p>(略)</p>	<p>法第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額</p>	<p>法第三十五条第三項に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額に確定額補正率を乗じて得た額</p>	<p>法第三十五条第四項第一号に規定する前期高齢者に係る確定後期高齢者支援金に係る確定調整対象基準額</p>
------------------	---	--	------------	--------------------------------	---	--

<p>概算調整対象基準額</p>	<p>法第三十五条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額</p>	<p>法第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額</p>
------------------	--	--------------------------------

法第三十八条第一項第一号イ(2)に掲げる額	法第三十八条第一項第一号ロ本文に掲げる額	法第三十八条第一項第二号イ(2)に掲げる額	法第三十八条第一項第二号ロ本文に掲げる額	法第三十八条第三項本文に規定する負担調整見込額	法第三十九条第一項第一号イ(2)に掲げる額	法第三十九条第一項第一号ロ本文に掲げる額	法第三十九条第一項第二号イ(2)に掲げる額	法第三十九条第一項第二号ロ本文に掲げる額
-----------------------	----------------------	-----------------------	----------------------	-------------------------	-----------------------	----------------------	-----------------------	----------------------

法第三十八条第一項第一号ロ本文に掲げる額	法第三十九条第一項第一号ロ本文に掲げる額
----------------------	----------------------

<p>法第三十九条第三項本文に規定する負担調整額</p>	<p>法第二百十条第一項第一号イに規定する標準報酬総額の見込額</p>	<p>法第二百十一条第一項第一号イに規定する標準報酬総額</p>	<p>算定政令第二十五条の三第一項第二号イ及びロに規定する調整前確定後期高齢者支援金の額</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>								

<p>算定政令第二十五条の三第一項第二号のイ及びロに規定する調整前後期高齢者支援金の額</p>	<p>第五条第一項に規定する前期高齢者給付費見込額</p>	<p>第六条第一項に規定する調整対象外給付費見込額</p>	<p>第七条に規定する一の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費見込額</p>	<p>第十三条第一項に規定する調整対象外給付費額</p>	<p>第十四条に規定する一の保険者</p>
<p>一円未満の端数を四捨五入する</p>					

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)								

第十九条第二項各号列記以外の	第八條第一項に規定する当該保 険者に係る前期高齢者である加 入者の見込数	第四十条の四に規定する調整前 確定後期高齢者支援金の算定に 係る保険納付対象額の総額	第三十九条に規定する保険納付 対象額の総額	第三十七条第二号本文に掲げる 額	第三十七条第一号本文に掲げる 額	第三十七条に規定する保険納付 対象額の見込額の総額	第十八条第一項各号本文に掲げ る額	に係る前期高齢者である加入者 一人当たりの前期高齢者給付費 額
一未満の端数を四捨五入す る								

<p>第三十八條の六第一項に規定する算定政令第二十五條の二第一項第二号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率</p>	<p>第十五條において準用する第十條第二項に規定する保険者別前期高齢者加入率</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>少数点以下第八位未滿を四捨五入する</p>						

<p>第十五條において準用する第十條第二項に規定する保険者別前期高齢者加入率</p>	<p>第十條第二項に規定する保険者別前期高齢者加入率見込値</p>	<p>第十五條において準用する第九條第二項に規定する粗確定加入者調整率</p>	<p>第十五條において準用する第九條第一項に規定する確定加入者調整率</p>	<p>第九條第二項に規定する粗概算加入者調整率</p>	<p>第九條第一項に規定する概算加入者調整率</p>	<p>部分に規定する加入者見込数</p>
<p>少数点以下第八位未滿を四捨五入する</p>						

第三十八条の六第三項に規定する算定政令第二十五条の二第一項第三号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た率

第四十七条

(公示)

第四十七条 厚生労働大臣は、次に掲げる率又は額を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

一〜三 (略)

三の二 第八条の二に規定する厚生労働大臣が定める率

四〜六 (略)

六の二 第十四条の二に規定する厚生労働大臣が定める率
七〜十二 (略)

十二の二 算定政令第一条の三第一号に規定する厚生労働大臣が

(公示)

第四十七条 厚生労働大臣は、次に掲げる率又は額を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

一 第三条に規定する前期高齢者交付算定率

二 第五条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率

三 第八条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率

(新設)

四 第九条第三項に規定する概算補正係数

五 第十一条に規定する一人平均前期高齢者給付費見込額

六 第十二条に規定する厚生労働大臣が定める率

(新設)

七 第十五条において準用する第九条第三項に規定する確定補正

係数

八 第十六条に規定する一人平均前期高齢者給付費額

九 第十七条において準用する第三条に規定する前期高齢者納付

算定率

十 第十八条第一項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める率

十一 第十八条第一項第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める

率

十二 第十八条第一項第三号ロに規定する厚生労働大臣が定める

率

(新設)

定める額

十三 (略)

十三の二 第十九条の二に規定する加入者一人当たり調整前負担調整見込額

十三の三 算定政令第一条の八第一号に規定する厚生労働大臣が定める額

十三の四 第二十条の二に規定する加入者一人当たり調整前負担調整額

十三の五 算定政令第一条の九第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める率

十三の六 算定政令第一条の九第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率

十四、十八 (略)

十八の二 第三十八条の二に規定する総報酬割概算負担率

十九 第三十九条の二に規定する加入者一人当たり負担額

十九の二 第三十九条の三に規定する総報酬割確定負担率

二十 (略)

2 (略)

十三 第十九条第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率

十三の二 第十九条の二に規定する加入者一人当たり負担調整対象見込額

(新設)

十三の三 第二十条の二に規定する加入者一人当たり負担調整対象額

(新設)

(新設)

(新設)

十四 第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額

十五 第三十六条において準用する第三条に規定する後期高齢者支援算定率

十六 第三十七条第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める率

十七 第三十七条第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める率

十八 第三十八条に規定する加入者一人当たり負担見込額

(新設)

十九 第四十条に規定する加入者一人当たり負担額

(新設)

二十 第四十一条において準用する第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額

2 厚生労働大臣は、次に掲げる率又は額を年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

一 第十条第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率見込値

二 第十五条において準用する第十条第一項に規定する全保険者

附 則

(施行期日)

第一条 (略)

附則第二条 (削る)

(削る)

平均前期高齢者加入率

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

1 (平成二十年度の概算前期高齢者交付金の額等に係る算定の特例)

第二条 平成二十年度の概算前期高齢者交付金の額及び概算前期高齢者納付金の額の算定に係る平成二十年度における前期高齢者給付費見込額は、第五条の規定にかかわらず、平成十八年度における第十二条各号に掲げる保険者（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）以下「老人保健法」という。）第六条第二項に規定する保険者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる給付に相当するものの額のうち、平成十八年度前期高齢者である加入者（平成十八年度において、六十五歳に達する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以後である加入者（老人保健法第六条第三項に規定する加入者をいう。以下この条及び次条において同じ。）であって、七十五歳に達する日の属する月以前であるものをいう。次項において同じ。）に係る額の合計額その他の事情を踏まえて、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。

2 平成二十年度の概算前期高齢者交付金の額及び概算前期高齢者納付金の額の算定に係る平成二十年度における前期高齢者である加入者の見込数は、第八条の規定にかかわらず、平成十八年度に

- 3 | おける各保険者の平成十八年度前期高齢者である加入者の数その他の事情を踏まえて、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。
- 3 | 平成二十年度の概算前期高齢者納付金の額の算定に係る平成二十年度における法定給付費見込額は、第十八条の規定にかかわらず、平成十八年度における各保険者の老人保健法第五十五条第一項第一号ロ(2)に規定する保険者の給付に要する費用その他の事情を踏まえて、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。
- 4 | 平成二十年度の概算前期高齢者交付金の額、概算前期高齢者納付金の額及び前期高齢者関係事務費拠出金の額並びに概算後期高齢者支援金の額(法第二十條第一項に規定する概算後期高齢者支援金の額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者関係事務費拠出金の額の算定に係る平成二十年度における加入者見込数は、第十九条第二項の規定にかかわらず、平成十八年度における各保険者の加入者の数その他の事情を踏まえて、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。
- 5 | 平成二十年度の概算後期高齢者支援金の額の算定に係る平成二十年度における保険納付対象額の見込額の総額は、第三十七条の規定にかかわらず、老人保健法の規定による平成十八年度の各保険者の七十五歳以上の加入者等に対する医療等に要する費用の額その他の事情を踏まえて、あらかじめ厚生労働大臣が定めるものとする。
- 6 | 平成二十年度の概算前期高齢者交付金の額、概算前期高齢者納付金の額及び前期高齢者関係事務費拠出金の額並びに概算後期高齢者支援金の額及び後期高齢者関係事務費拠出金の額の算定に係る平成二十年度における加入者見込総数の算定については、第十九条第一項中「次項の規定により算定する数の総数と第三項の規

附則第三条（削る）

（削る）

定により算定する数の総数との合計数」とあるのは、「附則第二
条第四項の規定により算定する数」とする。

7 平成二十年度の概算後期高齢者支援金の額の算定に係る平成二
十年度における第三十八条に規定する加入者一人当たり負担見込
額の算定については、同条中「前条」とあるのは、「附則第二条
第五項」とする。

（平成二十一年度の概算前期高齢者交付金の額等に係る算定の特
例）

第三条 平成二十一年度の概算前期高齢者交付金の額及び概算前期
高齢者納付金の額の算定に係る平成二十一年度における前期高齢
者給付費見込額は、第五条の規定にかかわらず、平成十九年度に
おける第十二条各号に掲げる保険者の区分に応じ、それぞれ当該
各号に掲げる給付に相当するものの額のうち、平成十九年度前期
高齢者である加入者（平成十九年度において、六十五歳に達する
日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の
属する月）以後である加入者であつて、七十五歳に達する日の属
する月以前であるものをいう。次項において同じ。）に係る額の
合計額その他の事情を踏まえて、あらかじめ支払基金が厚生労働
大臣の承認を受けて算定する額とする。

2 平成二十一年度の概算前期高齢者交付金の額及び概算前期高齢
者納付金の額の算定に係る平成二十一年度における前期高齢者で
ある加入者の見込数は、第八条の規定にかかわらず、平成十九年
度における各保険者の平成十九年度前期高齢者である加入者の数
その他の事情を踏まえて、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の
承認を受けて算定する数とする。

3 平成二十一年度の概算前期高齢者納付金の額の算定に係る平成
二十一年度における法定給付費見込額は、第十八条の規定にかか

4 | わらず、平成十九年度における各保険者の老人保健法第五十五条
第一項第一号ロ(2)に規定する保険者の給付に要する費用その他の
事情を踏まえて、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受
けて算定する額とする。

5 | 平成二十一年度の概算後期高齢者交付金の額、概算前期高齢者
納付金の額及び前期高齢者関係事務費拠出金の額並びに概算後期
高齢者支援金の額及び後期高齢者関係事務費拠出金の額の算定に
係る平成二十一年度における加入者見込数は、第十九条第二項の
規定にかかわらず、平成十九年度における各保険者の加入者の数
その他の事情を踏まえて、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の
承認を受けて算定する数とする。

6 | 平成二十一年度の概算後期高齢者支援金の額の算定に係る平成
二十一年度における保険納付対象額の見込額の総額は、第二十七
条の規定にかかわらず、老人保健法の規定による平成十九年度の
各保険者の七十五歳以上の加入者等に対する医療等に要する費用
の額その他の事情を踏まえて、あらかじめ厚生労働大臣が定める
ものとする。

7 | 平成二十一年度の概算前期高齢者交付金の額、概算前期高齢者
納付金の額及び前期高齢者関係事務費拠出金の額並びに概算後期
高齢者支援金の額及び後期高齢者関係事務費拠出金の額の算定に
係る平成二十一年度における加入者見込総数の算定については、
第十九条第一項中「次項の規定により算定する数の総数と第三項
の規定により算定する数の総数との合計数」とあるのは、「附則
第三条第四項の規定により算定する数」とする。

7 | 平成二十一年度の概算後期高齢者支援金の額の算定に係る平成
二十一年度における第三十八条に規定する加入者一人当たり負担
見込額の算定については、同条中「前条」とあるのは、「附則第
三条第五項」とする。

附則第四条（削る）

（削る）

附則第五条（削る）

（削る）

附則第五条の二（削る）

（削る）

（平成二十年度の前期高齢者給付費額及びその内訳の報告の特例）
第四条 平成二十年度における前期高齢者給付費額及びその内訳の報告に關し第四十四条第四項の規定により難い特別の事情のある保険者については、同項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の承認を受けて別に定める前期高齢者給付費額及びその内訳の報告をもって平成二十年度における同項の報告に代えることができる。

（公示）

第五条 厚生労働大臣は、附則第二条第五項の規定により平成二十年度における保険納付対象額の見込額の総額を定めたとき、又は附則第三条第五項の規定により平成二十一年度における保険納付対象額の見込額の総額を定めたときは、あらかじめ公示するものとする。

（平成二十八年度における前期高齢者給付費見込額の算定方法）

第五条の二 平成二十八年度における前期高齢者給付費見込額は、第五条の規定にかかわらず、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。ただし、その額が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。

一 第五条第一項の規定により算定される額

二 平成二十八年十月一日以降に新たに被用者保険等保険者（法附則第十三条の二に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。）の加入者となる前期高齢者に係る前期高齢者給付費見込額を勘案して厚生労働大臣が定める率

附則第五条の二の二（削る）

（削る）

附則第五条の二の三（削る）

（削る）

2 新設保険者等に係る平成二十八年度における前期高齢者給付費見込額は、第五条第二項及び前項の規定にかかわらず、当該新設保険者等に係る前期高齢者である加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。

（平成二十八年度における一人当たり前期高齢者給付費見込額の算定方法）

第五条の二の二 平成二十八年度における法第三十四条第二項第二号イに規定する一の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費見込額は、第七条の規定にかかわらず、当該保険者に係る前期高齢者給付費見込額を次条に規定する同年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数で除して得た額とする。

（平成二十八年度における前期高齢者である加入者の見込数の算定方法）

第五条の二の三 平成二十八年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数は、第八条の規定にかかわらず、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数とする。ただし、その数が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

一 第八条の規定により算定される数

二 平成二十八年十月一日以降に新たに被用者保険等保険者の加入者となる前期高齢者の見込数を勘案して厚生労働大臣が定める率

附則第五条の二の四（改正）

（平成二十八年度における確定加入者調整率の算定方法）

第二条 平成二十八年度における法第三十五条第五項に規定する確定加入者調整率は、第十五条において読み替えて準用する第九条の規定にかかわらず、次項に規定する平成二十八年度における粗確定加入者調整率に第三項に規定する平成二十八年度における粗確定補正係数を乗じて得た率とする。

2 平成二十八年度における粗確定加入者調整率は、附則第四条第一項に規定する平成二十八年度における全保険者平均前期高齢者加入率を同条第二項に規定する平成二十八年度における保険者別前期高齢者加入率で除して得た率とする。

3 平成二十八年度における確定補正係数は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額を第三号に掲げる額と第四号に掲げる額との合計額で除して得た率を基準として、あらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

一 被用者保険等保険者以外の全ての保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ 各保険者に係る調整対象給付費額（当該各保険者に係る前期高齢者給付費額から当該各保険者に係る調整対象外給付費額を控除して得た額をいう。第三号イにおいて同じ。）

ロ 各保険者に係る持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律

2 新設保険者等に係る平成二十八年度における前期高齢者である加入者の見込数は、第八条第二項及び前項の規定にかかわらず、その間における当該新設保険者等に係る前期高齢者である加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

（平成二十八年度における概算加入者調整率の算定方法）

第五条の二の四 平成二十八年度における法第三十四条第四項に規定する概算加入者調整率は、第九条の規定にかかわらず、次項に規定する平成二十八年度における粗概算加入者調整率に第三項に規定する平成二十八年度における概算補正係数を乗じて得た率とする。

2 平成二十八年度における粗概算加入者調整率は、附則第五条の二の六第一項に規定する平成二十八年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値を同条第二項に規定する平成二十八年度における保険者別前期高齢者加入率見込値で除して得た率とする。

3 平成二十八年度における概算補正係数は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額を第三号に掲げる額と第四号に掲げる額との合計額で除して得た率を基準として、あらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

一 被用者保険等保険者以外の全ての保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ 各保険者に係る調整対象給付費見込額（当該各保険者に係る前期高齢者給付費見込額から当該各保険者に係る調整対象外給付費見込額を控除して得た額をいう。第三号イにおいて同じ。）

ロ 各保険者に係る法第三十四条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額

第三十一号。以下「国保法等一部改正法」という。）第十条の規定による改正前の法第三十五条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額

二 全ての被用者保険等保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ 各被用者保険等保険者に係る調整対象給付費額（当該各被用者保険等保険者に係る前期高齢者給付費額から当該各保険者に係る調整対象外給付費額を控除して得た額をいう。第四号イにおいて同じ。）

ロ 平成二十八年度における持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第五十三号。以下「平成二十九年改正省令」という。）第五条の規定による改正前の第三十九条の規定により算定した保険納付対象額の総額を同年度における加入者総数で除して得た額に、各被用者保険等保険者に係る同年度における加入者数を乗じて得た額（第四号ロにおいて「各被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額」という。）

三 被用者保険等保険者以外の全ての保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ 各保険者に係る調整対象給付費額に当該各保険者に係る前項に規定する平成二十八年度における粗確定加入者調整率を乗じて得た額

ロ 各保険者に係る国保法等一部改正法第十条の規定による改正前の法第三十五条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額に当該各保険者に係る前項に規定する平成二十八年度における粗確定加入者調整率を乗じて得た額

二 全ての被用者保険等保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ 各被用者保険等保険者に係る調整対象給付費見込額（当該各被用者保険等保険者に係る前期高齢者給付費見込額から当該各保険者に係る調整対象外給付費見込額を控除して得た額をいう。第四号イにおいて同じ。）

ロ 平成二十八年度における第三十七条の規定により算定した保険納付対象額の見込額の総額を同年度における加入者見込総数で除して得た額に、各被用者保険等保険者に係る同年度における加入者見込数を乗じて得た額（第四号ロにおいて「各被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額」という。）

三 被用者保険等保険者以外の全ての保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ 各保険者に係る調整対象給付費見込額に当該各保険者に係る前項に規定する平成二十八年度における粗概算加入者調整率を乗じて得た額

ロ 各保険者に係る法第三十四条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額に当該各保険者に係る前項に規定する平成二十八年度における粗概算加入者調整率を乗じて得た額

得た額

四 全ての被用者保険等保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ 各被用者保険等保険者に係る調整対象給付費額に当該各被用者保険等保険者に係る前項に規定する平成二十八年度における粗確定加入者調整率を乗じて得た額

ロ 各被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に当該各被用者保険等保険者に係る前項に規定する平成二十八年度における粗確定加入者調整率を乗じて得た額

附則第五条の二の五（改正）

（補正後確定加入者調整率の算定方法）

第三条 法附則第十三条の四第三項に規定する補正後確定加入者調整率は、次項に規定する補正後粗確定加入者調整率に第三項に規定する補正後確定補正係数を乗じて得た率とする。

2 補正後粗確定加入者調整率は、次条第一項に規定する平成二十八年度における全保険者平均前期高齢者加入率を補正後前期高齢者加入率（その率が下限割合に満たないときは、下限割合とする。）で除して得た率とする。

3 補正後確定補正係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た率を基準として、あらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

一 平成二十九年改正省令第五条の規定による改正前の第十五条において読み替えて準用する第九条第三項第一号に掲げる額

二 (略)

三 全ての被用者保険等保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額
イ (略)

四 全ての被用者保険等保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額

イ 各被用者保険等保険者に係る調整対象給付費見込額に当該各被用者保険等保険者に係る前項に規定する平成二十八年度における粗概算加入者調整率を乗じて得た額

ロ 各被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に当該各被用者保険等保険者に係る前項に規定する平成二十八年度における粗概算加入者調整率を乗じて得た額

（補正後概算加入者調整率の算定方法）

第五条の二の五 法附則第十三条の六第三項に規定する補正後概算加入者調整率は、次項に規定する補正後粗概算加入者調整率に第三項に規定する補正後概算補正係数を乗じて得た率とする。

2 補正後粗概算加入者調整率は、次条第一項に規定する平成二十八年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値を補正後前期高齢者加入見込率（その率が下限割合に満たないときは、下限割合とする。）で除して得た率とする。

3 補正後概算補正係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た率を基準として、あらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

一 第九条第三項第一号に掲げる額

二 前条第三項第三号に掲げる額

三 全ての被用者保険等保険者に係る次に掲げる額の合計額の総額
イ 前条第三項第四号イに掲げる額

ロ 各被用者保険等保険者に係る国保法等一部改正法第十条の規定による改正前の法第三十五条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額に当該各被用者保険等保険者に係る前項に規定する補正後粗確定加入者調整率を乗じて得た額

附則五条の二の六（改正）

（平成二十八年度における全保険者平均前期高齢者加入率等の算定方法）

第四条 平成二十八年度における全保険者平均前期高齢者加入率は、第十五条において読み替えて準用する第十条第一項の規定にかかわらず、同年度における全ての保険者に係る前期高齢者である加入者の数の総数を、同年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た率とする。

2 平成二十八年度における保険者別前期高齢者加入率は、第十五条において読み替えて準用する第十条第二項の規定にかかわらず、同年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数を、同年度における全ての保険者に係る加入者の数で除して得た率（その率が下限割合に満たないときは、下限割合とする。）とする。

附則五条の二の七（改正）

（補正後前期高齢者加入率の算定方法）

第五条 附則第三条第二項に規定する補正後前期高齢者加入率は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計を、附則第七条に規定する補正後加入者数で除して得た率とする。

一 平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者である加入者の数から次号イに掲げる数を控除して得た

ロ 各被用者保険等保険者に係る法第三十四条第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額に当該各被用者保険等保険者に係る前項に規定する補正後粗概算加入者調整率を乗じて得た額

（平成二十八年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値等の算定方法）

第五条の二の六 平成二十八年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値は、第十条第一項の規定にかかわらず、同年度における全ての保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数の総数を、附則第五条の二の十一第一項に規定する平成二十八年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数で除して得た率とする。

2 平成二十八年度における保険者別前期高齢者加入率見込値は、第十条第二項の規定にかかわらず、同年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数を、附則第五条の二の十一第二項に規定する平成二十八年度における加入者見込数で除して得た率（その率が下限割合に満たないときは、下限割合とする。）とする。

（補正後前期高齢者加入見込率の算定方法）

第五条の二の七 附則第五条の二の五第二項に規定する補正後前期高齢者加入見込率は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計を、附則第五の二の十三第一項に規定する補正後加入者見込数で除して得た率とする。

一 平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数から次号イに掲げる数を控除して

数

二 当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数にロに掲げる割合を乗じて得た数

イ 平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者である加入者のうち特定加入者（法附則第十三条の四第一項第二号イに規定する特定加入者をいう。以下同じ。）である者の数

ロ 法附則第十三条の四第一項第二号ニに規定する政令で定める割合

附則第五条の二の八（削る）

（削る）

得た数

二 当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数にロに掲げる割合を乗じて得た数

イ 平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数に、平成二十八年十月一日以降に新たに被用者保険等保険者の加入者となる前期高齢者の見込数を勘案して厚生労働大臣が定める率を乗じて得た数（その数が当該被用者保険等保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該被用者保険等保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。）

ロ 法附則第十三条の六第一項第二号ニに規定する政令で定める割合

（平成二十八年度における確定加入者調整率の算定方法）

第五条の二の八 第十五条の規定にかかわらず、附則第五条の二の四及び第五条の二の六の規定は、平成二十八年度における法第三十五条第四項に規定する確定加入者調整率の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第五条の二の四第一項	第九条	第十五条において読み替えて準用する第九条
	粗概算加入者調整率	粗確定加入者調整率
概算補正係数		確定補正係数

附則第五条の二の四第三項第一号		附則第五条の二の四第三項		附則第五条の二の四第二項				
法第三十四条第一項第二号	調整対象外給付費見込額	前期高齢者給付費見込額	調整対象給付費見込額	概算補正係数	保険者別前期高齢者加入率見込値	全保険者平均前期高齢者加入率見込値	附則第五条の二の六	粗概算加入者調整率
法第三十五条第一項第二号	調整対象外給付費額	前期高齢者給付費額	調整対象給付費額	確定補正係数	保険者別前期高齢者加入率	全保険者平均前期高齢者加入率	附則第五条の二の八において読み替えて準用する附則第五条の二の六	粗確定加入者調整率

附則第五条の二の四第三項第三号		附則第五条の二の四第三項第二号									
粗概算加入者調整率	調整対象給付費見込額	加入者割後期高齢者支援金の概算額	加入者見込数	加入者見込総数	保険納付対象額の見込額	第三十七条	調整対象外給付費見込額	前期高齢者給付費見込額	調整対象給付費見込額	前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額	
粗確定加入者調整率	調整対象給付費額	加入者割後期高齢者支援金の確定額	加入者数	加入者総数	保険納付対象額	第三十九条	調整対象外給付費額	前期高齢者給付費額	調整対象給付費額	前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額	

	附則第五条の二の四第三項第四号	附則第五条の二の六第一項（見出しを含む。）				
法第三十四条第一項第二号	前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額	調整対象給付費見込額	粗概算加入者調整率	加入者割後期高齢者支援金の概算額	全保険者平均前期高齢者加入率見込値	第十條 前期高齢者である加入者の見込数 附則第五条の二の十一第一項に規定する平成二十八年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数
法第三十五条第一項第二号	前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額	調整対象給付費額	粗確定加入者調整率	加入者割後期高齢者支援金の確定額	全保険者平均前期高齢者加入率	第十五条において読み替えて準用する第十條 前期高齢者である加入者の数 同年度における全ての保険者に係る加入者の総数

附則第五条の二の九（削る）

（削る）

附則第五条の二の六第二項	保険者別前期高齢者加入率見込値	保険者別前期高齢者加入率
	前期高齢者である加入者の見込数	前期高齢者である加入者の数
附則第五条の二の十一第二項に規定する平成二十八年における加入者見込数	附則第五条の二の十一第二項に規定する平成二十八年における加入者見込数	同年度における全ての保険者に係る加入者の数

（補正後確定加入者調整率の算定方法）

第五條の二の九 附則第五条の二の五及び第五條の二の七の規定は、法附則第十三條の七第二項に規定する補正後確定加入者調整率の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第五条の二の五第一項	補正後粗概算加入者調整率	補正後粗確定加入者調整率
	補正後概算補正係数	補正後確定補正係数
附則第五条の二の五第二項	補正後粗概算加入者調整率	補正後粗確定加入者調整率
	次条第一項	附則第五条の二の八に

	全保険者平均前期高齢者加入率見込値 補正後前期高齢者加入率	全保険者平均前期高齢者加入率 補正後前期高齢者加入率	附則第五条の二の五第三項	補正後概算補正係数	補正後確定補正係数	附則第五条の二の五第三項第一号	第九条第三項第一号	第十五条において読み替えて準用する第九条第三項第一号	附則第五条の二の五第三項第二号	前条第三項第三号	前条において読み替えて準用する附則第五条の二の四第三項第三号	附則第五条の二の五第三項第三号	前条第三項第四号イ	前条において読み替えて準用する附則第五条の二の四第三項第四号イ	法第三十四条第一項第二号	法第三十五条第一項第二号
--	----------------------------------	-------------------------------	--------------	-----------	-----------	-----------------	-----------	----------------------------	-----------------	----------	--------------------------------	-----------------	-----------	---------------------------------	--------------	--------------

<p>附則第五条の二の七第二号</p>	<p>附則第五条の二の七第一号</p>	<p>附則第五条の二の七（見出しを含む。）</p>				
<p>前期高齢者である加入者の見込数に、平成二十八年十月一日以降に新たに被用者保険等保</p>	<p>前期高齢者である加入者の見込数</p>	<p>補正後加入者見込数</p>	<p>附則第五条の二の十三第一項</p>	<p>附則第五条の二の五第二項</p>	<p>補正後前期高齢者加入見込率</p>	<p>前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額 補正後粗概算加入者調整率</p>
<p>前期高齢者である加入者の数</p>	<p>前期高齢者である加入者の数</p>	<p>補正後加入者数</p>	<p>附則第五条の二の十三</p>	<p>附則第五条の二の九において読み替えて準用する附則第五条の二の五第二項</p>	<p>補正後前期高齢者加入率</p>	<p>前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額 補正後粗確定加入者調整率</p>

附則第五条の二十（削る）

（削る）

<p>険者の加入者となる前期高齢者の見込数を勘案して厚生労働大臣が定める率を乗じて得た数（その数が当該被用者保険等保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該被用者保険等保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。）</p>	<p>法附則第十三条の七第一項第二号二</p>
<p>法附則第十三条の六第一項第二号二</p>	<p>（平成二十八年度における法定給付費見込額） 第五条の二十 平成二十八年度における法定給付費見込額は、第十八条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額とする。</p>

一 イに掲げる額に口に掲げる率を乗じて得た額

附則第五条の二の十一（削る）

（削る）

附則第五条の二の十二（改正）

（補正後確定後期高齢者支援金の算定に係る補正後加入者一人当

イ 第十八条第一項第一号の規定により算定される額

ロ 平成二十八年十月一日以降に新たに被用者保険等保険者の加入者となる者に係る医療に関する給付の見込額を勘案して厚生労働大臣が定める率

二 第十八条第一項第二号の規定により算定される額

三 第十八条第一項第三号の規定により算定される額

（平成二十八年度における加入者見込総数等の算定方法）

第五条の二の十一 法附則第十三条の六第三項及び第十四条の九第二項に規定する平成二十八年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数は、全ての保険者に係る次項の規定により算定する数の総数と第三項の規定により算定する数の総数との合計数とする。

2 平成二十八年度における加入者見込数は、第十九条第二項の規定にかかわらず、第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて得た数とする。ただし、その数が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

一 第十九条第二項の規定により算定される数

二 平成二十八年十月一日以降に新たに被用者保険等保険者の加入者となる者の見込数を勘案して厚生労働大臣が定める率

3 新設保険者等に係る平成二十八年度における加入者見込数は、第十九条第三項及び前項の規定にかかわらず、その間における当該保険者に係る加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

（補正後概算後期高齢者支援金の算定に係る補正後加入者一人当

たり負担額の算定方法

第六条 法附則第十四条の三第一項第一号に規定する被用者保険等
 保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保
 険等保険者に係る補正後加入者数の総数で除して得た額（附則第
 十三条第一項第三号において「補正後加入者一人当たり負担額」
 という。）は、法附則第十四条の三第二項に規定する被用者保険
 等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者
 保険等保険者に係る補正後加入者数の総数で除して得た額を基礎
 として、あらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、平
 成二十八年度の四月二日以降に新たに設立された保険者について
 は、当該設立の日から同年度の三月三十一日までの間の日数に
 応じて算定した額とする。

附則第五条の二の十三（削る）

（削る）

たり負担見込額の算定方法

第五条の二の十二 法附則第十四条の九第一項第一号に規定する被
 用者保険等保険者に係る補正前概算後期高齢者支援金総額を全
 ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者見込数の総数で除して
 得た額（附則第五条の二の二十二第一項第十号において「補正後
 加入者一人当たり負担見込額」という。）は、法附則第十四条の
 九第二項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前概算後期高
 齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者
 見込数の総数で除して得た額を基礎として、あらかじめ厚生労働
 大臣が定める額とする。ただし、平成二十八年度の四月二日以降
 に新たに設立された保険者については、当該設立の日から同年度
 の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

（補正後加入者見込数の算定方法）

第五条の二の十三 法附則第十四条の九第一項第一号に規定する平
 成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後加入
 者見込数（次項において「補正後加入者見込数」という。）は、
 第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。

一 平成二十八年度における加入者見込数から次号イに掲げる数
 を控除して得た数

二 イに掲げる数にロに掲げる割合を乗じて得た数

イ 平成二十八年度における加入者見込数に平成二十八年十月
 一日以降に新たに被用者保険等保険者の加入者となる者の見
 込数を勘案して厚生労働大臣が定める率を乗じて得た数（そ
 の数が当該保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過
 小であると認められるときは、当該保険者の申請に基づき、
 あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する
 数とする。）

附則第五条の二の十四（削る）

（削る）

附則第五条の二の十五（削る）

（削る）

ロ 法附則第十三条の六第一項第二号ロに規定する政令で定める割合

2 平成二十六年四月二日以降に新たに設立された被用者保険等保険者及び同日から平成二十八年四月一日までの間に合併又は分割により成立した被用者保険等保険者（以下この項において「新設被用者保険等保険者等」という。）に係る補正後加入者見込数は、前項の規定にかかわらず、その間における当該新設被用者保険等保険者等に係る加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

（被用者保険等保険者に係る加入者の見込総数の算定方法）

第五条の二の十四 法附則第十四条の九第二項に規定する平成二十八年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者の見込総数は、全ての被用者保険等保険者に係る平成二十八年度における加入者見込数の総数とする。

（補正後確定後期高齢者支援金の算定に係る補正後加入者一人当たり負担額の算定方法）

第五条の二の十五 附則第五条の二の十二の規定は、法附則第十四条の十第一項第一号に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者数の総額で除して得た額（附則第五条の二の二十二第一項第十二号において「補正後加入者一人当たり負担額」という。）の算定について準用する。この場合において、附則第五条の二の十二（見出しを含む。）の規定中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

補正後概算後期高齢者支援金

補正後確定後期高齢者支援金

附則第五条の二の十六（改正）

（補正後加入者数の算定方法）

第七条 法附則第十四条の三第一項第一号に規定する平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者数は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。

一（略）

二 イに掲げる数にロに掲げる割合を乗じて得た数

イ 平成二十八年度における当該保険者に係る特定加入者である者の数

ロ 法附則第十三条の四第一項第二号ロに規定する政令で定める割合

附則第五条の二の十七（改正）

（全ての被用者保険等保険者に係る加入者の総数の算定方法）

第八条 法附則第十四条の三第二項に規定する平成二十八年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者の総数は、全ての被用者保険等保険者に係る平成二十八年度における加入者数の総数

法附則第十四条の九第二項	法附則第十四条の十第二項
補正前概算後期高齢者支援金 総額	補正前確定後期高齢者支援金 総額
補正後加入者見込数	補正後加入者数

（補正後加入者数の算定方法）

第五条の二の十六 法附則第十四条の十第一項第一号に規定する平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者数は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。

一 平成二十八年度における当該保険者に係る加入者の数から次号イに掲げる数を控除して得た数

二 イに掲げる数にロに掲げる割合を乗じて得た数

イ 平成二十八年度における当該保険者に係る特定加入者（法附則第十三条の六第一項第二号イに規定する特定加入者をいう。附則第五条の二の二十第一項及び第二項において同じ。）である者の数

ロ 法附則第十三条の七第一項第二号ロに規定する政令で定める割合

（全ての被用者保険等保険者に係る加入者の総数の算定方法）

第五条の二の十七 法附則第十四条の十第二項に規定する平成二十八年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者の総数は、全ての被用者保険等保険者に係る平成二十八年度における加入

とする。

附則第五条の二の十八（改正）

（調整前補正後確定後期高齢者支援金の算定に係る補正後加入者一人当たり負担額の算定方法）

第九条 法附則第十四条の三第一項第一号に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者数の総数で除して得た額は、法附則第十四条の三第二項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者数の総数で除して得た額を基礎として、あらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、平成二十八年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から同年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

附則第五条の二の十九（改正）

（調整前補正後確定後期高齢者支援金の算定に係る補正後加入者数の算定方法）

第十条 算定政令附則第三条第二項に規定する当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者数として厚生労働省令で定めるところにより算定したものは、当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者数とする。

附則第五条の二の二十（条ズレ）

（保険者が行う支払基金に対する報告）

第十一条（略）

者数の総数とする。

（調整前補正後確定後期高齢者支援金の算定に係る補正後加入者一人当たり負担額の算定方法）

第五条の二の十八 法附則第十四条の十第一項第一号に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者数の総数で除して得た額は、法附則第十四条の十第二項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者数の総数で除して得た額を基礎として、あらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、平成二十八年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から同年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

（調整前補正後確定後期高齢者支援金の算定に係る補正後加入者数の算定方法）

第五条の二の十九 算定政令附則第四条の四第二項に規定する当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者数として厚生労働省令で定めるところにより算定したものは、当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者数とする。

（保険者が行う支払基金に対する報告）

第五条の二の二十 被用者保険等保険者は、第四十四条第一項から第四項までに定めるもののほか、支払基金に対し、平成二十八年十月から翌年三月までの各月末日における特定加入者である者の数及び前期高齢者である加入者のうち特定加入者である者の数を、平成二十九年六月一日までに報告しなければならない。

2
(略)

附則第五条の二の二十一（改正）

(端数計算)

第十二条 次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

附則第五条第一号に掲げる数と同条第二号に掲げる数との合計数	一未満の端数を四捨五入する
附則第七条に規定する補正後加入者数	
附則第二条第一項に規定する確定加入者調整率	小数点以下第五位未満を四捨五入する

2

合併、分割又は解散が平成二十八年四月二日以降に行われた場合における当該合併により成立した被用者保険等保険者、当該分割により成立した被用者保険等保険者（分割後存続する被用者保険等保険者がある場合を除く。）及び当該合併後存続する被用者保険等保険者並びに当該解散をした被用者保険等保険者の権利義務を承継した被用者保険等保険者又は清算法人は、第四十四条各項及び前項に定めるもののほか、支払基金に対し、当該合併、分割又は解散により消滅した被用者保険等保険者の平成二十八年十月から翌年三月までの各月末日（当該合併、分割又は解散が行われた日の属する月にあつては、当該合併、分割又は解散が行われた日とする。）における特定加入者である者の数及び前期高齢者である加入者のうち特定加入者である者の数を、当該合併、分割又は解散が行われた日から三月以内に文書により報告しなければならない。

(端数計算)

第五条の二の二十一 次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

附則第五条の二第一項に規定する前期高齢者給付費見込額	一円未満の端数を四捨五入する
附則第五条の二の二に規定する一の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費見込額	
附則第五条の二の十第一号本文に掲げ	

附則第二条第二項に規定する粗確定加入者調整率	小数点以下第八位未満を四捨五入する
附則第三条第一項に規定する補正後確定加入者調整率	
附則第三条第二項に規定する補正後粗確定加入者調整率	
附則第四条第二項に規定する保険者別前期高齢者加入率	
附則第五条に規定する補正後前期高齢者加入率	

額	一未満の端数を四捨五入する
附則第五条の二の三第一項に規定する当該保険者に係る前期高齢者である加入者の見込数	
附則第五条の二の七第一号に掲げる数と同条第二号に掲げる数との合計数	
附則第五条の二の七第二号イの規定による数	
附則第五条の二の十一第二項に規定する加入者見込数	
附則第五条の二の十三第一項に規定する補正後加入者見込数	
附則第五条の二の十三第一項第二号イの規定による数	
附則第五条の二の十六に規定する補正後加入者数	
附則第五条の二の十六第二号イの規定による数	
附則第五条の二の四第一項に規定する	

<p>概算加入者調整率</p>	<p>附則第五条の二の四第二項に規定する粗概算加入者調整率</p>	<p>附則第五条の二の五第一項に規定する補正後概算加入者調整率</p>	<p>附則第五条の二の五第二項に規定する補正後粗概算加入者調整率</p>	<p>附則第五条の二の九において準用する附則第五条の二の五第一項に規定する補正後確定加入者調整率</p>	<p>附則第五条の二の九において準用する附則第五条の二の五第二項に規定する補正後粗確定加入者調整率</p>	<p>附則第五条の二の六第二項に規定する保険者別前期高齢者加入率見込値</p>	<p>附則第五条の二の七に規定する補正後前期高齢者加入見込率</p>	<p>前期高齢者加入率</p>
<p>満を四捨五入する</p>							<p>小数点以下第八位未満を四捨五入する</p>	

附則第五条の二の二十二（改正）

（公示）

第十三条 厚生労働大臣は、次に掲げる率又は額を定めるときは、あらかじめ公示するものとする。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

一 附則第二条第三項に規定する確定補正係数

二 附則第三条第三項に規定する補正後確定補正係数

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

三 附則第六条に規定する補正後加入者一人当たり負担額

2 厚生労働大臣は、附則第四条第一項に規定する全保険者平均前

（公示）

第五条の二の二十二 厚生労働大臣は、次に掲げる率又は額を定めるときは、あらかじめ公示するものとする。

一 附則第五条の二第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率

二 附則第五条の二の三第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率

三 附則第五条の二の四第三項に規定する概算補正係数

四 附則第五条の二の五第三項に規定する補正後概算補正係数

五 附則第五条の二の七第二号イに規定する厚生労働大臣が定める率

六 附則第五条の二の八において準用する附則第五条の二の四第三項に規定する確定補正係数

七 附則第五条の二の九において準用する附則第五条の二の五第三項に規定する補正後確定補正係数

八 附則第五条の二の十第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める率

九 附則第五条の二の十一第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率

十 附則第五条の二の十二に規定する補正後加入者一人当たり負担見込額

十一 附則第五条の二の十三第一項第二号イに規定する厚生労働大臣が定める率

十二 附則第五条の二の十五に規定する補正後加入者一人当たり負担額

2 厚生労働大臣は、次に掲げる率又は額をあらかじめ公示するも

期高齢者加入率をあらかじめ公示するものとする。

附則第五の二の二十三（削る）

（削る）

のとする。

- 一 附則第五条の二の六第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率見込値
- 二 附則第五条の二の八において準用する附則第五条の二の六第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率

（平成二十四年度から平成二十六年年度までの各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付調整金額等の算定の特例）

第五条の二の二十三 平成二十四年度から平成二十六年年度までの各年度において、被用者保険等保険者について、第二条、第十七条及び第三十六条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条	第二条及び 第二条第一項	附則第五条の二の規定により読み替えられた第二条及び	附則第十三条の二
		附則第五条の二の規定により読み替えられた第二条第一項	附則第十三条の三
第二十一条第一項	第三十四条第一項	附則第十三条の二	附則第十三条の二
		附則第十三条の三	附則第十三条の三

附則第五条の三（削る）

（削る）

<p>第三十六 条</p> <p>第二條及び</p> <p>附則第五条の二の規定により 読み替えられた第二條及び</p>	<p>第二條第一項</p> <p>附則第五条の二の規定により 読み替えられた第二條第一項</p>	<p>第三十四條第一項</p> <p>附則第十三條の二</p>	<p>第二百十條第一項</p> <p>附則第十四條の三第一項</p>	<p>第三十五條第一項</p> <p>附則第十三條の三</p>	<p>第二百一十一條第一 項</p> <p>附則第十四條の四第一項</p>
--	--	---------------------------------	------------------------------------	---------------------------------	---

（平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険
等保険者に係る後期高齢者支援金等の額の算定の特例に係る端数
計算）

第五條の三 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度にお
いて、被用者保険等保険者について、次の表の上欄に掲げる額等
を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の
下欄に掲げるところにより計算するものとする。

<p>法附則第十三條の二第二号に 規定する前期高齢者に係る加 入者割後期高齢者支援金の概 算額</p>	<p>一円未満の端数を切り捨てる</p>
---	----------------------

<p>法附則第十三条の二第三号に規定する調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額</p>	<p>法附則第十三条の二第四号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額</p>	<p>法附則第十三条の三第二号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額</p>	<p>法附則第十三条の三第三号に規定する調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額</p>	<p>法附則第十三条の三第四号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額</p>	<p>法附則第十三条の四第一項第</p>
---	--	--	---	--	----------------------

<p>二号に掲げる額</p>	<p>法附則第十三条の四第一項第四号に掲げる額</p>	<p>法附則第十三条の四第二項に規定する後期高齢者支援金に係る概算総報酬割前期高齢者納付金額</p>	<p>法附則第十三条の四第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額</p>	<p>法附則第十三条の四第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額</p>	<p>法附則第十三条の五第一項第二号に掲げる額</p>	<p>法附則第十三条の五第一項第四号に掲げる額</p>
----------------	-----------------------------	--	--	--	-----------------------------	-----------------------------

<p>法附則第十三条の五第二項に規定する後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額</p>	<p>法附則第十三条の五第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額</p> <p>法附則第十三条の五第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額</p>	<p>法附則第十四条の三第一項第一号に掲げる額</p>	<p>法附則第十四条の三第一項第三号に掲げる額</p>	<p>法附則第十四条の三第二項に規定する概算総報酬割後期高齢者支援金額</p>	<p>法附則第十四条の三第三項に</p>
--	---	-----------------------------	-----------------------------	---	----------------------

<p>規定する特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額</p>	<p>法附則第十四条の三第四項に規定する各被用者保険等保険者の概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額</p>	<p>法附則第十四条の四第一項第一号に掲げる額</p>	<p>法附則第十四条の四第一項第三号に掲げる額</p>	<p>法附則第十四条の四第二項に規定する確定総報酬割後期高齢者支援金額</p>	<p>法附則第十四条の四第三項に規定する特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢</p>
--	---	-----------------------------	-----------------------------	---	--

附則第五条の四（削る）

<p>者支援金額</p>	<p>法附則第十四条の四第四項に規定する各被用者保険等保険者の確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額</p>	<p>法附則第十三条の四第四項に規定する納付金概算拠出率 法附則第十三条の五第四項に規定する納付金確定拠出率 法附則第十四条の三第四項に規定する支援金概算拠出率 法附則第十四条の四第四項に規定する支援金確定拠出率</p>	<p>小数点以下第八位未満を四捨五入する</p>
--------------	---	---	--------------------------

（平成二十七年度及び平成二十八年度の各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付調整金額等の算定の特例）

（削る）

第五条の四 平成二十七年及び平成二十八年の各年度において、被用者保険等保険者について、第二条、第十七条及び第三十六条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十六条	第二十一条第一項	第三十四条第一項	附則第十三条の五の二
	第二十一条及び第三十五条第一項	第三十四条第一項	附則第十三条の五の二
第十七条	第二十一条第一項	第三十五条第一項	附則第十三条の五の三
	第二十一条及び第三十四条第一項	第三十五条第一項	附則第十三条の五の三
第二十一条第一項	第二十一条及び第三十五条第一項	第三十五条第一項	附則第十三条の五の三
	第二十一条及び第三十四条第一項	第三十五条第一項	附則第十三条の五の三

附則第五条の五（削る）

（削る）

	第三十四条第一項	附則第十三条の五の二			み替えられた第二条第一項
	第二百二十条第一項	附則第十四条の五第一項			
	第三十五条第一項	附則第十三条の五の三			
	第二百一十一条第一項	附則第十四条の六第一項			

（平成二十五年度及び平成二十六年年度の各年度の被用者保険等保
険者に係る後期高齢者支援金等の額の算定の特例に係る端数計算
）
第五条の五 平成二十五年度及び平成二十六年年度の各年度において
、被用者保険等保険者について、次の表の上欄に掲げる額等を算
定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄
に掲げるところにより計算するものとする。

法附則第十三条の五の二第二号に規定する 前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援 金の概算額	一円未満の端数 を切り捨てる
法附則第十三条の五の二第三号に規定する	

<p>調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額</p>	<p>法附則第十三条の五の二第四号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額</p>	<p>法附則第十三条の五の三第二号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額</p>	<p>法附則第十三条の五の三第三号に規定する調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額</p>	<p>法附則第十三条の五の三第四号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額</p>	<p>法附則第十三条の五の四第一項第二号に掲げる額</p>	<p>法附則第十三条の五の四第一項第四号に掲げる額</p>	<p>法附則第十三条の五の四第二項に規定する後期高齢者支援金に係る概算総報酬割前期高齢者納付金額</p>
--------------------------------	--	--	---	--	-------------------------------	-------------------------------	--

<p>法附則第十三条の五の四第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額</p>	<p>法附則第十三条の五の四第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額</p>	<p>法附則第十三条の五の五第一項第二号に掲げる額</p>	<p>法附則第十三条の五の五第一項第四号に掲げる額</p>	<p>法附則第十三条の五の五第二項に規定する後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額</p>	<p>法附則第十三条の五の五第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額</p>	<p>法附則第十三条の五の五第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲</p>
--	--	-------------------------------	-------------------------------	--	--	---

<p>ける合計額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額</p>	<p>額 法附則第十四条の五第一項第一号に掲げる額</p>	<p>額 法附則第十四条の五第一項第三号に掲げる額</p>	<p>法附則第十四条の五第二項に規定する概算総報酬割後期高齢者支援金額</p>	<p>法附則第十四条の五第三項に規定する特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額</p>	<p>法附則第十四条の五第四項に規定する各被用者保険等保険者の概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額</p>	<p>額 法附則第十四条の六第一項第一号に掲げる額</p>	<p>法附則第十四条の六第一項第三号に掲げる額</p>
------------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	---	---	---	-----------------------------------	-----------------------------

額	法附則第十四条の六第二項に規定する確定総報酬割後期高齢者支援金額	法附則第十四条の六第三項に規定する特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額	法附則第十四条の六第四項に規定する各被用者保険等保険者の確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額	算定政令附則第四条の二第一項第一号に掲げる額	算定政令附則第四条の二第一項第三号に掲げる額	算定政令附則第四条の二第二項に規定する調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額	算定政令附則第四条の二第三項に規定する特例退職被保険者等に係る調整前確定加入
---	----------------------------------	--	--	------------------------	------------------------	---------------------------------------	--

<p>第二十一条第一項</p>	<p>法第三十四条第一項</p>	<p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法附則第十三条の五の六</p>	<p>附則第五条の六（改正） （平成二十九年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付調整金額等の算定の特例） 第十四条 平成二十九年度において、被用者保険等保険者について、第二条、第十七条及び第三十六条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
-----------------	------------------	---	--

<p>第二十一条第一項</p>	<p>第三十四条第一項</p>	<p>附則第十三条の五の六</p>	<p>（平成二十九年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付調整金額等の算定の特例） 第五条の六 平成二十九年度において、被用者保険等保険者について、第二条、第十七条及び第三十六条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1332 1176 1380 1769"> <p>者割後期高齢者支援金額</p> </td> <td data-bbox="1204 1176 1332 1769"> <p>法附則第十三条の五の四第四項に規定する納付金概算拠出率</p> </td> <td data-bbox="1077 1176 1204 1769"> <p>法附則第十三条の五の五第四項に規定する納付金確定拠出率</p> </td> <td data-bbox="949 1176 1077 1769"> <p>法附則第十四条の五第四項に規定する支援金概算拠出率</p> </td> <td data-bbox="821 1176 949 1769"> <p>法附則第十四条の六第四項に規定する支援金確定拠出率</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="5" data-bbox="821 1769 1380 2016"> <p>小数点以下第八位未満を四捨五入する</p> </td> </tr> </table>	<p>者割後期高齢者支援金額</p>	<p>法附則第十三条の五の四第四項に規定する納付金概算拠出率</p>	<p>法附則第十三条の五の五第四項に規定する納付金確定拠出率</p>	<p>法附則第十四条の五第四項に規定する支援金概算拠出率</p>	<p>法附則第十四条の六第四項に規定する支援金確定拠出率</p>	<p>小数点以下第八位未満を四捨五入する</p>				
<p>者割後期高齢者支援金額</p>	<p>法附則第十三条の五の四第四項に規定する納付金概算拠出率</p>	<p>法附則第十三条の五の五第四項に規定する納付金確定拠出率</p>	<p>法附則第十四条の五第四項に規定する支援金概算拠出率</p>	<p>法附則第十四条の六第四項に規定する支援金確定拠出率</p>										
<p>小数点以下第八位未満を四捨五入する</p>														

		第十七条			
法第三十九条	第三十五条第一項	法第三十八条第一項	法第三十四条第一項	第二条第一項	第三十五条第一項
持続可能な医療保険制度を構築	附則第十三条の二	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法第三十八条第一項	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法附則第十三条の五の六	附則第十四条の規定により読み替えられた第二条第一項	附則第十三条の二

		第十七条		第十七条	
法第三十一条	第三十五条第一項	第三十四条第一項	第三十五条第一項	第三十四条第一項	第二条及び
附則第十四条の八第一項	附則第十三条の五の七	附則第十四条の七第一項	附則第十三条の五の六	附則第十三条の五の七	附則第五条の六の規定により読み替えられた第二条及び
		附則第五条の六の規定により読み替えられた第二条第一項	附則第十三条の五の六	附則第十三条の五の七	附則第五条の六の規定により読み替えられた第二条及び
		附則第五条の六の規定により読み替えられた第二条第一項	附則第十三条の五の六	附則第十三条の五の七	附則第五条の六の規定により読み替えられた第二条及び

				第三十六条		
第三十五条第一項		法第二百二十条第一項		第二条第一項	第二条及び	第一項
附則第十三条の二	<p>四 規 定 に よ る 改 正 前 の 法 附 則 第 十 四 条 の 七 第 一 項</p>	<p>持 続 可 能 な 医 療 保 険 制 度 を 構 築 す る た め の 国 民 健 康 保 険 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 （ 平 成 二 十 七 年 法 律 第 三 十 一 号 ） 第 十 条 の 規 定 に よ る 改 正 前 の 法 附 則 第 十 三 条 の 五 の 六</p>		<p>附 則 第 十 四 条 の 規 定 に よ り 読 み 替 え ら れ た 第 二 条 第 一 項</p>	<p>附 則 第 十 四 条 の 規 定 に よ り 読 み 替 え ら れ た 第 二 条 及 び</p>	<p>す る た め の 国 民 健 康 保 険 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 第 十 条 の 規 定 に よ る 改 正 前 の 法 第 三 十 九 条 第 一 項</p>

第一項

第二百一十一條 第一項		附則第十四條の二第一項
附則第五条の七（改正） （平成二十七年年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金等の額の算定の特例に係る端数計算）		
第十五條 平成二十七年年度において、被用者保険等保険者について、次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。		
法附則第十三條の二第二号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額	法附則第十三條の二第三号に規定する調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額	一円未満の端数を切り捨てる
法附則第十三條の二第四号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額	額	
額	法附則第十三條の三第一項第二号に掲げる額	
額	法附則第十三條の三第一項第四号に掲げる額	

（平成二十七年年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金等の額の算定の特例に係る端数計算）		
第五条の七 平成二十七年年度において、被用者保険等保険者について、次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。		
法附則第十三條の五の六第二号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額	法附則第十三條の五の六第三号に規定する調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額	一円未満の端数を切り捨てる
法附則第十三條の五の六第四号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額	額	
額	法附則第十三條の五の七第二号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額	
額	法附則第十三條の五の七第三号に規定する額	

法附則第十三条の三第二項に規定する後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額	法附則第十三条の三第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額	法附則第十三条の三第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に二分の一を乗じて得た額	法附則第十四条の二第二項第一号に掲げる額	法附則第十四条の二第二項第三号に掲げる額	法附則第十四条の二第二項に規定する確定総報酬割後期高齢者支援金額	法附則第十四条の二第三項に規定する特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額	法附則第十四条の二第四項に規定する各被
---	---	---	----------------------	----------------------	----------------------------------	--	---------------------

調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額	法附則第十三条の五の七第四号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額	法附則第十三条の五の八第一項第二号に掲げる額	法附則第十三条の五の八第一項第四号に掲げる額	法附則第十三条の五の八第二項に規定する後期高齢者支援金に係る概算総報酬割前期高齢者納付金額	法附則第十三条の五の八第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額	法附則第十三条の五の八第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に二分の一を乗じて得た額	法附則第十三条の五の九第一項第二号に掲
-----------------------	---	------------------------	------------------------	---	---	---	---------------------

<p>用者保険等保険者に係る確定加入者割後期高齢者支援金額（各特定健康保険組合にあつては、当該各特定健康保険組合に係る確定加入者割後期高齢者支援金額から同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額を控除した額）を平成二十七年における当該各被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金調整率で除して得た額の合計額に二分の一を乗じて得た額</p>	<p>算定政令附則第二条第一項第一号に掲げる額</p>	<p>算定政令附則第二条第一項第三号に掲げる額</p>	<p>算定政令附則第二条第二項に規定する調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額</p>	<p>算定政令附則第二条第三項に規定する特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額</p>	<p>法附則第十三条の三第四項に規定する納付金確定拠出率</p>	<p>法附則第十四条の二第四項に規定する支援</p>
<p>小数点以下第八位未満を四捨五入する</p>						

<p>げる額</p>	<p>法附則第十三条の五の九第一項第四号に掲げる額</p>	<p>法附則第十三条の五の九第二項に規定する後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額</p>	<p>法附則第十三条の五の九第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額</p>	<p>法附則第十三条の五の九第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に二分の一を乗じて得た額</p>	<p>法附則第十四条の七第一項第一号に掲げる額</p>	<p>法附則第十四条の七第一項第三号に掲げる額</p>	<p>法附則第十四条の七第二項に規定する概算総報酬割後期高齢者支援金額</p>
------------	-------------------------------	--	--	--	-----------------------------	-----------------------------	---

金確定拠出率

<p>法附則第十四条の七第三項に規定する特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額</p>	<p>法附則第十四条の七第四項に規定する各被用者保険等保険者の概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に二分の一を乗じて得た額</p>	<p>法附則第十四条の八第一項第一号に掲げる額</p>	<p>法附則第十四条の八第二項に規定する確定総報酬割後期高齢者支援金額</p>	<p>法附則第十四条の八第三項に規定する特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額</p>	<p>法附則第十四条の八第四項に規定する各被用者保険等保険者の確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組</p>
---	---	-----------------------------	---	---	--

<p>合における同条第一項第三号の特例退職被 保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支 援金額の合計額を控除した額に二分の一を 乗じて得た額</p>	<p>算定政令附則第四条の三第一項第一号に掲 げる額</p>	<p>算定政令附則第四条の三第一項第三号に掲 げる額</p>	<p>算定政令附則第四条の三第二項に規定する 調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額</p>	<p>算定政令附則第四条の三第三項に規定する 特例退職被保険者等に係る調整前確定加入 者割後期高齢者支援金額</p>	<p>法附則第十三条の五の八第四項に規定する 納付金概算拠出率</p>	<p>法附則第十三条の五の九第四項に規定する 納付金確定拠出率</p>	<p>法附則第十四条の七第四項に規定する支援 金概算拠出率</p>	<p>法附則第十四条の八第四項に規定する支援</p>	<p>小数点以下第八 位未満を四捨五 入する</p>
---	------------------------------------	------------------------------------	---	--	---	---	---------------------------------------	----------------------------	------------------------------------

		<p>附則第五条の八（改正）</p> <p>（平成三十年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付調整金額等の算定の特例）</p> <p>第十六条 平成三十年度において、被用者保険等保険者について、第二条、第十七条及び第三十六条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
第十七条	第二條及び	第三十五條第一項	附則第十三條の四
	第二條第一項		附則第十六條の規定により読み替えられた第二條及び
法第三十四條第一項			附則第十六條の規定により読み替えられた第二條第一項
			持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の

		<p>金確定拠出率</p> <p>（平成三十年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付調整金額等の算定の特例）</p> <p>第五条の八 平成三十年度において、被用者保険等保険者について、第二条、第十七条及び第三十六条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	
第十七条	第二條及び	第三十五條第一項	附則第十三條の七
	第二條第一項		附則第五條の八の規定により読み替えられた第二條及び
法第三十四條第一項			附則第五條の八の規定により読み替えられた第二條第一項
			附則第十三條の六

<p>法附則第十三条の四第一項第二号に規定する前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の確定額</p>	<p>一円未満の端数を切り捨てる</p>
<p>附則第五条の九（改正） （平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金等の額の算定の特例に係る端数計算） 第十七条 平成二十八年度において、被用者保険等保険者について、次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。</p>	
<p>法第二百二十条 第一項</p>	<p>規定による改正前の法附則第十三条の六</p>
<p>法第二百二十条 第一項</p>	<p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の法附則第十四条の九第一項</p>
<p>法第二百二十条 第一項</p>	<p>附則第十三条の四</p>
<p>法附則第十三条の六第一項第二号に規定する前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の概算額</p>	<p>一円未満の端数を切り捨てる</p>
<p>（平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金等の額の算定の特例に係る端数計算） 第五条の九 平成二十八年度において、被用者保険等保険者について、次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。</p>	

法附則第十三条の四第一項第三号に規定する調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額	法附則第十三条の四第一項第四号に規定する前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額	法附則第十三条の五第一項第二号に掲げる額	法附則第十三条の五第一項第四号に掲げる額	法附則第十三条の五第二項に規定する後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額	法附則第十三条の五第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額	法附則第十三条の五第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の二を乗じて得た額
---	---	----------------------	----------------------	---	--	---

法附則第十三条の六第一項第三号に規定する調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額	法附則第十三条の六第一項第四号に規定する前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額	法附則第十三条の七第一項第二号に規定する前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の確定額	法附則第十三条の七第一項第三号に規定する調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額	法附則第十三条の七第一項第四号に規定する前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額	法附則第十三条の八第一項第二号に掲げる額	法附則第十三条の八第一項第四号に掲げる額
---	---	---	---	---	----------------------	----------------------

法附則第十四条の三第一項第一号に掲げる額	法附則第十四条の三第一項第三号に掲げる額	法附則第十四条の三第二項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額	法附則第十四条の三第三項に規定する確定総報酬割後期高齢者支援金額	法附則第十四条の三第四項に規定する特例退職被保険者等に係る補正後確定加入者割後期高齢者支援金額	法附則第十四条の三第五項に規定する各被用者保険等保険者に係る補正後確定加入者割後期高齢者支援金額（各特定健康保険組合にあつては、当該各特定健康保険組合に係る補正後確定加入者割後期高齢者支援金額から同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る補正後確定加入者割後期高齢者支援金額を控除した額）を平成二十八年度における当該各被用者保険等保険者に係る確定後期高齢者支援金調整率で除して得た
----------------------	----------------------	--	----------------------------------	---	--

法附則第十三条の八第二項に規定する後期高齢者支援金に係る概算総報酬割前期高齢者納付金額	法附則第十三条の八第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額	法附則第十三条の八第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の二を乗じて得た額	法附則第十三条の九第一項第二号に掲げる額	法附則第十三条の九第一項第四号に掲げる額	法附則第十三条の九第二項に規定する後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額	法附則第十三条の九第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額
---	--	---	----------------------	----------------------	---	--

額の合計額に三分の二を乗じて得た額	算定政令附則第三条第一項第一号に掲げる額	算定政令附則第三条第一項第三号に掲げる額	算定政令附則第三条第二項に規定する調整前補正後確定加入者割後期高齢者支援金額	算定政令附則第三条第三項に規定する調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額	算定政令附則第三条第四項に規定する特例退職被保険者等に係る調整前補正後確定加入者割後期高齢者支援金額	法附則第十三条の五第四項に規定する納付金確定拠出率	法附則第十四条の三第五項に規定する支援金確定拠出率
						小数点以下第八位未満を四捨五入する	

法附則第十三条の九第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の二を乗じて得た額	法附則第十四条の九第一項第一号に掲げる額	法附則第十四条の九第一項第三号に掲げる額	法附則第十四条の九第二項に規定する被用者保険等被保険者に係る補正前概算後期高齢者支援金総額	法附則第十四条の九第三項に規定する概算総報酬割後期高齢者支援金額	法附則第十四条の九第四項に規定する特例退職被保険者等に係る補正後概算加入者割後期高齢者支援金額	法附則第十四条の九第五項に規定する各被用者保険等被保険者の補正後概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る補正後概算加入者割
---	----------------------	----------------------	---	----------------------------------	---	--

<p>後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に三分の二を乗じて得た額</p>	<p>法附則第十四条の十第一項第一号に掲げる額</p>	<p>法附則第十四条の十第一項第三号に掲げる額</p>	<p>法附則第十四条の十第二項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額</p>	<p>法附則第十四条の十第三項に規定する確定総報酬割後期高齢者支援金額</p>	<p>法附則第十四条の十第四項に規定する特例退職被保険者等に係る補正後確定加入者割後期高齢者支援金額</p>	<p>法附則第十四条の十第五項に規定する各被用者保険等保険者の補正後確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る補正後確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に三分の二を乗じて得た額</p>
--	-----------------------------	-----------------------------	---	---	--	---

算定政令附則第四条の四第一項第一号に掲げる額	算定政令附則第四条の四第一項第三号に掲げる額	算定政令附則第四条の四第二項に規定する調整前補正後確定加入者割後期高齢者支援金額	算定政令附則第四条の四第三項に規定する調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額	算定政令附則第四条の四第四項に規定する特例退職被保険者等に係る調整前補正後確定加入者割後期高齢者支援金額	法附則第十三条の八第四項に規定する納付金概算拠出率	法附則第十三条の九第四項に規定する納付金確定拠出率	法附則第十四条の九第五項に規定する支援金概算拠出率	法附則第十四条の十第五項に規定する支援金確定拠出率
					小数点以下第八位未満を四捨五入する			

※網掛けは保険料軽減特例に係る算定省令の改正による改正部分

(平成二十九年及び平成三十年の各年度の市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法の特例)

第十八条 平成二十九年及び平成三十年の各年度における、市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額の算定について、第二十三条第二項の規定を適用する場合には、同項中「該当するに至った日の属する月以後二年を経過する月までの間にある」とあるのは、「該当する」とする。

附則第六条 (削る)

(削る)

(市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法の特例)

第五条の十 当分の間、第二十三条第二項の規定の適用については、同項中「該当するに至った日の属する月以後二年を経過する月までの間にある」とあるのは、「該当する」とする。

(平成二十年度から平成二十五年度までの間の基金事業交付金及び基金事業貸付金の額並びに基金事業対象収入額の算定の特例)

第六条 施行令附則第十三条に規定する特定市町村における平成二十年度から平成二十五年度までの間の基金事業交付金又は基金事業貸付金の額の算定については、第二十四条第二号及び第二十七条第一号口中「繰入金金の額」とあるのは「繰入金金の額並びに法附則第十四条第二項の規定による繰入金のうち当該特定市町村に係る額」と、第三十二条第二号中「当該保険料収納下限額未満市町村」とあるのは「当該特定市町村である保険料収納下限額未満市町村」と、「繰入金金の額」とあるのは「繰入金金の額並びに法附則第十四条第二項の規定による繰入金のうち当該特定市町村である保険料収納下限額未満市町村に係る額」とする。

2 施行令附則第十三条に規定する特定市町村が含まれる後期高齢者医療広域連合における平成二十年度から平成二十五年度までの間の基金事業対象収入額の算定については、第三十三条中「繰入金金の額」とあるのは、「繰入金金の額並びに法附則第十四条第二項の規定による繰入金」とする。

附則第七条 (削る)

(削る)

- (平成二十年度及び平成二十一年度の基金事業交付金及び基金事業貸付金の額の算定の基礎となる額)
- 第七条 平成二十年度における基金事業貸付金の額の算定に係る初年度基金事業対象収入額は、第二十九条第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額を第二号に掲げる月数で除して得た額に十二を乗じて得た額とする。
- 一 平成二十年四月一日から平成二十年度における貸付金基準日までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額
 - 二 平成二十年度における基金事業貸付金の額の算定に係る初年度基金事業対象費用額は、第二十九条第二項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額を第二号に掲げる月数で除して得た額に十二を乗じて得た額とする。
 - 三 平成二十一年度における第二十四条第一号の額は、同号の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。
 - 一 平成二十年度において当該市町村が収納した平成二十年度分の保険料の額
 - 二 平成二十一年四月一日から平成二十一年度における交付金基準日までの間に収納した平成二十一年度分の保険料の額に、イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額
 - イ 前号の額
 - ロ 平成二十年四月一日から平成二十年度における交付金基準日迄当日までの間に当該市町村が収納した平成二十年度分の保険料の額

<p>4 平成二十一年度における第二十六条第一号(第三十一条において準用する場合を含む。)の額は、同号の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 平成二十年度における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額</p> <p>二 平成二十一年四月一日から平成二十一年度における交付金基準日までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額に、イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額</p> <p>イ 前号の額</p> <p>ロ 平成二十年四月一日から平成二十年度における交付金基準日までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額</p>	<p>5 平成二十一年度における第二十六条第二号(第三十一条において準用する場合を含む。)の額は、同号の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 平成二十年度における当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額</p> <p>二 平成二十一年四月一日から平成二十一年度における交付金基準日までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額に、イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額</p> <p>イ 前号の額</p> <p>ロ 平成二十年四月一日から平成二十年度における交付金基準日までの間の当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額</p>	<p>6 平成二十一年度における第三十二条第一号の額は、同号の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。</p>
---	---	--

附則第八条 (削る)

(削る)

附則第九条 (削る)

(削る)

一 平成二十年度における当該保険料収納下限額未滿市町村が収納した平成二十年度分の保険料の額

二 平成二十一年四月一日から平成二十一年度における貸付金基準日までの間に当該保険料収納下限額未滿市町村が収納した平成二十一年度分の保険料の額に、イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

イ 前号の額

ロ 平成二十年四月一日から平成二十年度における貸付金基準日迄当日までの間に当該保険料収納下限額未滿市町村が収納した平成二十年度分の保険料の額

(平成二十年度から平成二十四年度までの各年度における特別高額医療費共同事業拠出金の額の算定に係る療養の費用の額の算定方法)

第八条 算定政令附則第四条第一項第一号、同条第二項第一号、同条第三項第一号、同条第四項第一号及び同条第五項第一号の療養に係る費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、医療等(老人保健法第二十条に規定する医療等(高額医療費の支給を除く。))をいう。)の額とする。

(平成二十年度における特別高額医療費共同事業拠出金の額の算定方法)

第九条 算定政令附則第四条第一項第一号イの厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額は、当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに、当該市町村に係る老人医療受給対象者(老人保健法第十七条第二項第四号に規定する老人医療受給対象者をいう。以下この条において同じ。)であつて老人保健法第二十八条第一項第二号の適用がされないものが平成十五年十二

月一日から平成十八年十一月三十日までの間に受けた療養に係る費用として前条で定めるところにより算定した額のうち、当該老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る費用の額（当該療養（施行令附則第二条の規定による廃止前の老人保健法施行令（昭和五十七年政令第二百九十三号）第十四条第一項第二号に規定する特定給付対象療養（次項において「特定給付対象療養」という。）を除く。）につき老人保健法第三十四条に規定する法令による給付又は老人保健法第三十四条の二に規定する介護保険法による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）（指定法人が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書に係るものに限る。）が四百二十万円を超えるものの二百万円を超過するものに限り、当該療養に係る費用として前条で定めるところにより算定した額の合計額とする。

2

算定政令附則第四条第一項第一号ロの厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額は、当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに、当該市町村に係る老人医療受給対象者であつて老人保健法第二十八条第一項第二号の規定が適用されるものが平成十五年十二月一日から平成十八年十一月三十日までの間に受けた療養に係る費用として前条で定めるところにより算定した額のうち、当該老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき老人保健法第三十四条に規定する法令による給付又は老人保健法第三十四条の二に規定する介護保険法による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）（指定法人が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書に係るものに限る。）が四百二十万円を超えるものの二百万円

附則第十条 (削る)

(削る)

を超える部分の額の合計額とする。

(平成二十一年度における特別高額医療費共同事業拠出金の額の算定方法)

第十条 前条第一項の規定は、算定政令附則第四条第二項第一号イ(1)の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額について準用する。この場合において、前条第一項中「平成十五年十二月一日から平成十八年十一月三十日まで」とあるのは「平成十六年十二月一日から平成十八年十月三十一日まで」と、「前条」とあるのは「附則第八条」と読み替えるものとする。

2 前条第一項の規定は、算定政令附則第四条第二項第一号イ(2)の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額について準用する。この場合において、前条第一項中「平成十五年十二月一日から平成十八年十一月三十日まで」とあるのは「平成十八年十一月一日から平成十九年十一月三十日まで」と、「前条」とあるのは「附則第八条」と、「四百二十万円」とあるのは「四百万円」と読み替えるものとする。

3 前条第二項の規定は、算定政令附則第四条第二項第一号ロ(1)の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額について準用する。この場合において、前条第二項中「平成十五年十二月一日から平成十八年十一月三十日まで」とあるのは「平成十六年十二月一日から平成十八年十月三十一日まで」と、「前条」とあるのは「附則第八条」と読み替えるものとする。

4 前条第二項の規定は、算定政令附則第四条第二項第一号ロ(2)の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額について準用する。この場合において、前条第二項中「平成十五年十二月一日から平成十八年十一月三十日まで」とあるのは「平成十八年十一月一日から平成十九年十一月三十日まで」と、「前条」とあ

附則第十一条 (削る)

(削る)

るのは「附則第八条」と、「四百二十万円」とあるのは「四百万円」と読み替えるものとする。

(平成二十二年度における特別高額医療費共同事業拠出金の額の算定方法)

2 | 第十一条 附則第九条第一項の規定は、算定政令附則第四条第三項第一号イ(1)の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額について準用する。この場合において、附則第九条第一項中「平成十五年十二月一日から平成十八年十一月三十日まで」とあるのは「平成十七年十二月一日から平成十八年十月三十一日まで」と、「前条」とあるのは「附則第八条」と読み替えるものとする。

3 | 附則第九条第一項の規定は、算定政令附則第四条第三項第一号イ(2)の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額について準用する。この場合において、附則第九条第一項中「平成十五年十二月一日から平成十八年十一月三十日まで」とあるのは「平成十八年十一月一日から平成二十年三月三十一日まで」と、「前条」とあるのは「附則第八条」と、「四百二十万円」とあるのは「四百万円」と読み替えるものとする。

4 | 附則第九条第二項の規定は、算定政令附則第四条第三項第一号ロ(1)の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額について準用する。この場合において、附則第九条第二項中「平成十五年十二月一日から平成十八年十一月三十日まで」とあるのは「平成十七年十二月一日から平成十八年十月三十一日まで」と、「前条」とあるのは「附則第八条」と読み替えるものとする。

5 | 附則第九条第二項の規定は、算定政令附則第四条第三項第一号ロ(2)の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額について準用する。この場合において、附則第九条第二項中「平成

附則第十二条 (削る)

(削る)

十五年十二月一日から平成十八年十一月三十日まで」とあるのは「平成十八年十一月一日から平成二十年三月三十一日まで」と、「前条」とあるのは「附則第八条」と、「四百二十万円」とあるのは「四百万円」と読み替えるものとする。

(平成二十三年度における特別高額医療費共同事業拠出金の額の算定方法)

第十二条 附則第九条第一項の規定は、算定政令附則第四条第四項第一号イの厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額について準用する。この場合において、附則第九条第一項中「平成十五年十二月一日から平成十八年十一月三十日まで」とあるのは「平成十八年十二月一日から平成二十年三月三十一日まで」と、「前条」とあるのは「附則第八条」と、「四百二十万円」とあるのは「四百万円」と読み替えるものとする。

2 附則第九条第二項の規定は、算定政令附則第四条第四項第一号ロの厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額について準用する。この場合において、附則第九条第二項中「平成十五年十二月一日から平成十八年十一月三十日まで」とあるのは「平成十八年十二月一日から平成二十年三月三十一日まで」と、「前条」とあるのは「附則第八条」と、「四百二十万円」とあるのは「四百万円」と読み替えるものとする。

附則第十三条 (削る)

(削る)

(平成二十四年度における特別高額医療費共同事業拠出金の額の算定方法)

第十三条 附則第九条第一項の規定は、算定政令附則第四条第五項第一号イの厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額について準用する。この場合において、附則第九条第一項中「平成十五年十二月一日から平成十八年十一月三十日まで」とある

附則第十四条（削る）

（削る）

のは「平成十九年十二月一日から平成二十年三月三十一日まで」と、「前条」とあるのは「附則第八条」と、「四百二十万円」とあるのは「四百万円」と読み替えるものとする。

2 附則第九条第二項の規定は、算定政令附則第四条第五項第一号ロの厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額について準用する。この場合において、附則第九条第二項中「平成十五年十二月一日から平成十八年十一月三十日まで」とあるのは「平成十九年十二月一日から平成二十年三月三十一日まで」と、「前条」とあるのは「附則第八条」と、「四百二十万円」とあるのは「四百万円」と読み替えるものとする。

（平成二十年度及び平成二十一年度における被保険者の数の特例）
第十四条 平成二十年度における特別高額医療費共同事業事務費拠出金の額（算定政令第二十四条に規定する特別高額医療費共同事業事務費拠出金の額をいう。次項において同じ。）の算定については、第三十五条第一項中「当該年度の前々年度の当該後期高齢者医療広域連合の被保険者の数を当該年度の前々年度の各後期高齢者医療広域連合の被保険者の数」とあるのは「平成十八年度における当該後期高齢者医療広域連合を組織する各市町村の老人医療受給対象者（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第十七条第二項第四号に規定する老人医療受給対象者をいう。以下同じ。）の数の合計数を平成十八年度における各後期高齢者医療広域連合を組織する各市町村の老人医療受給対象者の数の合計数」と、同条第二項中「後期高齢者医療広域連合の被保険者」とあるのは「後期高齢者医療広域連合を組織する各市町村の老人医療受給対象者」と、「被保険者の数の」

附則第十五条 (条ズレ)

(法附則第二条の厚生労働省令で定める者)

第十九条 (略)

附則第十六条 (条ズレ)

(法附則第二条の厚生労働省令で定める病床の種類)

第二十条 (略)

とあるのは「老人医療受給対象者の数の」とする。

2 | 平成二十一年度における特別高額医療費共同事業事務費拠出金の額の算定については、第三十五条第一項中「当該年度の前々年度の当該後期高齢者医療広域連合の被保険者の数を当該年度の前々年度の各後期高齢者医療広域連合の被保険者の数」とあるのは「平成十九年度における当該後期高齢者医療広域連合を組織する各市町村の老人医療受給対象者（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第十七条第二項第四号に規定する老人医療受給対象者をいう。以下同じ。）の数の合計数を平成十九年度における各後期高齢者医療広域連合を組織する各市町村の老人医療受給対象者の数の合計数」と、同条第二項中「後期高齢者医療広域連合の被保険者」とあるのは「後期高齢者医療広域連合を組織する各市町村の老人医療受給対象者」と、「被保険者の数の」とあるのは「老人医療受給対象者の数の」とする。

(法附則第二条の厚生労働省令で定める者)

第十五条 法附則第二条の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十九条第二項に規定する医療法人
- 二 医療法第七条の規定により病院又は診療所の開設の許可を受けた者（前号に該当する者を除く。）
- 三 医療法第八条の規定により診療所の開設の届出をした者

(法附則第二条の厚生労働省令で定める病床の種類)

第十六条 法附則第二条の厚生労働省令で定める病床の種類は、次

附則第十七条 (条ズレ)

(法附則第二条の厚生労働省令で定める施設)

第二十一条 (略)

附則第十八条 (条ズレ)

(病床転換支援金に係る加入者見込総数等の算定方法)

第二十二條 第十九條第一項の規定は、法附則第八条に規定する当該年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数の算定について準用する。

2・3 (略)

附則第十八条の二 (削る)

(削る)

に掲げる病床とする。

一 医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床

二 医療の効率的な提供の推進のために病床の転換(法附則第二条に規定する病床の転換をいう。)が必要と認められる病床

(法附則第二条の厚生労働省令で定める施設)

第十七條 法附則第二条の厚生労働省令で定める施設は、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームその他厚生労働大臣が定めるものとする。

(病床転換支援金に係る加入者見込総数等の算定方法)

第十八條 第十九條第一項の規定は、法附則第八条に規定する当該年度におけるすべての保険者に係る加入者の見込総数の算定について準用する。

2 第十九條第二項の規定は、法附則第八条に規定する当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数の算定について準用する。

3 新設保険者等に係る法附則第八条に規定する当該年度における当該保険者に係る加入者の見込数の算定については、前項の規定にかかわらず、第十九條第三項の規定を準用する。

(平成二十八年度における病床転換支援金に係る加入者見込総数等の算定方法)

第十八條の二 前條第一項の規定にかかわらず、附則第五条の二の十一第一項の規定は、平成二十八年度における法附則第八条に規定する当該年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数の算定について準用する。

2 前條第二項の規定にかかわらず、附則第五条の二の十一第二項

附則第十八条の三 (条ズレ)

(病床転換支援金の算定に係る加入者一人当たり負担見込額の算定方法)

第二十三条 (略)

附則第十九条 (改正)

(病床転換助成関係事務費拠出金の額の算定方法)

第二十四条 第二十一条の規定は、法附則第九条に規定する病床転換助成関係事務費拠出金の額の算定について準用する。この場合において、第二十一条中「第百三十九条第一項第一号」とあるのは、「附則第十一条第一項」と読み替えるものとする。

附則第十九条の二 (改正・条ズレ)

(公示)

第二十五条 厚生労働大臣が、附則第二十三条に規定する加入者一人当たり負担見込額及び前条において準用する第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

附則第二十条 (条ズレ)

(病床転換支援金等に係る納付の猶予の申請)

の規定は、平成二十八年度における法附則第八条に規定する当該年度における当該保険者に係る加入者の見込額の算定について準用する。

3

新設保険者等に係る平成二十八年度における法附則第八条に規定する当該年度における当該保険者に係る加入者の見込額の算定については、前条第三項及び前項の規定にかかわらず、附則第五条の二の十一第三項の規定を準用する。

(病床転換支援金の算定に係る加入者一人当たり負担見込額の算定方法)

第十八条の三 加入者一人当たり負担見込額は、当該年度における病床転換助成事業に要する費用の二十七分の十二に相当する額を加入者見込総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(病床転換助成関係事務費拠出金の額の算定方法)

第十九条 第二十一条の規定は、法附則第九条に規定する病床転換助成関係事務費拠出金の額の算定について準用する。この場合において、第二十一条中「法第百三十九条第一項第一号」とあるのは、「法附則第十一条第一項」と読み替えるものとする。

(公示)

第十九条の二 厚生労働大臣が、附則第十八条の三に規定する加入者一人当たり負担見込額及び附則第十九条において準用する第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

(病床転換支援金等に係る納付の猶予の申請)

第二十六条 (略)

附則第二十一条 (条ズレ)

(病床転換支援金等に係る端数計算)

第二十七条 (略)

附則第二十二条 (削る)

(削る)

附則第二十二条の二 (削る)

(削る)

(削る)

第二十条 第二十二条の規定は、法附則第十条において準用する法第四十六条第一項の規定により病床転換支援金等(法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等をいう。以下同じ。)の一部の納付の猶予を受けようとする保険者について準用する。

(病床転換支援金等に係る端数計算)

第二十一条 病床転換支援金等の額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(平成二十年度及び平成二十一年度の病床転換支援金等に係る算定の特例)

第二十二条 附則第二条第四項及び附則第三条第四項の規定は、病床転換支援金等の額の算定に係る平成二十年度及び平成二十一年度における加入者見込数の算定について準用する。

(特例退職被保険者等の加入率の算定方法)

第二十二条の二 法附則第十三条の四第三項及び法附則第十四条の三第三項の特定健康保険組合(健康保険法附則第三条第一項に規定する特定健康保険組合をいう。以下同じ。)に係る加入者の見込数に対する特例退職被保険者等(国民健康保険法附則第二十一条第一項に規定する特例退職被保険者及びその被扶養者をいう。以下同じ。)である加入者の見込数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率は、当該特定健康保険組合の特例退職被保険者等である加入者見込数を当該特定健康保険組合の加入者見込数で除して得た率とする。

2 前項の規定は、法附則第十三条の五第三項及び法附則第十四条の四第三項の特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険

附則第二十二條の三（削る）

（削る）

附則第二十二條の四（改正・条ズレ）

（特例退職被保険者等の加入率の算定方法）

第二十八條 法附則第十三條の三第三項及び法附則第十四條の第二項の特定健康保険組合（健康保険法附則第三條第一項に規定する特定健康保険組合をいう。次條において同じ。）に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等（国民健康保険法附則第二十一條第一項に規定する特例退職被保険者及びその被扶養者をいう。次條において同じ。）である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率は、当該特定健康保険組合の特例退職被保険者等である加入者の数を当該特定健康保険組合の加入者の数で除して得た率とする。

（削る）

組合ごとに算定される率の算定について準用する。この場合において、前項中「加入者の見込数」及び「加入者見込数」とあるのは、「加入者の数」と読み替えるものとする。

第二十二條の三 法附則第十三條の五の四第三項及び法附則第十四

條の五第三項の特定健康保険組合に係る加入者の見込数に対する特例退職被保険者等である加入者の見込数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率は、当該特定健康保険組合の特例退職被保険者等である加入者見込数を当該特定健康保険組合の加入者見込数で除して得た率とする。

2 前項の規定は、法附則第十三條の五の五第三項及び法附則第十

四條の六第三項の特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率の算定について準用する。この場合において、前項中「加入者の見込数」及び「加入者見込数」とあるのは、「加入者の数」と読み替えるものとする。

第二十二條の四 法附則第十三條の五の八第三項及び法附則第十四

條の七第三項の特定健康保険組合に係る加入者の見込数に対する特例退職被保険者等である加入者の見込数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率は、当該特定健康保険組合の特例退職被保険者等である加入者見込数を当該特定健康保険組合の加入者見込数で除して得た率とする。

2 前項の規定は、法附則第十三條の五の九第三項及び法附則第十

附則第二十二條の五（改正・条ズレ）

第二十九條 法附則第十三條の五第三項及び法附則第十四條の第三項の特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率は、当該特定健康保険組合の特例退職被保険者等である加入者の数を当該特定健康保険組合の加入者の数で除して得た率とする。

（削る）

附則第二十三條（削る）

（削る）

四條の八第三項の特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率の算定について準用する。この場合において、前項中「加入者の見込数」及び「加入者見込数」とあるのは、「加入者の数」と読み替えるものとする。

第二十二條の五 法附則第十三條の八第三項及び法附則第十四條の九第三項の特定健康保険組合に係る加入者の見込数に対する特例退職被保険者等である加入者の見込数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率は、当該特定健康保険組合の特例退職被保険者等である加入者見込数を当該特定健康保険組合の加入者見込数で除して得た率とする。

2 前項の規定は、法附則第十三條の九第三項及び法附則第十四條

の十第三項の特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率の算定について準用する。この場合において、前項中「加入者の見込数」及び「加入者見込数」とあるのは、「加入者の数」と読み替えるものとする。

（後期高齢者医療広域連合が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法）

第二十三條 算定政令附則第十五條第一項の法附則第十四條第二項の規定により毎年度後期高齢者医療広域連合が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額は、当該年度において施行令附則第十三條に規定する特定市町村区域内被保険者であることが、当該年度の十月二十日までの間に明らかになつた被保険者について、当該後期高齢者医療広域連合が同條の規定の適用がないものとして施行令第十八條に規定する基準に従い賦課を行うこととした

附則第二十四条 (改正・条ズレ)

(公示)

第三十条 厚生労働大臣は、次に掲げる率を定めたときは、年度ごと
 とにあらかじめ公示するものとする。

- (削る)
- (削る)
- (削る)
- (削る)
- (削る)
- (削る)
- (削る)
- (削る)
- 一 法附則第十三条の三第四項に規定する納付金確定拠出率
 (削る)
- 二 法附則第十四条の二第四項に規定する支援金確定拠出率
 (削る)
- 三 法附則第十三条の五第四項に規定する納付金確定拠出率
 (削る)
- 四 法附則第十四条の三第五項に規定する支援金確定拠出率

場合に得られる当該年度の保険料の合計額から施行令附則第十三条の規定を適用して施行令第十八条及び附則第十三条に規定する基準に従い賦課を行う場合に得られる当該年度の保険料の合計額を控除した額(その額が現に当該年度分の法附則第十四条第二項に規定する減少することとなる保険料の総額を超えるときは、当該総額)とする。

(公示)

第二十四条 厚生労働大臣は、次に掲げる率を定めたときは、年度ごと
 とにあらかじめ公示するものとする。

- 一 法附則第十三条の四第四項に規定する納付金概算拠出率
- 二 法附則第十三条の五第四項に規定する納付金確定拠出率
- 三 法附則第十四条の三第四項に規定する支援金概算拠出率
- 四 法附則第十四条の四第四項に規定する支援金確定拠出率
- 五 法附則第十三条の五の四第四項に規定する納付金概算拠出率
- 六 法附則第十三条の五の五第四項に規定する納付金確定拠出率
- 七 法附則第十四条の五第四項に規定する支援金概算拠出率
- 八 法附則第十四条の六第四項に規定する支援金確定拠出率
- 九 法附則第十三条の五の八第四項に規定する納付金概算拠出率
- 十 法附則第十三条の五の九第四項に規定する納付金確定拠出率
- 十一 法附則第十四条の七第四項に規定する支援金概算拠出率
- 十二 法附則第十四条の八第四項に規定する支援金確定拠出率
- 十三 法附則第十三条の八第四項に規定する納付金概算拠出率
- 十四 法附則第十三条の九第四項に規定する納付金確定拠出率
- 十五 法附則第十四条の九第五項に規定する支援金概算拠出率
- 十六 法附則第十四条の十第五項に規定する支援金確定拠出率

○ 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）（抄）（第六条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則第十五条 附則</p> <p>（被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する経過措置） 第十五条 国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者に係る拠出金（同項に規定する拠出金をいう。次項及び第三項において「被用者保険等保険者拠出金」という。）の額等の算定等については、第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（以下「旧拠出金省令」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧拠出金省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>附則</p> <p>（被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する経過措置） 第十五条 国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者に係る拠出金（同項に規定する拠出金をいう。次項及び第三項において「被用者保険等保険者拠出金」という。）の額等の算定等については、第八条の規定による廃止前の国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（以下「旧拠出金省令」という。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧拠出金省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>（略）</p>	<p>第一条の二 第一項</p>
<p>（略）</p>	<p>国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第二条第二項第一号に掲げる負担調整前概算医療費拠出</p>
<p>（略）</p>	<p>法附則第七条第一項第二号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）のうち、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による概算調整対象基準額又は同法の規定</p>

(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

第一条の三 第二項及び 第三項並び に第一条の 四	第一条の三 第一項	第一条の二 第二項	金の額
第四条の五第一項第三 号	算定政令第四条の五第 一項第三号	算定政令第二条第二項 第二号に掲げる負担調 整前確定医療費拠出金 の額	法第七十条第一項第二 号
附則第三条第一項第三 号	国民健康保険の国庫負 担金等の算定に関する 政令（昭和三十四年政 令第四十一号。以下「 算定政令」という。） 附則第三条第一項第三 号	退職被保険者等所属割 合のうち、高齢者の医 療の確保に関する法律 の規定による確定調整 対象基準額又は同法の 規定による確定後期高 齢者支援金	同項 による概算後期高齢者 支援金

		(略)	(削る)	(削る)	(削る)	(略)	(略)	(略)	(削る)
(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)	

	第十条	項 第九条第一	項 第八条第二	項 第八条第一	第二	第二	第二	第二	第二
号	号	第八十一条の四第二項	第八十一条の四第一項	第七條第二項	第八十一条の十第一項	調整金額	第八十一条の三第一項	第八十一条の四第一項	第八十一条の二第一項
号	号	附則第十二條第二項	附則第十二條第一項	附則第六條第二項	附則第六條第一項	抛出金調整金額	附則第十一條第一項	附則第十二條第一項	附則第十條第三項
号	号	附則第三條第一項第二	附則第三條第一項第一	附則第三條第一項第二	附則第三條第一項第一	附則第十七條第一號	附則第十七條第一號	附則第十七條第一號	附則第十七條第一號

			第十五条		(略)	(略)	(略)	(略)
			老人保健法施行規則（昭和五十八年厚生省令第二号）第五十九条	老人保健法施行規則	(略)	(略)	(略)	(略)
			第五十九条第一項中「第六十二条第一項」	高齡者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齡者交付金等の額の算定等に関する省令第二十二條	(略)	(略)	(略)	(略)
			第八十一条の十二	高齡者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齡者交付金等の額の算定等に関する省令	(略)	(略)	(略)	(略)
			国民健康保険法附則第十六条	高齡者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齡者交付金等の額の算定等に関する省令第二十二條	(略)	(略)	(略)	(略)

			第十五条	(新設)	第十三条	第十二条第一項	第十一条	
			老人保健法施行規則（昭和五十八年厚生省令第二号）第五十九条		第八十一条の七第一項	第八十一条の六	第八十一条の五第二項	
			第六十一条第三項		第八十一条の十第一項	第八十一条の六	第七十二条の四第一項	
			同令第六十二条		附則第十五条第一項	附則第十四条	附則第七条第一項	
			第五十九条第一項		附則第十七条	附則第十四条	附則第十三条第二項	
			第二十二條第一項		附則第十五条第一項	附則第十四条	附則第十三条第二項	

(略)				
(略)	(略)	(略)	(略)	老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第六十二条第一項
(略)	(略)	(略)	(略)	法第四十六条第一項

第十六条								
同一の世帯	規定する健康保険の被保険者	法附則第十項	附則第七項	標準報酬総額	及び七十五歳以上の加入者等の数	老人保健法	第八十一条の十二	第六十二条第一項
同一の世帯	規定する健康保険の被保険者(六十五歳に達する日の属する月の翌月以後であるものを除く。)	同条第六項	附則第二十一条第二項	標準報酬総額	、前期高齢者である加入者の数、法定給付費額及び前期高齢者給付費額	高齢者の医療の確保に関する法律	附則第十九条	第四十六条第一項

(略)	(略)	(略)						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第十九条		第十八条		第十七条				
第八十一条の二第二項	法附則第十項	附則第九項第三号	法附則第十項	附則第八項第三号	附則第九項第一号	附則第八項第一号	特例退職加入者	特例退職組合員
附則第十条第一項	同条第六項	附則第二十一条第四項第三号	同条第六項	附則第二十一条第三項第三号	附則第二十一条第四項第一号	附則第二十一条第三項第一号	特例退職加入者（六十五歳に達する日の属する月の翌月以後であるものを除く。）	特例退職組合員（六十五歳に達する日の属する月の翌月以後であるものを除く。）

(削る)

(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

2 |

第一条の二 算定政令第四条の五第 国民健康保険の国庫負	附則第二条			
	法附則第八項第二号に規定する特例退職被保険者等加入割合に係る算定政令附則第十六項において準用する算定政令第二条第二項の規定による	第七十条第一項第二号	附則第六項	同一の世帯
	算定政令附則第十二条の規定により退職被保険者等所属割合の算定方法の例に準じることとされた法附則第二十一条第三項第二号に規定する特例退職被保険者等所属割合の	附則第七条第一項	附則第二十一条第一項	六十五歳に達する日の属する月の翌月以後であるもの又は同一の世帯

平成二十年度における被用者保険等保険者拠出金の額等の算定等について、前項前段の規定によりなおその効力を有することとされた旧拠出金省令の規定を適用する場合においては、前項後段の規定にかかわらず、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、前項後段の規定（第一条の二第一項の項を除く。）を準用する。

(削る)

第一項	第一項第三号	担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。） 附則第三条第一項第三号
次の各号に掲げる市町村	前年度における次の各号に掲げる市町村	前年度の退職被保険者等（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第四十一条の規定により法附則第七条第一項の退職被保険者等とみなされる者を除く。以下この項及び第二項第二号において同じ。）
3	平成二十一年度における被用者保険等被保険者拠出金の額等の算定等について、第一項前段の規定によりなおその効力を有することとされた旧拠出金省令の規定を適用する場合においては、第一項後段の規定にかかわらず、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、第一項後段の規定（第一条の二第二項及	

第一条の二 第三項及び 第一条の三		第一条の二 第二項	
号 第四条の五第一項第三	前々年度における退職 被保険者等	号 第四条の五第一項第三	
号 附則第三条第一項第三	前々年度における退職 被保険者等（健康保険 法等の一部を改正する 法律（平成十八年法律 第八十三号）附則第四 十一条の規定により法 附則第七条第一項の退 職被保険者等とみなさ れる者を除く。以下こ の号において同じ。）	号 附則第三条第一項第三	

び第三項並びに第一条の三の項を除く。）を準用する。